

工D-29

99-205

明治三十八年十一月刊行

# 滿洲要覽

遼東兵站監部

明治  
11 22  
丙交



## 序

懸軍兩載多大ノ國帑ト生命ヲ擲チテ救濟シ得タル滿洲  
ノ地之ヲ開發シ之ヲ保全シ所謂極東百年ノ平和ヲ策ス  
ルハ我カ邦ノ責任ニシテ亦戰捷ノ效果ヲ完フスル所以  
ナリ然ルニ戰前ノ滿洲ハ殆ント暗雲茫漠ノ中ニ鎖サレ  
戰交ルヤ倏チ修羅ノ巷ト化シ人ヲシテ愈々其真相ヲ知ル  
能ハサラシム今ヤ平和ノ克復ヲ見ル滿洲ノ研究ハ實ニ  
刻下ノ急務ニアラスヤ苟クモ之レカ研究ニシテ緩漫苟  
且ナランカ獨リ善後ノ經營ニ挫折ヲ免レサルノミナラ  
ス或ハ累テ國權ノ消長ニ及ホスコト無キニアラサルヘ  
シ



本書ハ交戦以來當部管轄内ニ於ケル各軍政署ノ調査兵  
站司令部ノ報告及ヒ從軍セル専門諸家ノ意見ヲ蒐輯シ  
騎兵少佐牧野正臣之ヲ監督シ通譯官關口長之通譯岡幸  
七郎小池英治囑託藤井秀五郎ヲシテ軍務ノ傍ラ其月ノ  
間ニ編纂セシメタルモノナレハ固ヨリ精粗一ナラス誤  
脱モ少ナカラサルヘキヲ知ル然レトモ時ハ方ニ戦後經  
營ノ行程ニ上ラントシ機ハ既ニ實地著手ノ急ニ迫レリ  
此時ニ當リ一ノ指鍼ニ充ツヘキモノ無クンハ實地經營  
者ヲシテ方向ヲ誤ラシメンコトヲ恐ル本書ハ敢テ指鍼  
ヲ以テ自ラ任スルニ非ラスト雖トモ刻下ノ形勢巧遲ノ  
拙速ニ如カサルヲ信シ茲ニ之ヲ世ニ公ニス幸ニ國民ノ

滿洲經營ニ裨補スル所アルヲ得ハ則チ番ニ吾人ノ慶福  
ノミナラサルナリ

明治三十八年十月

遼東兵站監陸軍少將

井口省吾識



# 滿洲要覽

## 目次

第一章	總論	一
第二章	建置沿革	九
第三章	政治一斑	一三
第一	盛京省官衙の統屬	一三
第二	民政機關	二四
第三	軍政機關	三一
第四	行政改革の端緒	三四
第五	下級行政機關	三九
一	團練會◎附紅鬍子(馬賊)	
二	戶籍法	
第六	土地地域の稱呼並に賣買變換の概要	五二
第七	租稅徵收の概要	五六

目次

一

序

四



一、地租の部 二、雜稅の部 三、捐銀取立法  
 四、釐金稅 五、河防稅  
 第八 訴訟の概要……………七二  
 一、法廷の狀況 二、斬罪の刑 三、判決の例  
 第九 兵備の概況……………八〇

第四章 殖産興業……………八五

第一 緒言……………八五  
 第二 農業……………八五  
 ◎農産物の種類◎耕種の方法◎肥料の製法◎播種及び收穫◎附一、菓物◎附二、氣候一斑及び氣溫表  
 第三 蠶業……………一〇一  
 ◎産出地域◎柞樹の種類及び栽培法◎蠶兒の飼育法◎蠶種の貯藏法◎蠶病の種類及び害毒豫防法◎一個人の

飼養量◎繭の收穫高◎製絲方法◎春繭と秋繭との比較  
 ◎繭及び絲の輸出額◎蠶絲の取引習慣及び價格

第四 礦業……………一一三

◎金◎銀◎鐵◎石炭  
 一、烟台炭坑の現況及び略圖……………一一七  
 二、撫順炭坑の現況及び略圖……………一二二  
 三、復州炭坑(炸子窰及び五湖窰)の現況及び略圖……………一二九  
 四、通化懷仁の礦山所在地……………一三五  
 ◎附一、……………一三九

一、奉天省礦務章程 二、奉天礦務局局規  
 三、續奉天礦務局章程 四、礦山地區

◎附二、溫泉……………一五七

一、湯崗子 二、熊岳城 三、湯河沿 四、湯山城

第五 鹽業……………一六二



◎産出の地域◎鹽田の形狀◎製鹽の方法◎製鹽總額◎價格及び販路◎釐捐稅額◎鹽田の賣買價格◎製鹽の經費及び雇人の關係◎製鹽の斗量◎製鹽の貯藏

第六 林業

一六八

◎山林の種類◎森林の地域◎樹木の種類◎伐採の状況◎木材の運搬◎木材販賣の状況◎木稅局及び課稅法◎大東木植公司の組織及び業務◎露國の伐木状況及び鴨綠江上流の農産物と副産物

◎附 薪 炭

一七九

(一) 薪 ▲産地 ▲種類 ▲伐採時期及び輪伐年限 ▲價格 ▲産出額 ▲需用供給の關係

第七 牧畜

一八六

◎種類及び品種◎現在數◎平均一戸の飼養數◎價格

賣買の習慣及び税金◎飼養及び管理法◎飼料◎繁殖の方法◎病疫の治療法◎收益の概況◎需用供給の關係◎附養豚に關する調査

第八 漁業

二〇一

◎種類◎漁業區域◎漁業期◎漁船及び漁具の種類◎價格及び販路◎日本人漁業の状況◎附獵業

第五章 商業

二〇七

第一 緒言

二〇七

第二 内地貿易の關係

二〇九

◎遼河流域貿易◎鴨綠江流域貿易◎金州半島貿易◎重なる都市の商況

- ▲奉天 ▲遼陽 ▲鐵嶺 ▲通江口 ▲海城 ▲蓋平 ▲營口 ▲復州 ▲金州 ▲大連 ▲旅順 ▲安東縣 ▲新義州 ▲鳳凰城 ▲岫巖 ▲大孤山 ▲新民廳 ▲法庫門 ▲奉化 ▲昌圖府 ▲開原 ▲長春 ▲大東溝 ▲龍巖浦



第三 對外貿易の關係……………二二五

◎牛莊貿易營口貿易◎輸出入の概要……………二二九

- ▲豆類▲豆粕▲豆油▲柞蠶絲▲綿布類▲綿絲▲燐寸▲昆布▲錫▲乾鮑▲
- 海參▲鱈魚▲乾蝦▲寒天▲椎茸▲人參▲洋傘▲紙類▲煙草▲鉛▲陶
- 磁器▲其他重要品

◎日本と營口との貿易關係……………二六九

◎安東縣貿易……………二七二

第四 關 稅……………二七六

◎新稅關……………二七六

- ▲通過稅▲輸出入稅▲噸稅及び沿岸貿易稅

◎舊稅關……………二八一

◎輸出入稅關手續……………二八二

◎輸入貨物稅則……………二八七

◎輸出貨物稅則……………三〇〇

第四 金融機關……………三一三

◎錢 舖

- ▲兩替▲爲換法▲貸付方▲錢票發行▲銀の賣買

◎當舖◎銀市◎酒造營業竝に油房雜糧房◎附遼陽公立

銀行章程

第五 貨幣の種類……………三二三

◎洋錢及び圓銀◎銅錢◎錢票

- ▲發行手續▲交換順序▲種類▲様式

◎寶銀及び銀塊◎秤衡

第六 商店の組織……………三三七

◎營業主と傭人の關係……………三三八

第七 商習慣……………三四一

- ▲商品賣買法▲客店車店▲料理店▲煙館▲青物竝に魚肉商▲商標看
- 板▲廣告法▲傭人の休暇▲商人の娛樂

第八 公議會……………三四九



◎其二沙河鎮安東縣公議條規◎其二營口公議會の組織並に業務一斑

第九 物價表(重要市場)三……………(自三三五七至三七八)

### 第六章 運輸交通……………三七九

第一 緒言……………三七九

第二 鐵道……………三八一

◎滿洲並に東清鐵道沿革大要◎東清鐵道一般の狀況

▲旅客運賃▲貨物運賃▲運搬規則摘要▲東清關外兩鐵道統計表▲現今鐵嶺以南東清鐵道發車時間表……………三八七

◎東清鐵道の輸送力……………三八七

▲露國の經營方針▲東清鐵道と遼河水運との關係(附營口と大連との比較)▲船鐵兩運の貨率比較▲東清鐵道の貨客一斑及び其收支豫算▲將來有望の支線▲東清鐵道敷地買上一斑……………四〇九

第三 水運……………四〇九

◎遼河流域……………四〇九

▲解氷期▲結氷期▲民船種類▲船舶の大小▲水量により航行船舶の大小區別▲船舶所有者▲船舶の航止▲河流の深淺▲漕運……………四二七

◎遼河水路圖◎鴨綠江流域……………四二七

▲本流▲航行日數▲支流▲河舟の航程……………四二八

第四 荷馬車……………四二八

▲荷馬車の名稱及び區別▲車脚の製造費▲車棚の製造費▲普通製造費▲車輛積載量……………四三六

第五 苦力……………四三七

第六 郵便電信……………四三七

▲現今公開の野戰郵便電信一斑……………四三七

第七章 教育宗教……………四四三

第一 教育一斑……………四四三

◎舊學制……………四四三

◎新學制……………四四九



第二章 宗教一斑……………四五四

◎道教◎喇叭教◎回々教◎耶穌教◎天主教◎其他◎宗教的習慣

▲滿洲人の死に對する觀念▲墓地▲老幼に對する觀念▲佛教の前途

第八章 風俗習慣……………四六一

第一 種族及び人情……………四六一

第二 家族制度……………四六二

▲親族關係▲夫婦の關係▲妾の地位▲相續法

第三 年中行事……………四七一

第四 萬壽節……………四七四

第五 釋典旌表……………四七五

第六 僧侶道士の生活……………四七七

第七 冠婚喪祭……………四七七

第八 唱戲……………四八〇

第九 衣服飲食……………四八〇

第十 婦人の頭髮……………四八一

滿洲要覽目次終



# 滿洲要覽

## 地圖及び寫真目次

### 第一 滿洲全圖

### 第二 市街圖

◎奉天◎遼陽◎鐵嶺◎營口◎大連◎旅順◎安東縣

### 第三 寫真版

◎奉天府北陵◎新義州の埠頭◎牛家屯より營口を望む◎鳳凰橋より  
鳳凰山を望む◎龍巖浦の木材集積場◎鐵嶺の市街◎大連兒玉町より  
關東洲民政署を望む◎遼陽停車場◎安東縣新市街◎遼陽に於ける阿  
片原料採收の光景

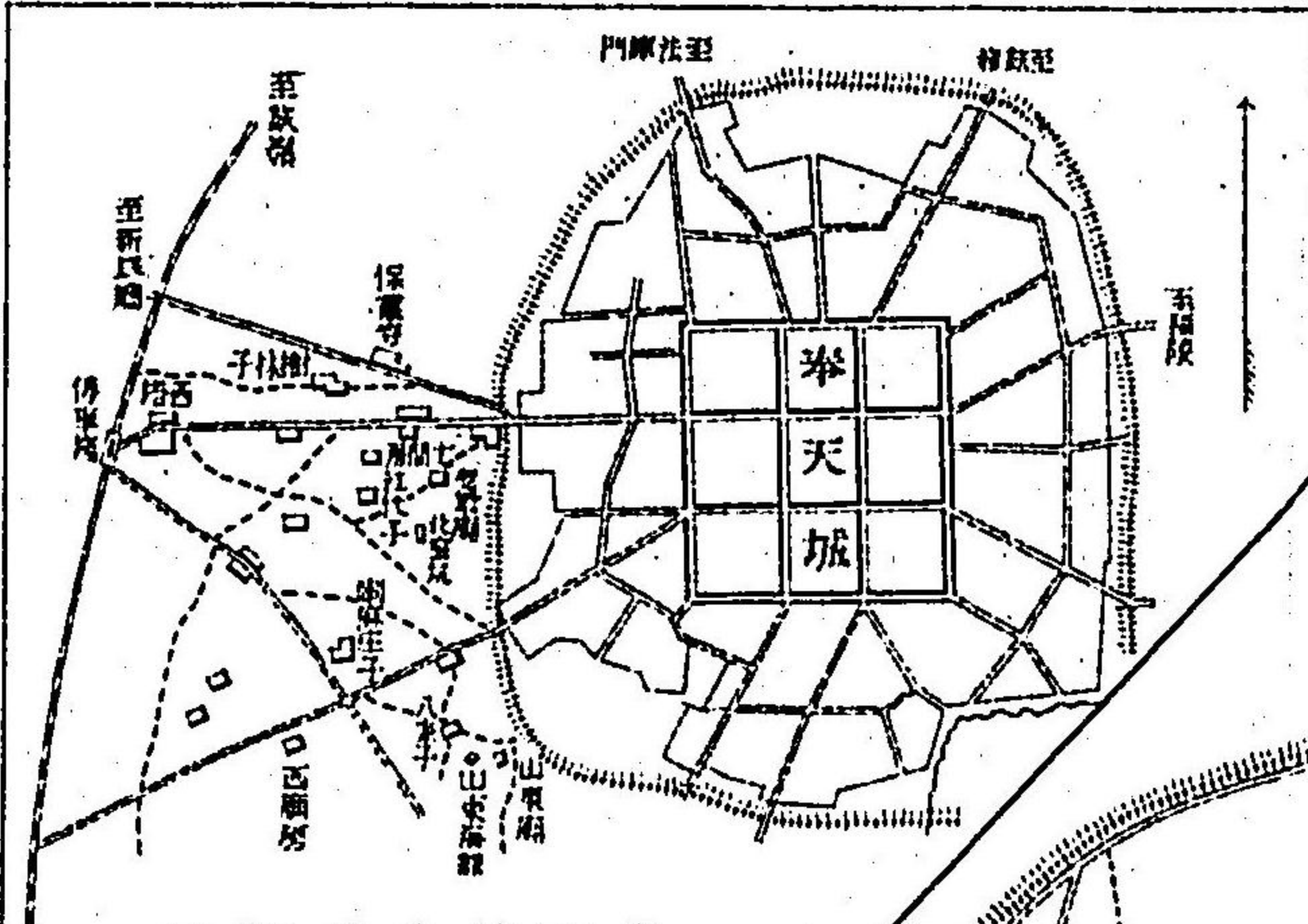
### 第四 遼東州縣區劃圖

### 第五 遼河水路圖附高力屯の舟運寫真版

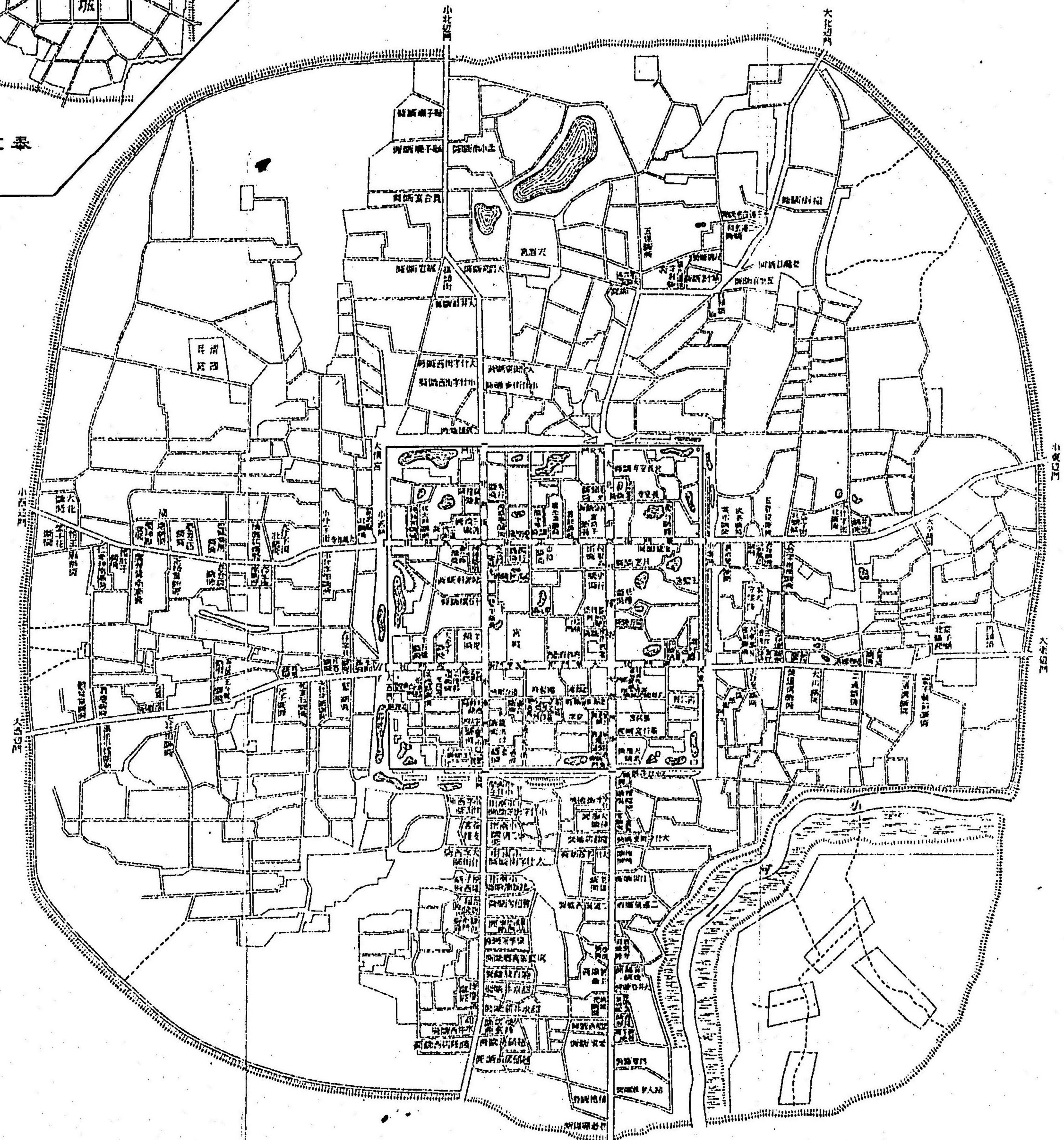


# 奉天城畧圖

二萬分一



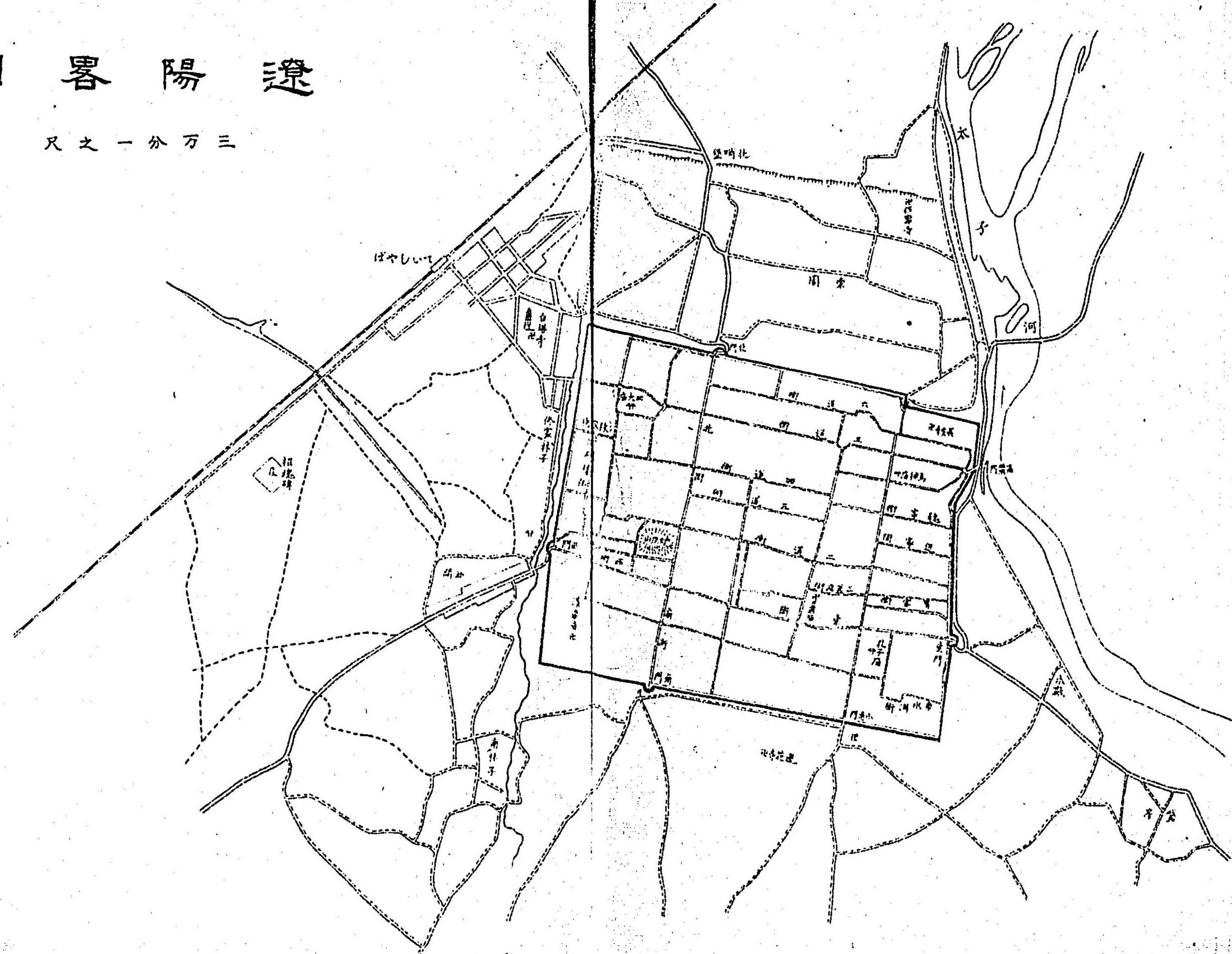
奉天停車場附近  
十分之一





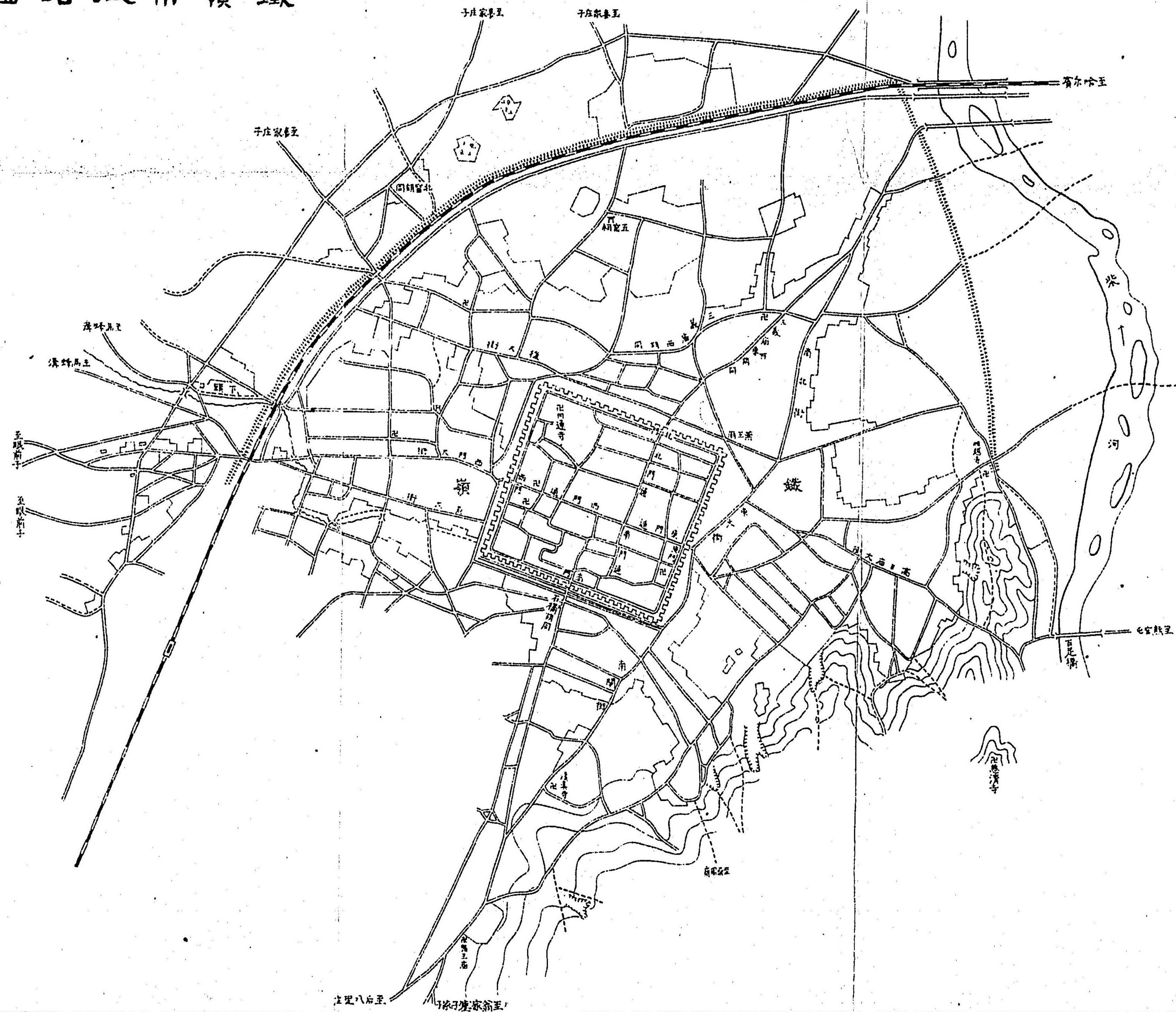
遼陽畧圖

三萬分一之尺





# 鐵嶺市街略圖






# 營口市場街圖

六千分之一

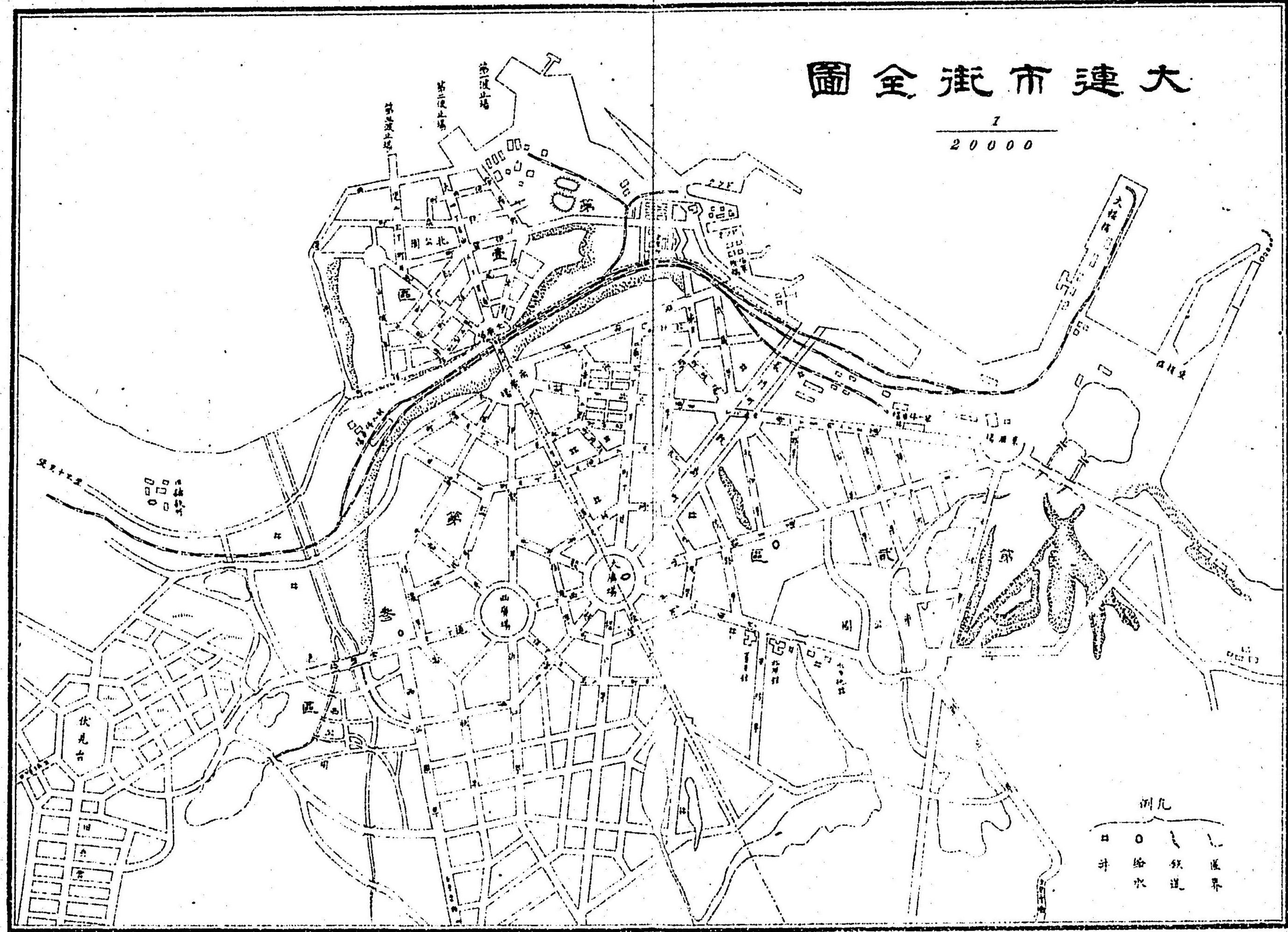
向方/流水河邊





# 大連市街全圖

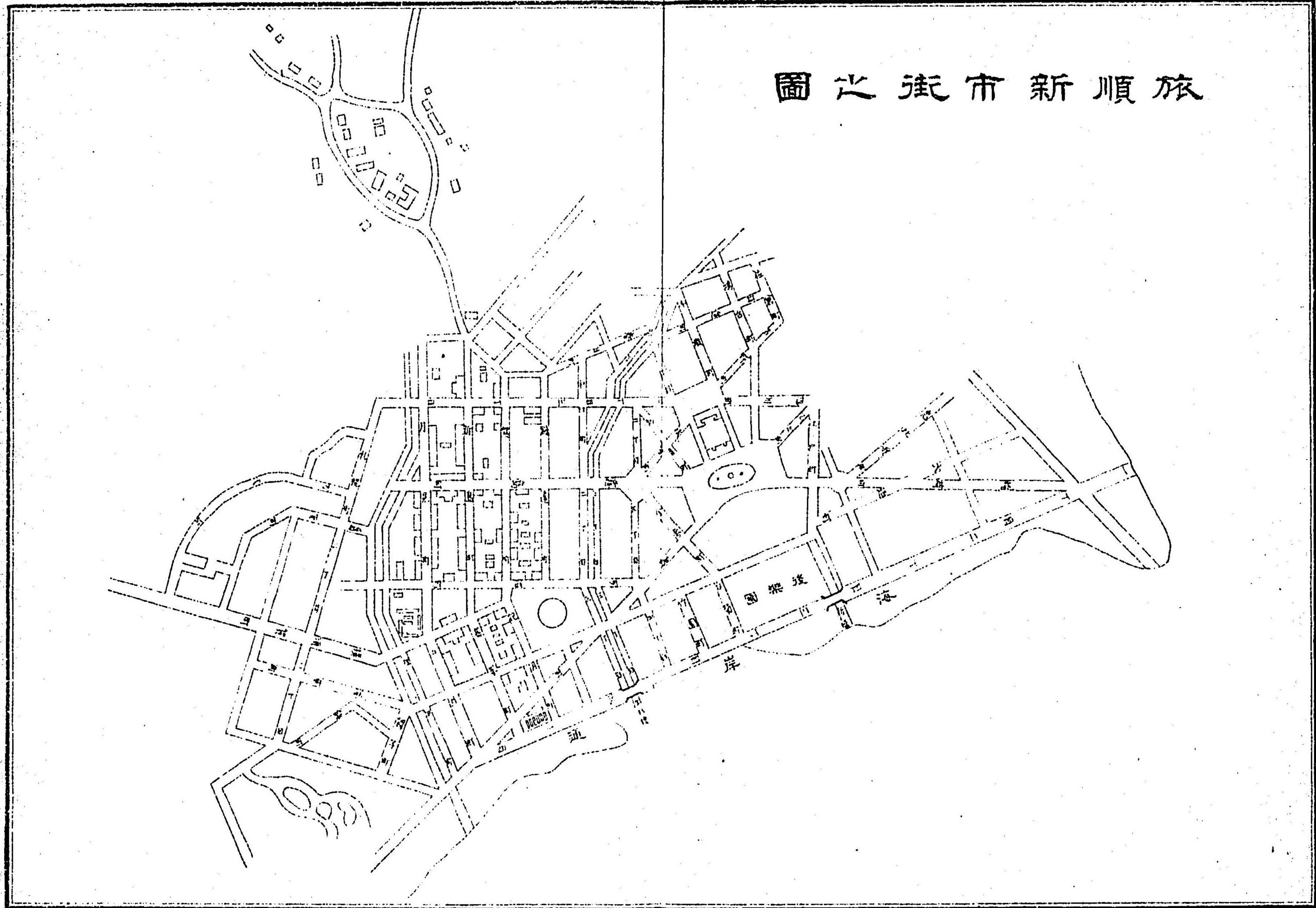
1  
20000



例凡  
井 抽水 鐵道 境界

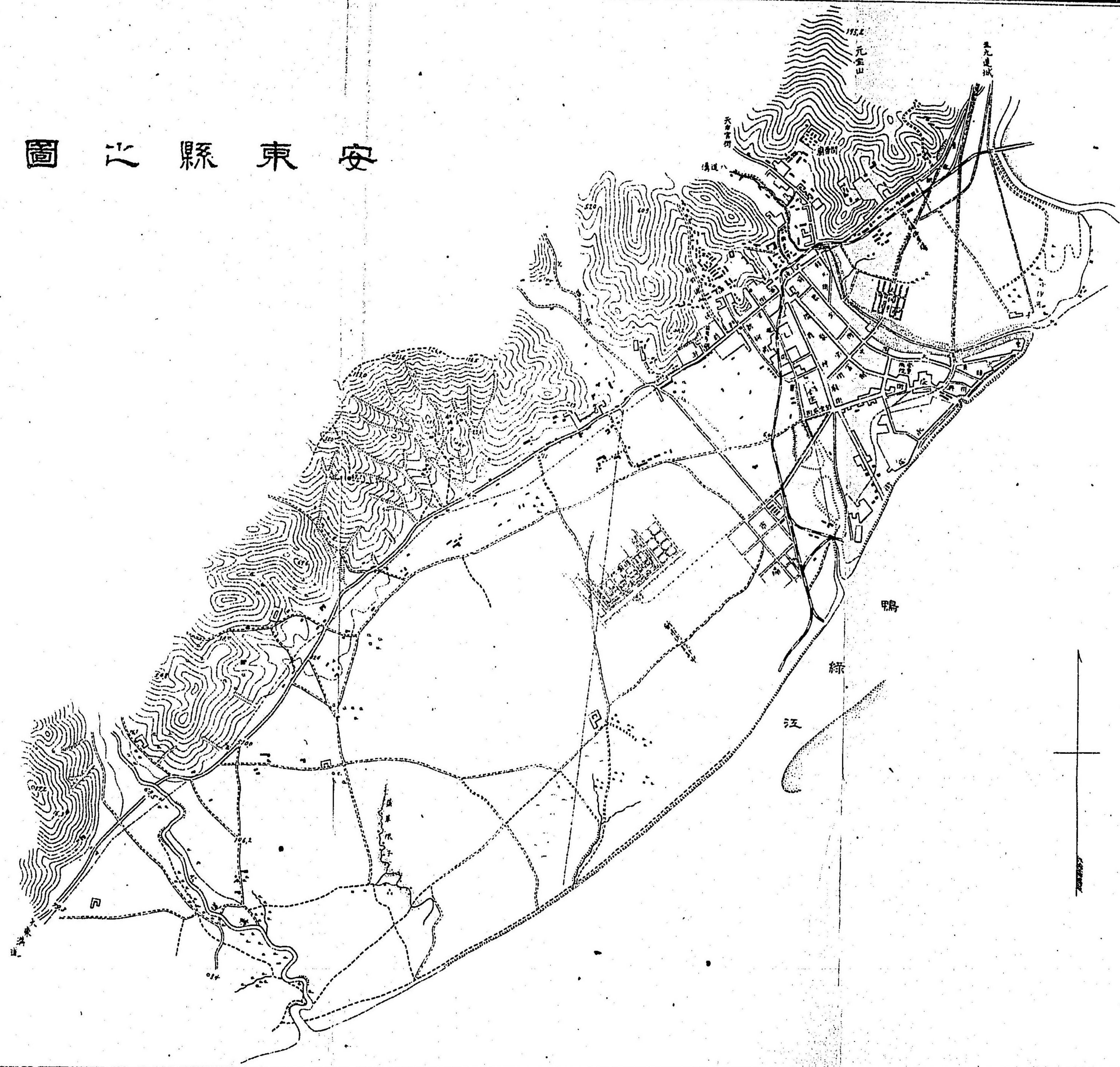


旅順新市街之圖

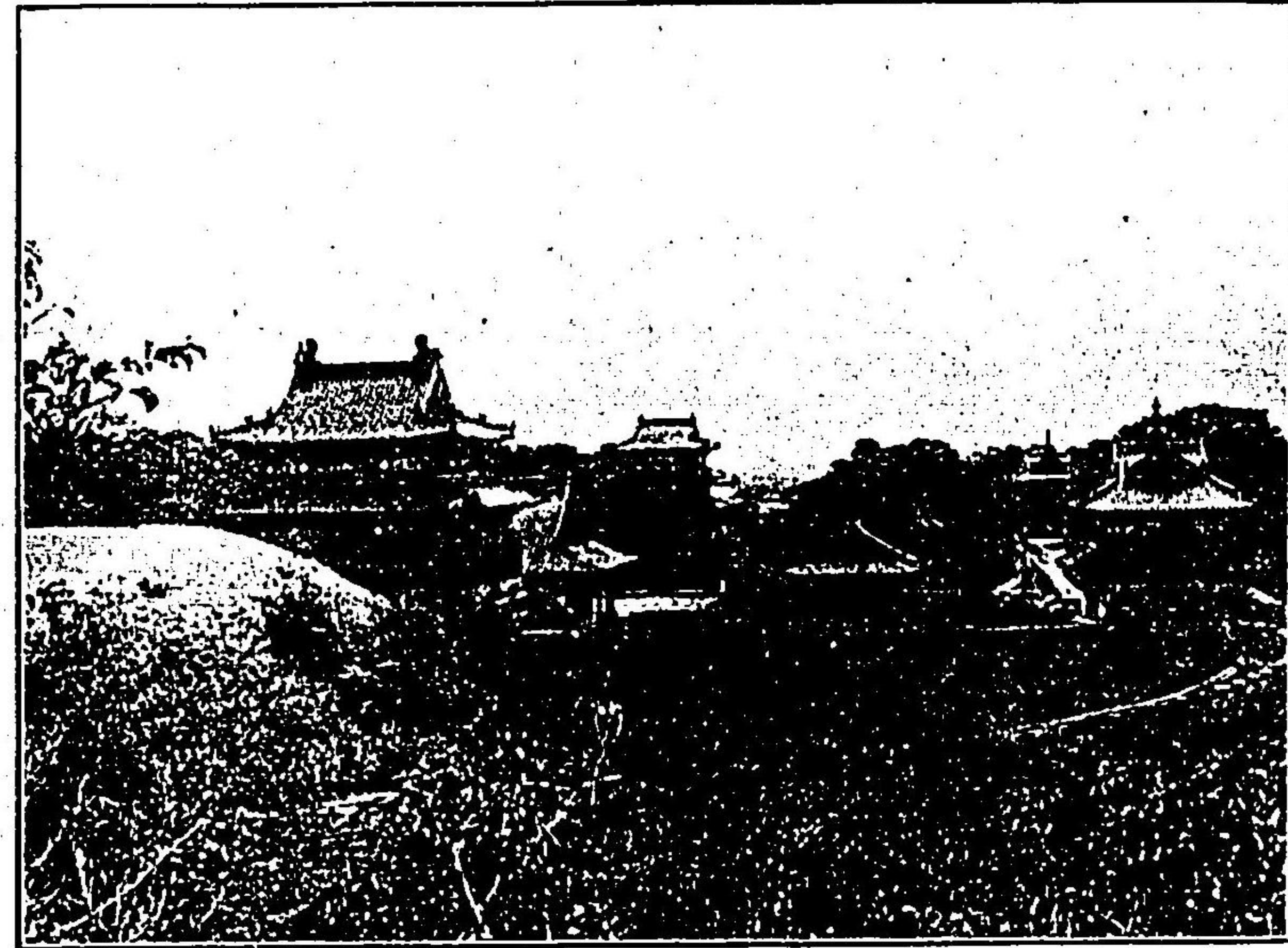




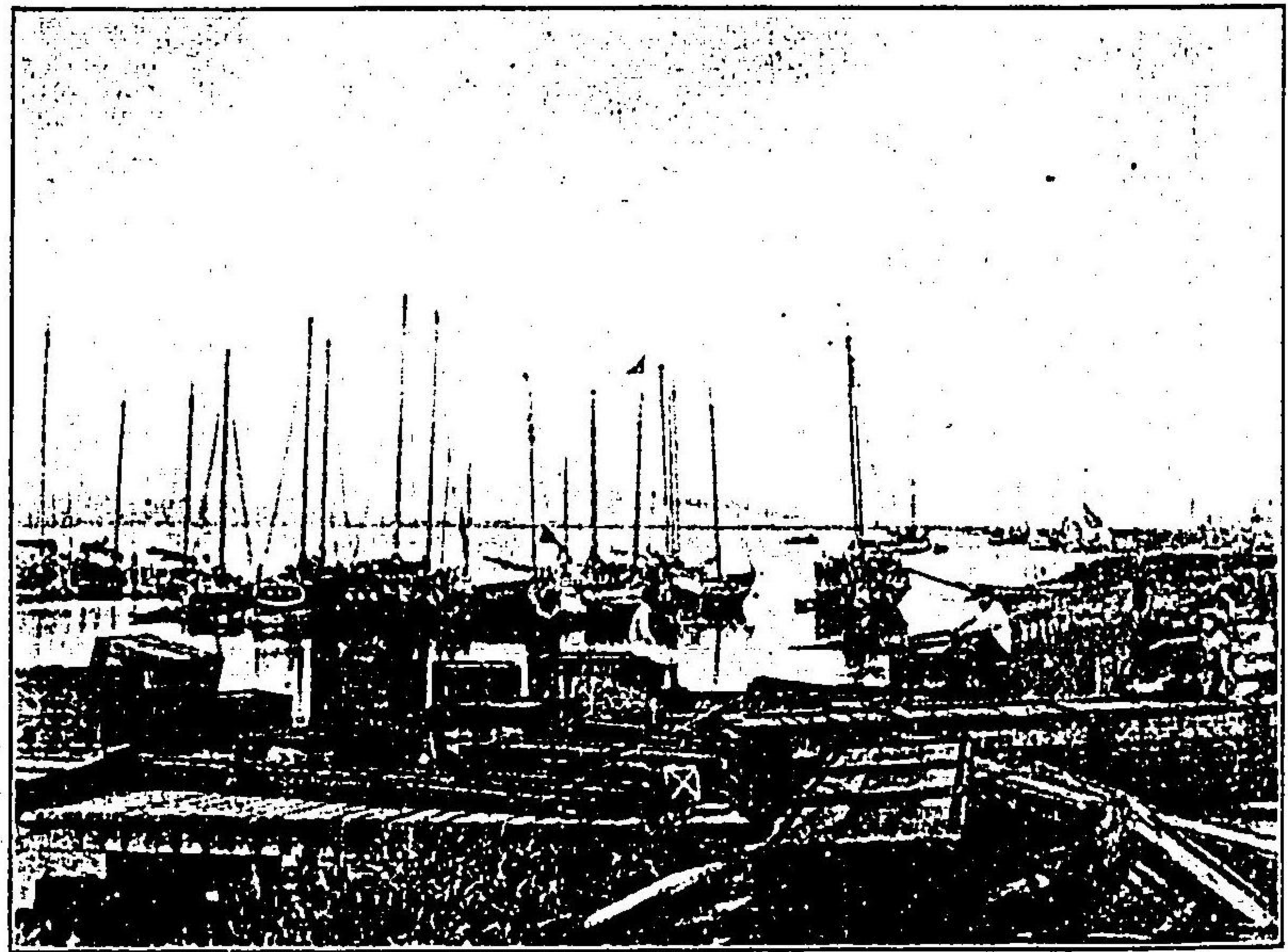
安東縣之圖





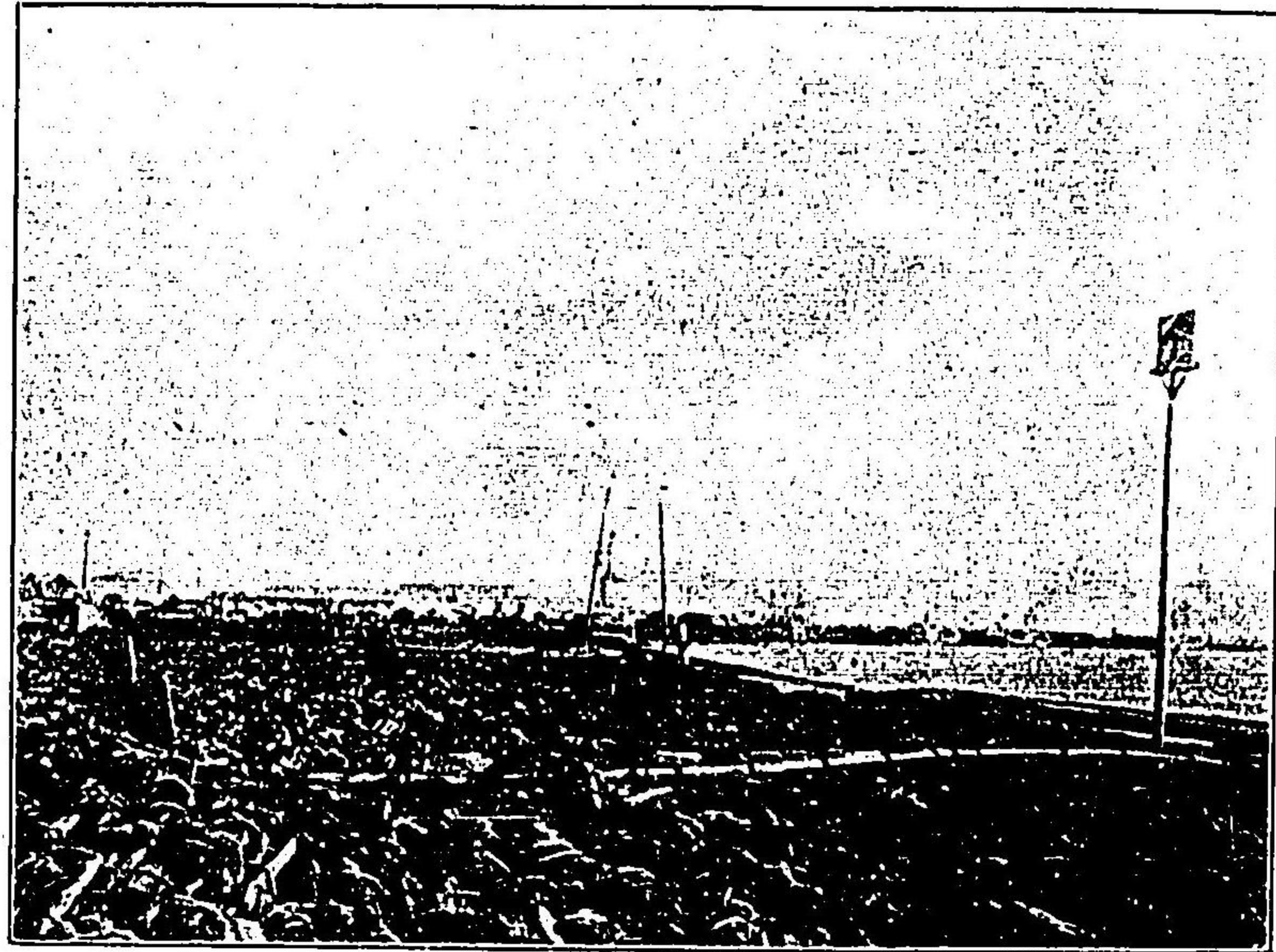


奉天府北陵

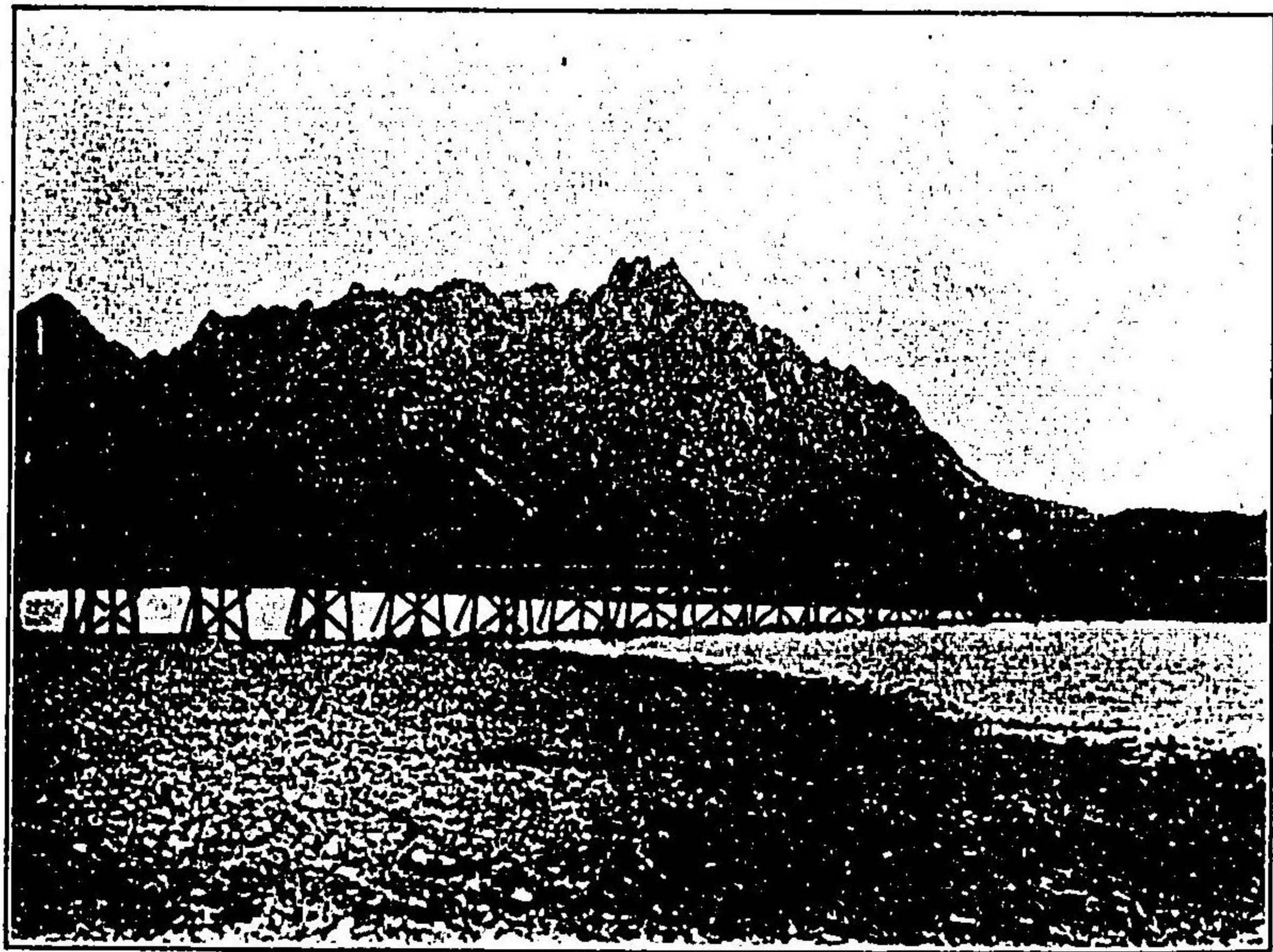


新義州の埠頭





む望を口營りよ屯家牛

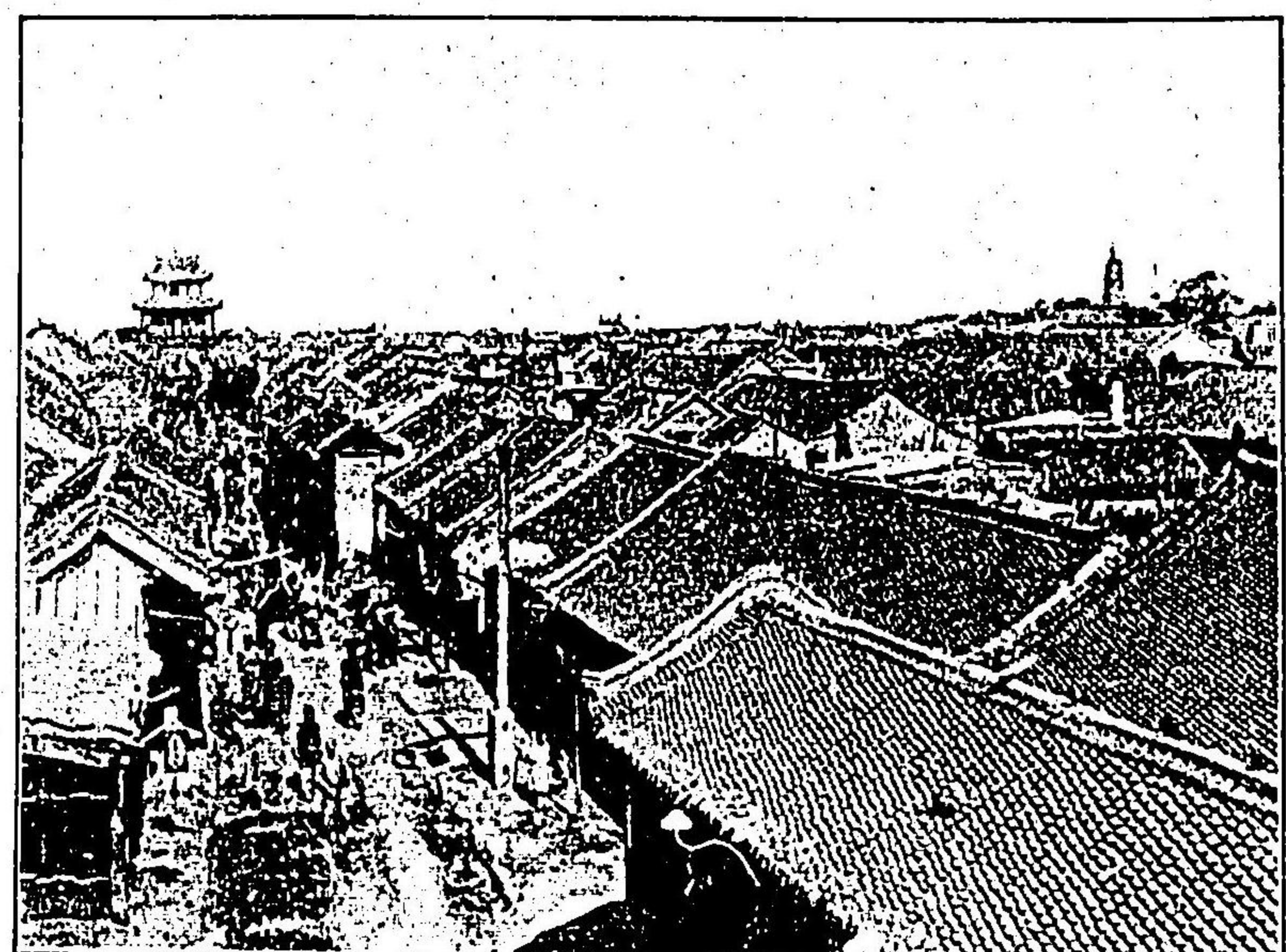


む望を山風風りよ橋風風



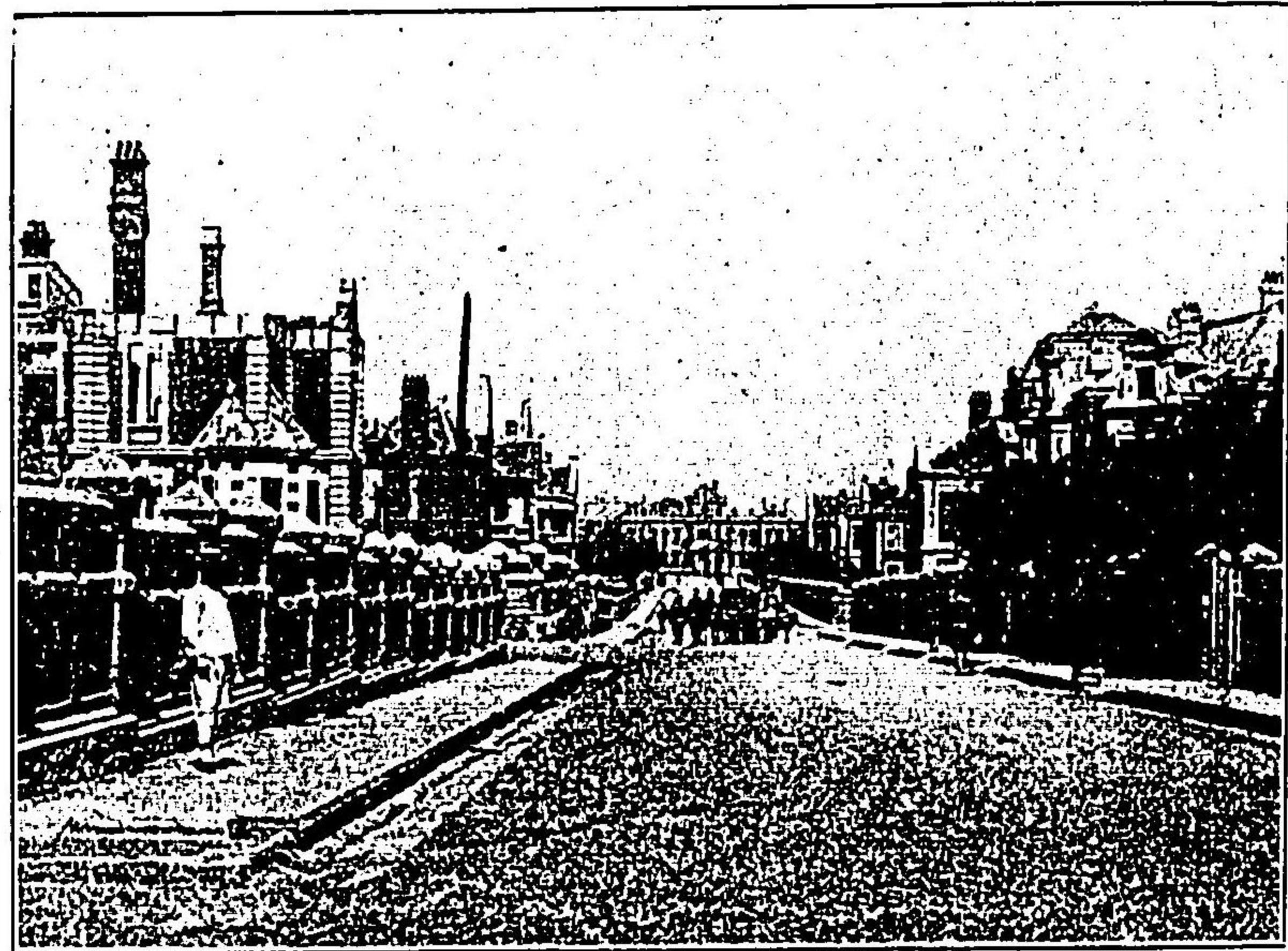


龍巖浦の木材集積場

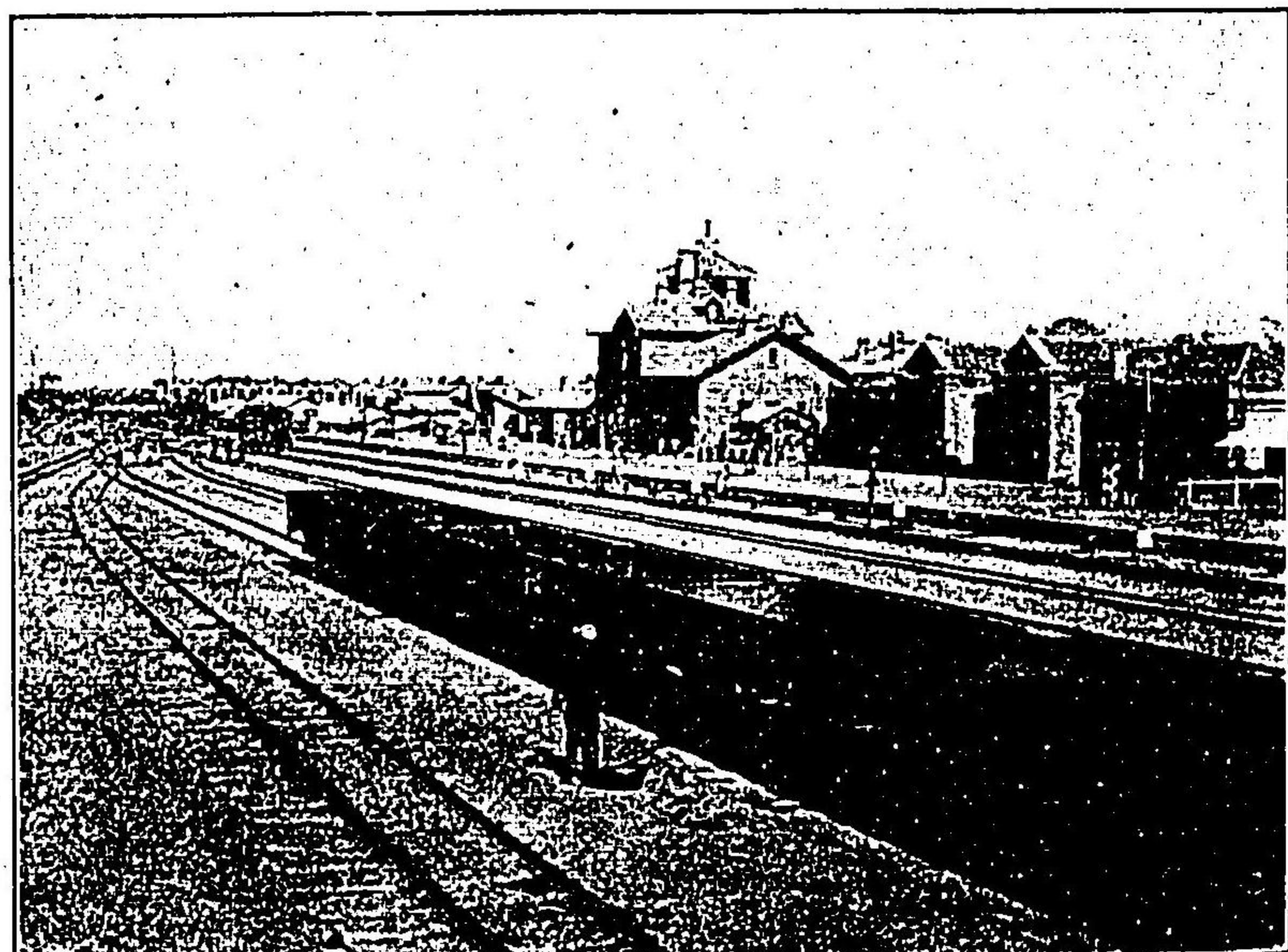


鐵嶺の市街



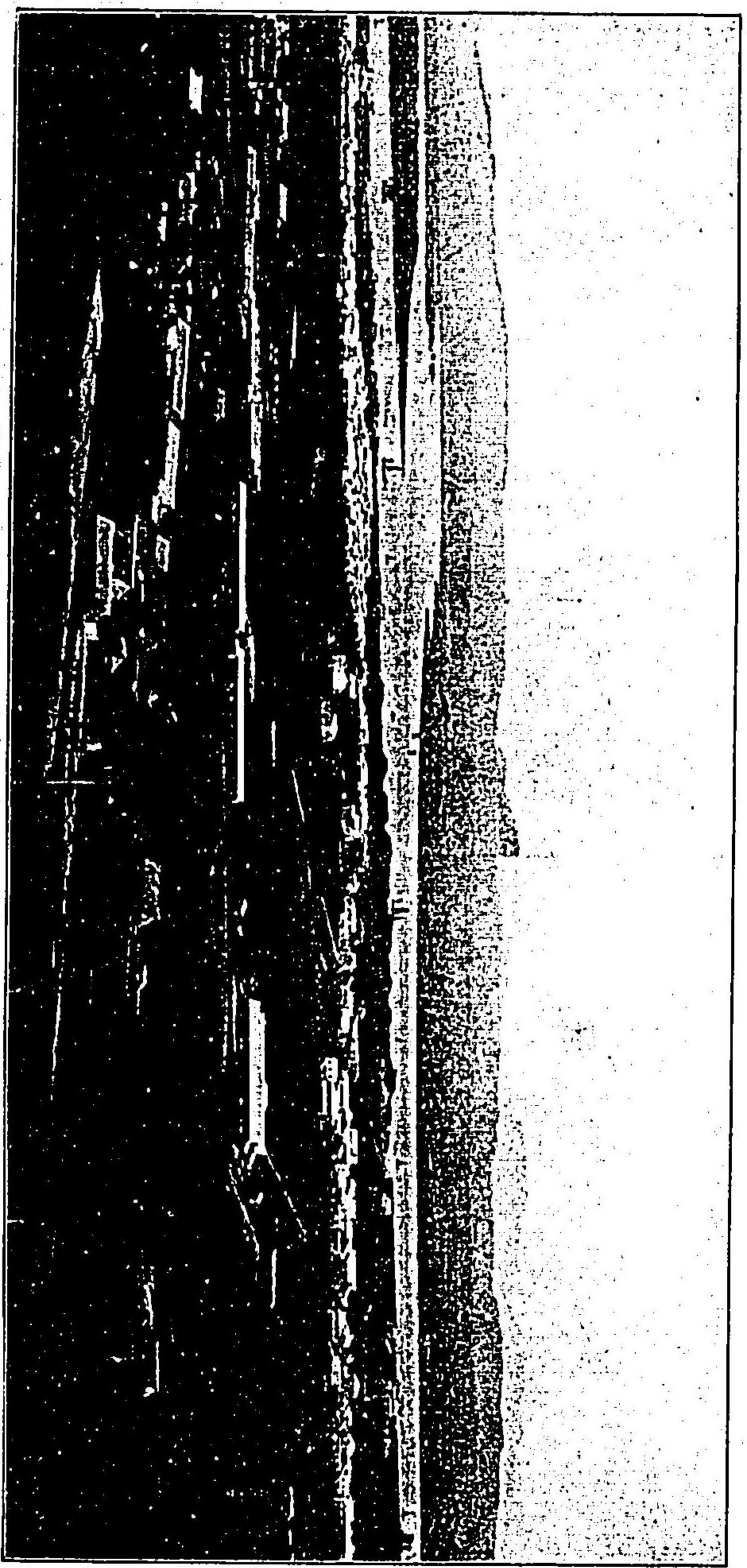


大連兒童玉町りよ關東洲民政署を望む



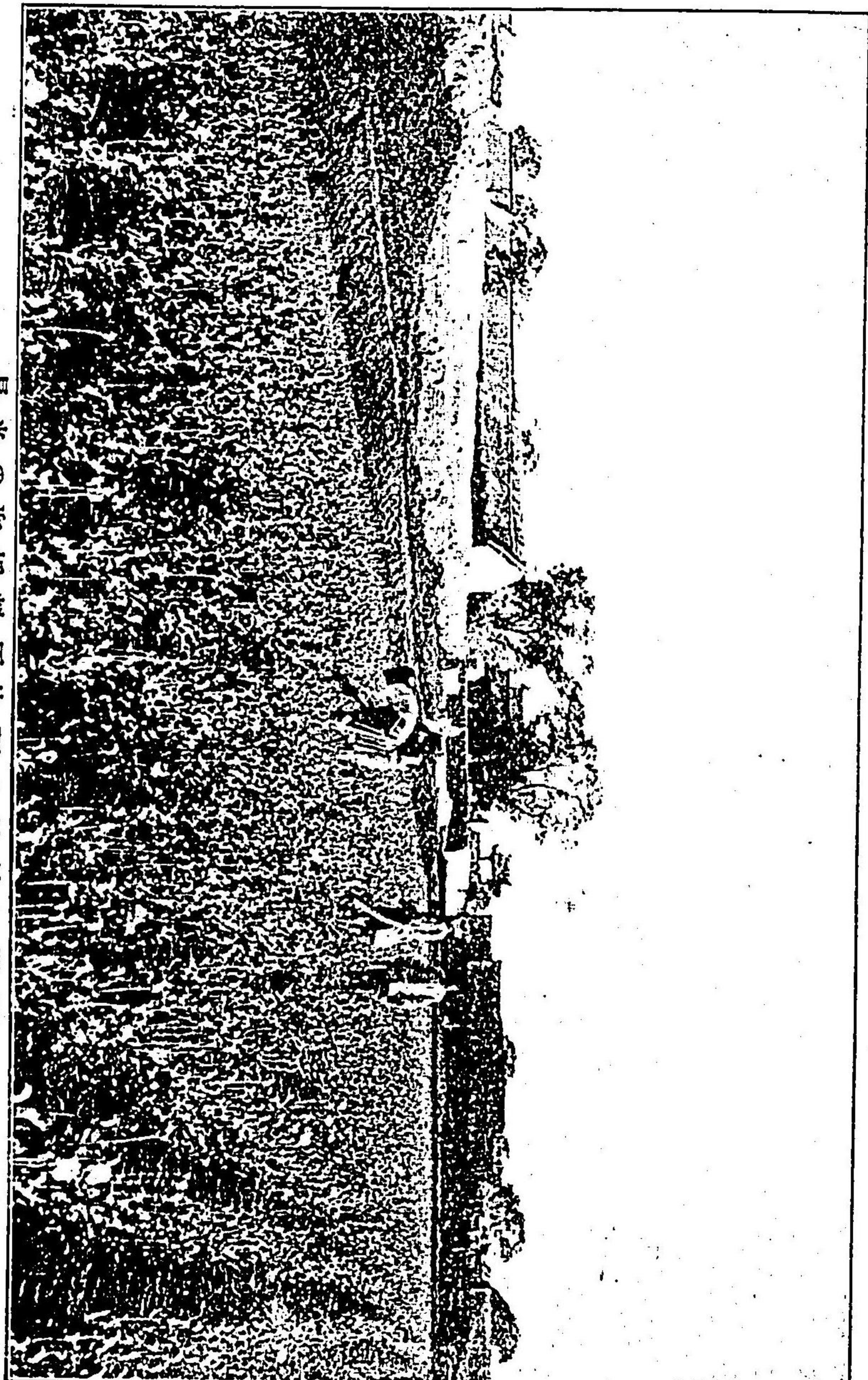
遼陽停車場





安 東 縣 新 市 街





暎光の取探料原片阿るけ於に陽遠



# 滿洲要覽

## 第一章 總論

遼東兵站監部編纂

所謂滿洲と稱するは支那帝國の治下に屬する盛京、吉林、黑龍江三省の總稱にして亞細亞の東北部に位置し北は黑龍江を劃して露領西伯利亞と界を接し南は渤海灣を扼して支那海に面し東南は鴨綠江を隔て、朝鮮と界し西は蒙古一帯茫漠の地と相毗連し北緯三十八度四十分に起り五十三度三十分に至り東經百十七度五十分に發し百三十五度二十分に達す其面積は三十六萬三千六百十方里人口約八百五十萬と稱す地勢は東南一帯長白山の山脈蜿蜒起伏し鐵嶺以南は遼河流域に沿ふて西南に開展し以北は松花江流域に沿ひ東北に開展し以て南北二大平野をなせり北部は即ち吉林の平野にして南部を盛京とす其吉林に屬する一帯の平野は茫々數千里に連なり地味肥沃頗る生産力に富む盛京の野は北部の豐饒に如かざるものあるも亦以て稱するに足るもの少なしとせざるなり其人種は韃靼、蒙古種多く南部は山東、山西



直隸等より移住し來れる支那人種其大半を占む即ち漢人と稱する者はなり又聖祖の時に當つて山東直隸人の投降するもの多く遂に漢軍八旗なるものを設くるに至る之を以て滿洲の人種は之を滿漢蒙に區別することを得へく即ち滿漢蒙三軍の設ある所以なり而して南部一帶に於ける漢人の増殖は日々に益々多く其勢力亦日々に増加して殆んど土著の滿人を壓倒するの勢ひあり之を以て其行政の如き一種特別の政策あるを見るに至る

滿洲を分つて盛京吉林黑龍江の三省となし三將軍を置き軍政を行ふ而して盛京一省は即ち清祖發祥の地なるを以て其舊都たる奉天に今尙は五部を存し侍郎を置き北京政府の六部に準せしむ

其地方行政の如きは之を軍民二政に分ち滿人を治むるに軍政を以てし漢人を治むるには民政を以てせり之を以て省内二様の官署あり總督巡撫道員知府知州知縣の如きは民政の官吏にして將軍副都統協領佐領城守尉領守尉の如きは軍政の官吏たり而して將軍は總督を兼ね軍民兩政の統御者たり是れ當時の行政としては頗る其法を得秩序自ら整然たるものあるも年を経世を閱するに從て弊害百出し各種の惡習漸く甚しきを加ふるに至る近々數年以來清廷も亦大に悟る所あり其弊習を革新

し合せて滿漢和合の策を圖り各種の點に於て滿漢の畛域を去らんことを勉めたり其從來滿人の專任に歸したる盛京將軍の要職を漢人たる趙爾巽に任したるか如きは實に異例となす目下趙將軍は銳意革新に勉めつ、あるも如何せん數百年來の積習之を一時に刈除す可からざるものあり之に加ふるに數回の戰亂は秩序を攪亂するもの少なからざるものあるに於ておや

夫れ此の如く滿洲の政治は紊亂せり錯雜せり腐敗せり然れとも其土地は外人か之を東洋の寶庫として羨望する丈けありて其沃野の茫々たる殆んど數千里に連なり生産力の多大なる又實に驚くべきものあり其年々産出する所の農産物の如きも豆類のみを以てしても牛莊の一港より輸出する總額は約一千數百萬兩に上れり之に次くは蠶絲にして其量亦數百萬兩に達す其他礦山なり鹽業なり山林牧畜等亦頗る見るべきものあり殊に地下に埋藏せらる、金銀銅鐵及び石炭の如きは實に無盡藏と稱せらる露國が南下以來特に意を礦山に用ひ先づ烟臺の石炭復州の炭礦を採掘し更に撫順の炭脈を發見するに至り其東方に用ゆる所の石炭の供給を此地に仰かんことを企てたる亦故なきに非ざるなり其他金銀礦の未だ開採せられざるもの各地到る處甚少なからざるあり然れとも從來清國政府は滿洲の地を以て祖宗發祥の



地となし之を發掘するを忌み特に其開採を嚴禁したるか爲め各種の寶物は空しく地下に封藏せられて未だ人世を益するに至らざりき唯近年以來清國が時艱交も至り債款愈多きを加ふるに及び遂に其禁を廢して新財源を遠く滿洲の野に求めんとするに至りたるも未だ其礦物の大部分は採收に著手せられざるもの多し若し夫れ詳細の調査を遂げ研究を行はんか其財力擧て用ゆるに堪ゆへからざるものあらん今や撫順烟臺の炭礦は已に我が有に歸せり其炭質の佳良にして炭量の豊富なる以て數百年の繼續事業として之を經營するに足る其他は類推すべきのみ

其生産の多大なると同時に其商業貿易の有望なるは云ふまでもなきことにして遼河流域鴨綠江流域に於ける内外貿易の關係は漸次頻繁を加ふるに至り輸出入の度亦多額に達するものあり其最近に於ける輸出入額は牛莊の一箇處を以てして尙ほ五千萬兩内外の巨額に達するに至るを見は滿洲貿易か如何に有望なるかを知るに足らん露國が旅順大連を租借して西伯利亞鐵道の支線を此地に延長したるも一は軍事上の關係に屬すと雖とも亦其實庫を開發し其利權を占領せんとする野心の存在せしや明なり其旅順大連に於ける設計か如何に雄大なるかを見ても其志の存する所を徴するに足る

露國か此の如き野心を以て架設せる鐵道か如何に滿洲貿易に至大の影響を及ぼすへきかは云ふ迄もなきことにして滿洲貿易は是れか爲めに一大變化を來すものあらん從來滿洲貿易の輸送は遼河の一水路あるのみ而して其水路は僅かに牛莊通江子間百二三十里にして水量一二百石の民船を交通せしむるに過ぎず且つ冬期四箇月間は結氷して運輸杜絶の憂ひあるを以て其輸送力の如きは甚た微々たるを免れさりしなり今や東清鐵道の開通は滿洲の運輸交通上有力なる機關を増加せしものにして其輸送力の多大なる少なくも水路の五倍以上の力を以て之を滿洲内地より直に大連に運搬し得へきなり若し露國始めの計畫の如く貝加爾湖迂廻線開通の曉には大連莫斯科間を急行九晝夜にして達せしむへしとせば此鐵道の我が邦に歸せし今日にありても其計畫は尙ほ之を實行するを得べく戦後に於ける滿洲の開放と共に列國か此輸送力を利用して各種の事業を經營すへきは勿論にして今日迄干戈の間に相見えたる露國の如きも將來は通商上の好敵手として東西の物資は滿洲の野に交換せらるゝに至らん要するに東清鐵道なるものは滿洲の經營に於ける唯一の利器にして其運用の如何は直に我が邦が對滿洲策の消長に關するもの少なからざるへきなり



夫れ滿洲の利源は此の如く廣大にして利權の爭奪は此の如く繁劇を極むるに反して滿洲内地に居住する人民は尙ほ舊習を墨守して少しの發達を見ることなく依然桃源の夢を食りつゝ、あるは實に憐むべきものなり然れども其建國の古き丈、夫れ丈け其風俗習慣の頗る古代的にして一種の趣味に富むものあるは亦以て好古家研究の好資料とすべきなり從來滿洲の居民に旗民の二種あり旗は八旗にして世祿を食む滿人なり民は即ち人民にして漢人の移住せし者なり而して兩者の間は古の我士族平民の如く互に相懸隔して頗る階級を重んず始め政府の政略として其結婚を禁したるを以て親族的關係の如きは殆んど之を見る能はさりし近年に至りて政府も其畛域を分つの不可なるを悟り公然結婚を許せしも今尙ほ中等以上にありては舊規を墨守するの風あり是れか爲め兩者の風俗習慣亦自ら同しからざるものあり又婦人の衣服頭髮も自ら異なり纏足の如きは漢人の弊習として頗る之を賤むの風ある等一見滿漢の別を知るに足る然れども支那的一種の風習に至つては滿漢皆一轍にして殊に近年以來幾回か内憂外患に遭遇し人情漸く浮薄に流れ又昔日の淳朴を見る能はざるなり

其教育の如きは之を南清一帶に比すれば盛ならず滿洲には古來蒙古より轉化し來

れる滿洲文字なるものあり其文字を以て記載せる書籍亦少なからず然れども其教育は皆漢文漢字を用ひ四書五經を以て唯一の教科書となす其學校として見るべきものなきも各市場處々寺小屋的の私塾ありて二三の生徒を教授しつゝ、あり秀才舉人進士等の學位を有するもの亦之れなきにあらざるも其數甚少なく秀才の如きは一縣の中多くして十餘人少なきは一二人に過ぎず舉人進士の如きは寥々たるのみ況んや新學を講究するもの、如きは殆んど之を見る能はざるなり昨年以來遼陽海城大連營口其他各地に師範學校を設立し日人教師を聘用せしめたるも創設日尙ほ淺く未だ何等の成績を見るに至らず

之を要するに滿洲の野は風氣未だ開けず民度未だ進まず總ての點に於て社會の進歩に遅るゝこと頗る甚しきものあり然れども其地上の生産物地下の五金屬に至つては頗る豊富にして殖産興業なり礦山採掘なり其將來に興るべき各種の事業實に少なしとなさゝるなり誰か云ふ滿洲の野荒茫千里滿目凄凉亦何等の趣味なしと是れ未だ滿洲の真相を知らざるもの、言のみ何ぞ知らん滿洲の有聲なる此の如くにして經營上尙ほ十分の餘地の存するものあるを其氣候の如きは稍寒冷なりと雖も未だ北海道の如くならず之を露の經營しつゝ、ある西伯利亞の夫れに比すれば何



かあらん況んや滿洲は我軍か百戰百勝の功を以て之を占領したる好個の紀念地に  
あらずや勿論平和克復の後に至らば其土地は之を清國に還付すべきは宣戰本旨な  
りと雖も其土地還付すると同時に利権をも放棄し經營をも合せ廢すへけんや已に  
我が邦の獲得せる權利の下には鐵道あり礦山あり租借地あり而して是等の利権は  
我が同胞數萬を犠牲とし我が親愛なる同僚の鮮血を濺ぎて以て獲たる者にして滿  
洲てふ二字は殆んと我が國民の腦裏に印象を留め忘れんと欲して忘る能はざるも  
のなり今後の滿洲經營をなすものは生存せる吾人の任にあらずして何ぞや

## 第二章 建置沿革

今や盛京省の沿革を記するに當り殊に困難を感せしは軍馬倥傯の際にして參考書  
類を得るの便なき一事是れなり故に此編亦其大略を記するに過ぎず按するに盛京  
省は其建置沿革最も舊く周代に於ては肅慎の地にして後ち朝鮮に屬し秦には遼東  
遼西と稱し漢代に至り朝鮮を平け玄菟郡設樂郡を置き其地を支那の版圖に入れし  
ことありしも晉隋の間高麗の旺盛なるに當り復た其據る所となれり而して其單に  
遼東と稱せしは實に晉時に於て起る所の名稱とす唐に至り李勣高麗を征し其地を  
恢復し渤海軍に屬せしむ是れより遼東の地永く支那の版圖に入れり遼に至りて東  
京の地と爲し金明の間或は遼陽路となし或は遼東指揮使司に隸し建置分合一なら  
す清の康熙年間に至り遼東を改めて盛京と稱し嗣て行省を設置し吉林黑龍江の二  
省と竝ひ稱し東三省と云ふ往昔に在ては盛京吉林の二省を老滿と云ひ黑龍江を新  
滿洲と云へり盛京省疆域は東鴨綠江を界として朝鮮に接し西は邊牆を限り直隸省  
及內蒙古に連り南は黃海及び遼東灣に瀕し北は吉林省に接す東西約一百六十里南  
北約一百四十五里六府四廳六州二十四縣を領す左の沿革表を參看すへし亦以て滿



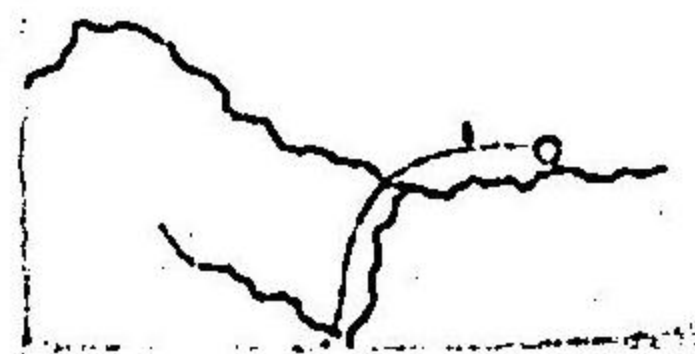




滿洲要覽

十二

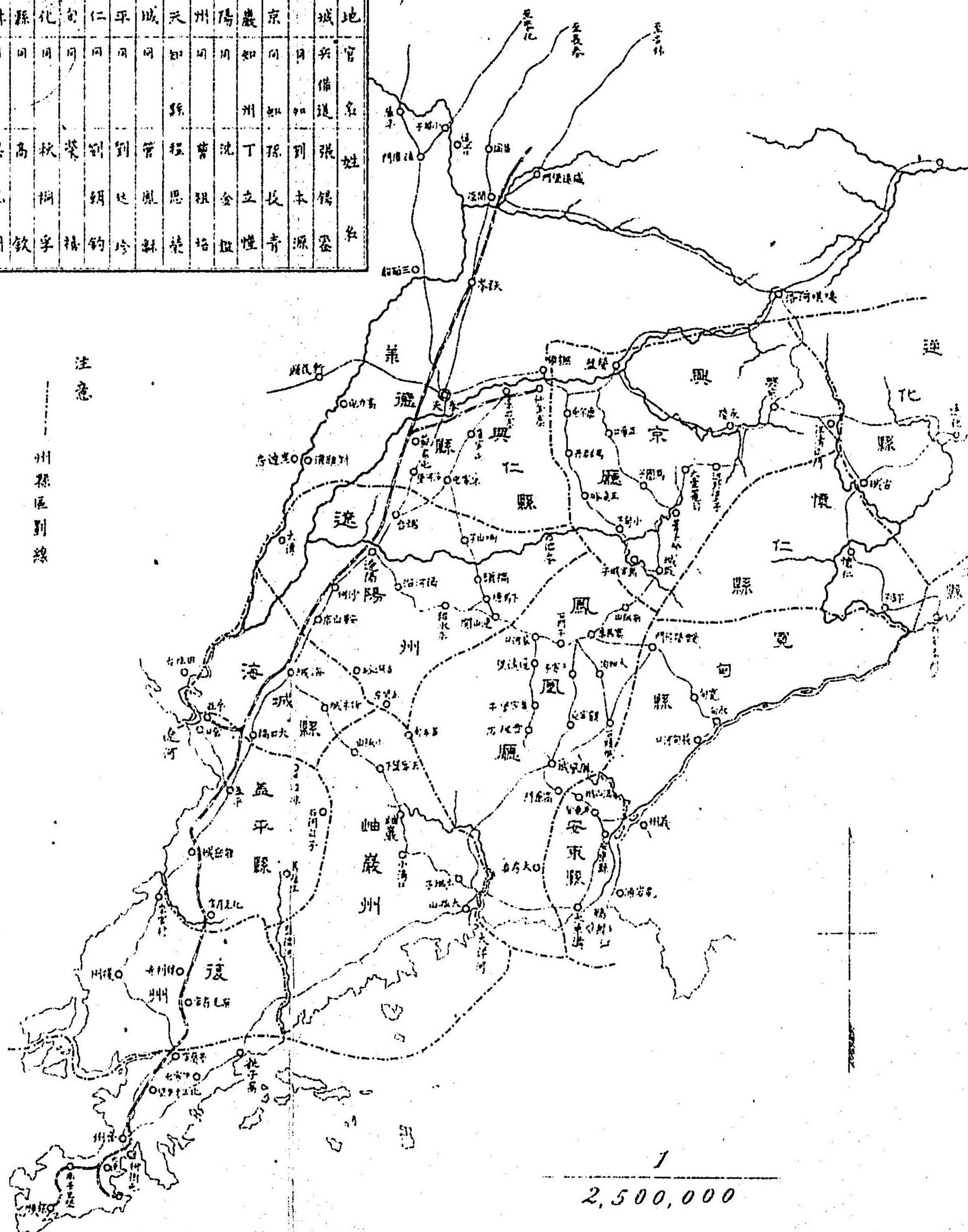
遼東





# 遼東州縣區劃圖

興	安	通	寬	懷	蓋	海	英	復	遼	岫	興	鳳	東	官
仁	安	東	化	甸	仁	平	城	德	陽	州	州	州	州	廳
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	州	州	州	州	州	廳
奉	洞	安	通	寬	懷	蓋	海	英	復	遼	岫	興	鳳	東
天	津	縣	化	甸	仁	平	城	天	州	州	州	州	州	州
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州
王	共	高	秋	榮	劉	劉	管	程	曹	沈	丁	孫	劉	張
作	光	桐	桐	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫
寶	國	欽	字	精	鈞	鈞	鈞	鈞	鈞	鈞	鈞	鈞	鈞	鈞



注意  
州縣區劃線

1  
2,500,000







### 第三章 政治一斑

#### 第一 盛京省官衙の統屬

滿洲を分て三省となし三將軍を置けり盛京將軍は即ち其一なり古の所謂駐防大臣又鎮守、遼東等處將軍にして聖祖の康熙四年我寬文五年遼東を盛京と改稱し爾後之を稱して盛京將軍と云ふ降て今道光緒元年我明治八年に至り兵刑兩部を管理し奉天府尹の事務を兼管せしめしか光緒三十一年九月我明治十八年三の上諭に基き遂に府尹府丞を全廢せり蓋し地方行政機關革新の一端として見るべきなり

盛京を行省と爲すと雖とも其制稍吉林、黑龍江の二省と異なり又本部各省に比し大に同しからざる者あり即ち軍政民政を兼ね行ふものとす蓋し滿洲は初め土著の旗人のみなりしを以て祖宗の遺制に據り之に施すに軍政を以てせしか後來に至り山東、山西、直隸の各省より人民の陸續移住し來り現時に至ては幾んど土著の旗人を壓するの勢ひあり既に軍政を以て之に臨む能はず此に於てか民政を布くの必要起り支那本部各省の制に倣ひ行省を設置し移住民に對し民政を實施するに至れり是れ獨り盛京省に於て軍、民兩政相半はする一種特殊の政策を施行する所以なり



盛京には特に督撫を置き一省の民政を統轄せしむると雖とも専任の督撫を置かず將軍府尹をして之れを兼管せしむ亦是れ一種の便法なり故に盛京將軍は文武兩面の官にして一面には全省の八旗を統督し一面には民政を總轄す是れ支那本部に於ける各省の制度と大に異なる所以なり

奉天府は盛京省の首府にして全省に於ける政治機關の集團地なり故に重要な官衙は概ね此に置き滿漢兩民に關する地方百般の政令は皆な是れより發布せり殊に盛京は清祖發祥の地にして奉天は即ち國初に於ける帝都たるを以て之れを陪都と稱し最も重きを置き其制を北京に擬し將軍の下に戸禮兵刑工の五部を設け各部に侍郎を置き以て各其職を行はしむること恰かも北京に於ける中央政府の觀あり今盛京省城駐在の文武官名及び其職責を左に列記す

- 盛京將軍 頭品 一人
- 盛京副都統 正二品 一人
- 將軍衙門主事 初め參領(正三品)副參領(正四品)あり都統副都統の政令を分ち以て佐領に布達する等の事を掌りしか後ち光緒初年に至り主事に改め將軍衙門主事と稱す

筆帖式

十二人

滿漢韓の文書繙譯等都ての事務を幫助する者なり兵部より旗人内に就き試験採用す他府州縣にも筆帖式あり其品衙は異なるも職責は皆な相同し

盛京將軍所屬

八旗

滿洲佐領

正四品

三十二人

内八旗中に於て藍旗一人を闕く故に實際は三十一人なり

協領

十四人

協領は一旗の事務或は一城の事務或は數佐の事務を管理す故に總巡と云ふ

蒙古佐領

八人

漢軍佐領

二十四人

佐領は主事より布達せられたる事項を施行することを掌る佐領の分擔は三百人を以て率となす

驍騎校

三人

驍騎校は治下の人口田宅兵籍を稽查し時に因り職掌を分つことあり世に旗官又界官と稱するは佐領防禦驍騎校を云ふなり



戸部

侍郎

從一品

一人

全省賦税の歳出歳入を掌る其分課は旗地丁田備荒儲蓄三陵の服物供給物用祭祀用馬牛の芻蕘と流人徒刑の撫恤等なり

經會司

郎中

一人

員外郎 一人

主事 一人

糧儲司

郎中

一人

員外郎 一人

主事 一人

農田司

郎中

一人

員外郎 一人

主事 一人

銀庫

郎中

一人

員外郎 一人

主事 一人

司庫

一人

掌官莊

六品官 二人

筆帖式 二十三人

内倉監督

正 一人

副 一人

副 一人

禮部

侍郎

從一品

一人

朝祭一切の禮儀を掌る萬壽節並に元旦長至朝賀の禮陵寢の祭各地祠廟の春秋祭祀各貢使の饗禮等なり

堂主事

一人

主事 一人

左司郎中 一人

右司郎中 一人

員外郎 二人 六品官 一人 七品官 一人 助教 四人  
筆帖式 十人

兵部

侍郎

從一品

一人

全省の武備及び郵驛邊防の事を掌る軍實を簡裕し三年ことに侍郎は其屬を率ひ盛京五部及び將軍各屬官兵の甲冑器械を監視し又各旗官の春秋會射又盛京と山海關間の驛傳等の事を掌る而して軍政は必ず五歲に閱兵を一舉すと云ふ

堂主事

三人

左司郎中 一人

右司郎中 一人

員外郎

二人

筆帖式

十二人

刑部

侍郎

從一品

一人

旗民の獄訟を掌る旗人の訴訟は其地方の理事官裁決し漢民の訴訟は理事官と其州縣官の立會裁判を爲す其罪の輕き者は其地に於て處断し重き者は本部に送らしむ

堂主事

二人

肅記前司郎中 一人

肅記左司郎中 一人



肅記右司郎中 一人  
 肅記後司郎中 一人  
 員外郎 六人  
 主事 六人  
 司庫 一人  
 員外郎 一人  
 司獄 二人  
 筆帖式 三十一人

工部

侍郎

從一品

一人

營門の事を掌る陵寢宮殿等の修理修繕等なり

堂主事 二人 左司郎中 一人 右司郎中 一人

員外郎 四人 主事 二人 司匠 一人

四品官 一人 五品官 一人 六品官 一人

司庫 一人 筆帖式 十七人

驛站關防

正監督

一人

副監督

一人

凡軍事に關する驛傳の事を掌る盛京を始め各路險要の地に驛丞を置くこと二十七箇處なり其盛京にあるものは即ち左の如し

盛京驛丞 一人 東路驛丞 一人

烏拉總管

往時戸部に採捕課を置き滿洲第一の特産たる東珠貂皮人參の三種採捕の事を掌りしか後更らに此烏拉總管を置けり

抬總管

一人

翼領 六人

倉官 一人

筆帖式 一人

奉天府

府尹

正三品

一人

右副都御史行巡撫事を兼ねて盛京治代を掌る其分課は租税の一切地方の祭祀官役の俸給鹽政の事務等なり

府丞

正四品

一人

府尹府丞は新任將軍趙爾巽の建議に基き本年九月の上諭により廢撤せり而して奉天府に知府を置きしや否や未だ詳かならざるを以て假りに舊制を存し參照に資す

軍糧同知

正五品

一人

康熙三年又理事通判を設け光緒二年明治九年改めて同知を置き考試の事を兼管す



教授

順治十年<sup>承應二年</sup>奉天府學教授を置く即ち是れなり

經歷

出入文書の事を掌る初め遼陽にありしも後奉天に移さる

司獄

囚獄一切の事を掌る康熙七年の設置に係る

總管巡捕隊

光緒二十六年盛京將軍增祺の奏請設置したるものにして從來の各軍隊より選擇して六千人を留め之を四路に分派せり即ち東は大圍場西は錦州南は牛莊北は康平に駐紮す

以上は盛京省城に於ける諸官衙統屬の大要なりとす然れとも咸豐年間以後は清國各省共外交其他の事務繁劇を加ふるに至り滿洲一帯の如きも其影響を被るもの少なからず殊に日清戦役以後は露國の旅順大連租借となり義和團の亂となり東清鐵道の開通となり盛京一省は之を他省に比すれば交渉事件日一日に加はり其繁其劇實に言ふへからざるものあるに至れり而して舊來の大官小吏を以てしては到底格

狙折衝の間に立つ能はさるものあるを以て遂に左の數局を建設して以て之に當らしめたり

一文案 總辦 一人

外國往來の文書翻譯を掌る

一營務局 總辦 一人

専ら新設陣營のことを掌る

一糧餉局 總辦 一人

又軍糧府と稱し軍糧の事を掌る絲繭捐銀等亦此局に屬す

一軍火局 總辦 一人

軍用彈藥の事を掌る

一發審局 總辦 一人 幫辦 一人

専ら各城より稟送し來る案件及び外國に干係ある犯罪等の事を掌る

一善後局 總辦 一人

専ら金錢の出納會計を掌る

一交涉局 總辦 一人 幫辦 一人



辦事官 會辦 提調 印軍

東清鐵道開設後交渉事件日々多きを以て設立したるなり

以上の數局は大抵露國租借以後に設けたる者なれば光緒乙未より庚子までの六年間に在りと知るへし

一斗秤總局 總辦 一人

阿片糧石一切の釐捐金等の事を掌る各州廳縣に置く所の樂土斗秤捐務局は本局に屬するなり

是等各局總辦の外は都て委員と稱し將軍より派遣する者にして別に定員なし事務の繁簡によりて増減す且つ其委員は何の職銜を論せず一に將軍の意見より出れば品位の尊卑に拘はらずと云ふ

以上各局の外尙ほ左の數局を設置す

通江子稅局

法庫門稅局

新民屯洋藥捐局

東溝木稅

### 遼陽木稅

#### 東流開荒

是等の各局中東溝遼陽二箇處の木稅は同治初年に設け又東流開荒は露國の租借後金州等の人民が重稅を賦課せられ誅求の苦に堪へず流離四散する者多きを憐み難民移住の策を講ずるに出しなり又此間に查辦保甲委員と云ふ者あり將軍に專屬す是れ從來の各地方に設立したる團練の弊害少からざるを以て更らに保甲制度を施行せんとするの意あるも其實行に難く終に其目的を達せず空しく其名を存するなるへし然れども將軍が總管巡捕隊を設立したるは露國官吏に迫られたると否とを問はず心を地方警察に留るの一端を見るに足れり

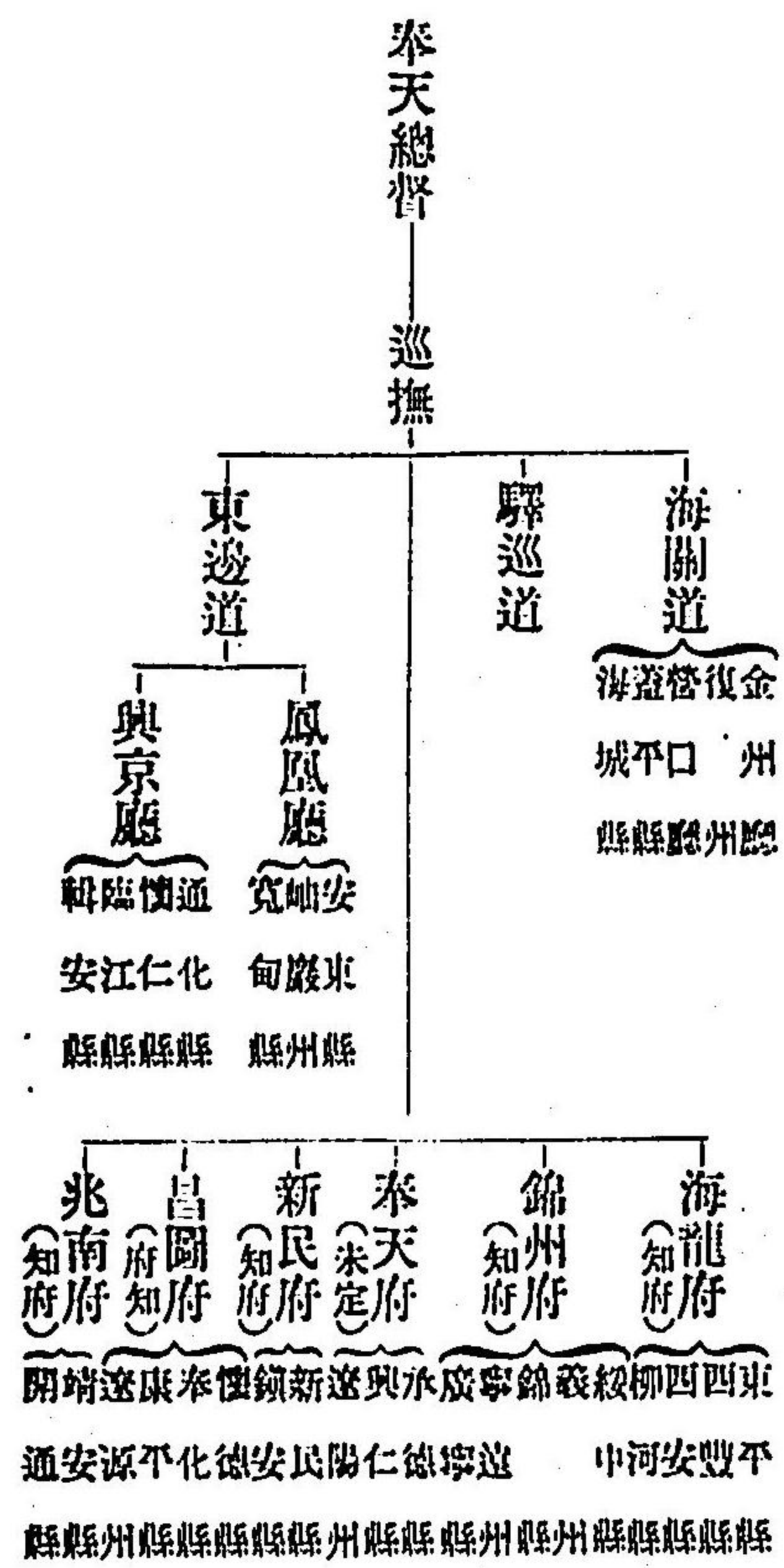
要するに清國政府が新財源を發見するに汲々たるは獨り本土各省に止らす遠く滿洲に求め以て各款の闕坎を填補せんとし又將軍が地方の安寧を維持せんとするの志は必しも無きにあらざるへきも獨り奈何せん官吏は皆な積年の惡習に浸染し只其己を肥すを知て國家を顧みず故に政府は新に各局を設け又委員を派遣するも其得る所は甚だ多からず徒らに各官衙各局部の官吏委員を増加するに過ぎざるなり故に若し官吏を淘汰し委員を精選し一大刷新を加へ施行其宜しきを得るときは政



府の收入をして必らず多からしむへく又事務の繁雜を省くへし然れとも清國政府に臨むに此の一大刷新を以てするは到底言ふへくして行ふへからざる者あり漸次革新より外に他策無きか

第二 民政機關

盛京を省と爲し支那本部各省の制度に倣ひ府州廳縣等を設け以て民政統治の機關と爲すと雖とも其施設の近年に係る者多く或は其一を置き其二を缺く者あるを以て未だ全く具備するに至らず今左に民政機關の統屬連繫を表解すへし



漢民統治に就て行政機關を設くること本表に示すか如しと雖とも近年の新設に係り其組織の未だ完成を告げざる者あり兆南府及び其管下なる輯安開通二縣の如き即ち是れなり僅かに府治縣治を置くに過ぎずして未だ知府等の任命を見ず凡そ本部各省に於ては一省を府州廳縣に分ち更に府の上に道を置き二府若くは三府を管轄せしむるの例なるか盛京省に於ては其地方を管理する者東邊海關の二道ありと雖とも府の之に屬する者なし是れ本部各省の組織と少しく異なる所とす今前表列舉する各官の職責と管掌事項とを以て順を逐ひ其梗概を記述せんとす

總督(正二品)

盛京總督は將軍の兼任にして兵部尙書都察院右都御史の職銜を有すること各省の總督と同じ省内の民政を總轄し軍務を統督することを掌り一省の文武諸官皆な其節制に歸す現時の將軍趙爾巽の如きは省内文武各官の任免黜陟の權能を委せらる是れ實に異例なり蓋し日露交戦に際し交通杜絶各屬の任免一に奏請を俟て之を行はんか機宜を失するの恐れあるを以て此特權を附與せられたる者ならんか

巡撫(正二品)



盛京の巡撫は從來奉天府尹の兼任する所なりしか光緒三十一年我明治三十八年の上諭に基き奉天府尹及び府丞を廢せしを以て之に伴ふ兼職の如きも自然に廢官となりしならんか原來巡撫は一省の事務を總轄し民治を監督し文武諸官亦其指揮を受け殊に全省兵馬節制の特權を附與せらるゝを以て其職權殆んど總督と徑庭なく唯た階級に於て稍卑きのみ故に巡撫は總督の屬僚にあらずして寧ろ同僚なり復た其節制指揮を受くることなし近來地方制度改革の議を爲す者既に總督を置くの地更らに巡撫を設くるの必要無きを唱へり若し盛京省にして仍ほ巡撫を存せんか恰かも二總督を置くに異ならず現時の情形其必要を認めされは府尹の廢官と共に裁撤せられしならんか

學政(定品なし)

盛京全省の教育を主とり學職を表準し人才を造成するを掌る各部侍郎以下翰林院の檢討に至る進士出身の者に限り之に任するものにして毎省を一學區となし學政一人を設く欽差官たるを以て定品なし任期を三年とし期滿れば皇帝に復命して原職に復するの例なり盛京に於ては從來奉天府丞をして之を兼任せしめしか曩きに府丞の廢せらるゝや新たに專任の學政を任命せり又學政に

屬し地方の教育を掌る者府に教授と云ひ州に學正廳縣に教諭と云ふ府以下皆な訓導を置き助教と爲すと雖とも盛京省管下の各縣は教諭を置かすして概ね訓導を以て學務を管掌せしむる者多し

驛巡道(正四品)

驛巡道は奉天府に駐在し遼河の運輸と郵驛の事を管掌す古來各要地の間六十淸里毎に驛站を設け以て公文書を傳遞せしか現今に至ては其制僅かに奉天、北京間に存するのみ

海關道(正四品)

海關道は營口に駐在し専ら海關稅務を監督するを掌り兼て金州、復州、海城、蓋平等の各縣を管理す初め營口は山海關道に屬し直隸總督の管轄なりしか嗣て稅務一半を割き奉天總督に附し營口海關道を置き之を專管せしむること、なれり

東邊道(正四品)

東邊道は鳳凰城に駐在し専ら木稅徵收の事を管掌し兼て鳳凰、安東、岫巖、寬甸、興京、通化、懷仁、臨江、輯安等の各州廳縣を管理す木稅は盛京省に於ける稅務中主要



なるものなるを以て其收税所を大東溝沙河莊河大孤山安東縣鳳凰廳等に置き以て之か徴收を爲さしむ

知府從四品

知府は一府の長官にして督撫の命を遵守し民治を整理することを掌る凡そ治下の廳州縣を督し錢穀及ひ刑名を管理し其治を督撫に達す同知通判經歷照磨司獄等の僚屬を置き以て其事務を分掌せしむるの制なるも盛京省管下の各府に於ては是等の僚屬中其二三を置き悉く之を置かず又府の管轄せる地方は多きは數州廳縣を領し少なきは二三縣を領す

同知(正五品或從五品)

同知は一廳の長官にして錢穀及ひ刑名の事を掌る本部各省に於ては其直隸廳同知は直に布政、按察の二使に隸し散廳同知は道或は府に隸す然るに盛京には布政、按察の二使を置かざるを以て其直隸廳同知は督撫に直屬すへき筈なるに反て東邊道に隸せり鳳凰廳の如き是れなり又同知の下には經歷知事照磨司獄巡檢等の僚屬を置き其事務を管掌せしむると雖とも或は其二三を置き其他を兼任せしむる者あり

初め同知は漢民を治むる爲めに設置せしものなるか光緒元年我明治八年に至り盛京の各廳即ち新民府現今は金州與京鳳凰等の同知は滿漢を論せず補用することとし旗民の案件は旗官と會同辦理することを須ひす自ら之れを處理することとなれり是に於てか協領等の旗官は全く地方の責めなき者とす同知をして旗官と會同辦理せしむるの制を廢せしは亦是れ地方官制改革の一進歩と云ふへし

又營口には州縣を置きたるの地にあらざるも開港以來通商事務頗る殷繁なりしを以て特に海防同知を置き以て營口市内の政治を掌理せしむ

知州直隸州は正五品散州は從五品

知州は一州の長官にして督撫の命を奉し道府の約束に遵ひ一州の民治を掌り其治を道若くは知府に達す其下に巡檢吏目等の僚屬を置き事務を分掌せしむ盛京省には一つの直隸州なし

知縣承德興仁二縣は正六品其他は從六品

一縣の民治を掌り其土田戶口を治め賦税を徴し詞訟を聽く等管下一切の事務を辦理し其治を道府に達す其下に縣丞主簿典史巡檢等の僚屬あり以て事務を



府以下の地方管署には更らに吏戸禮兵刑工の分課を設け各事務を分擔せしむ之を六科或は六房と云ふ之に倉科の一を加へ七科と爲す者あり又工科の一科を缺く者あり地方の情形事務の繁簡により固より一定せず左に各科の分掌事項を掲ぐ

吏科 官吏の任免黜陟等の事を掌とる

戸科 戸籍徵稅土地等に關する一切の事項を掌とる

禮科 考試祭典旌表其儀禮に關する事を掌とる

兵科 公文傳遞の事を掌とる

刑科 命盜及び監獄の事を掌とる

工科 城牆官署橋梁等の營繕修復の事を掌とる

倉科 米倉一切の事務を掌とる

各科には經承帖書代書等の胥吏を置き事務を分掌せしむ其人員の如き事務の繁簡により一定せず此外頭班二班三班と稱し各科の差役に供する小吏あり之を三班と稱す其總取締を爲す者を門政とす或は門房又同事人と稱し凡そ大小の事務彼により傳達せられ處理せらるゝを以て其權威は殆んど官長を壓し毎年の收入

亦之れに譲らす若し其人を得たるに於ては治民上多少の裨益なしとせず然れとも才幹あるも概ね奸佞の徒多く賄賂によりて事を左右し實に下情上達の大障礙物たり故に新任盛京將軍趙爾巽の如き夙に其弊害の甚しきを知り其任に就くや首として門政を廢し以て部下一般へ模範を示せり又各房の胥吏等には一定の俸給無く唯其取扱ひ事務の手續料を以て各自の給料と爲す之を以て各官衙胥吏等弊害の多大なる固より怪むに足らざるなり

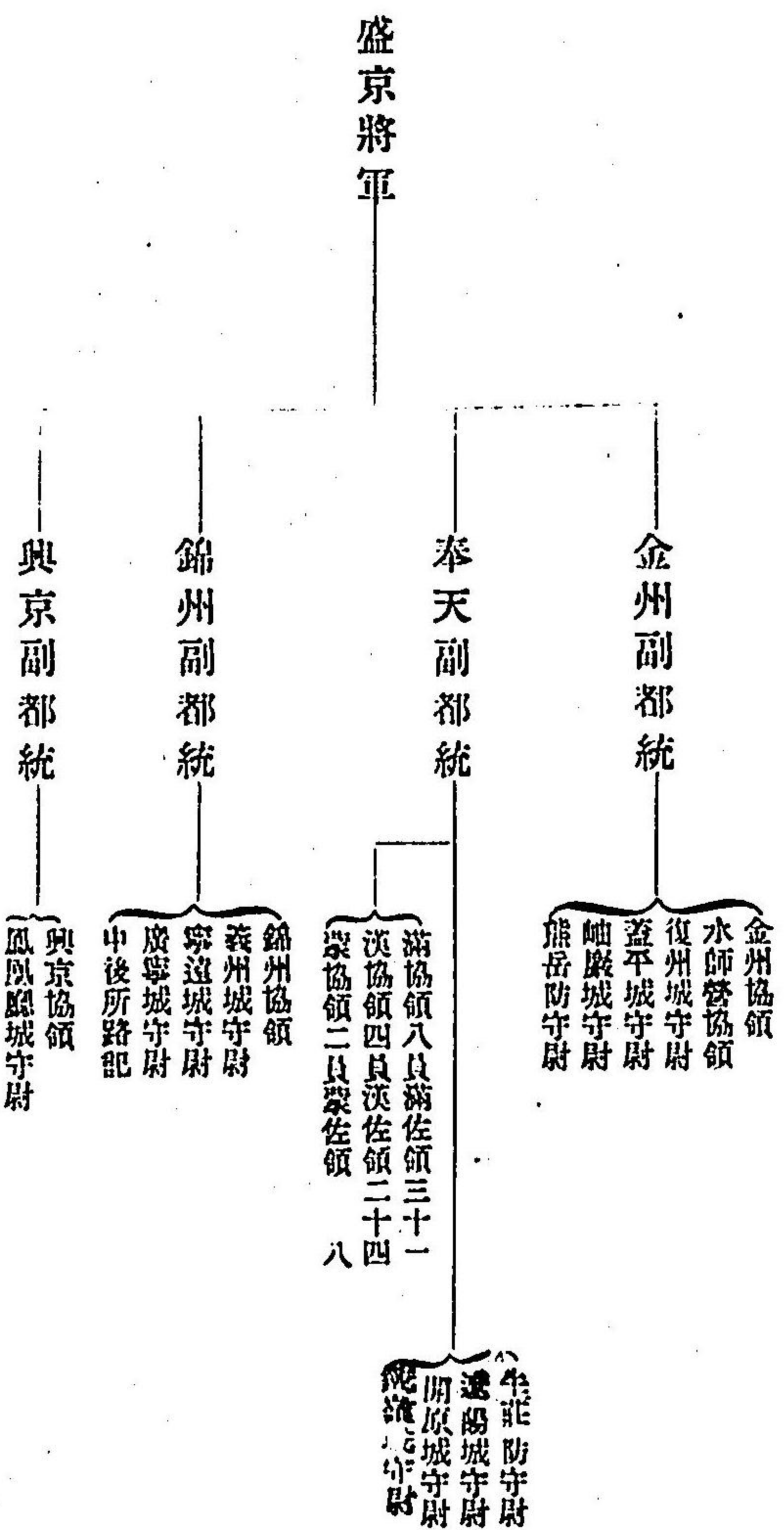
又各地方官衙に幕客或は幕賓と稱する政事顧問を置く概ね舉人秀才等の出身にして才學あり且つ善く地方の吏務に通する者より聘用す俗に之を師爺と云ふ其文書の起草等を掌とる者を文案師爺と云ひ刑名の事を掌るを刑名師爺と云ふ地方の政務に關し其諮詢に應し又重大の事件に參與することあり然れとも直接政事に容喙し又外部の人士と妄りに往來交遊することを許さず

### 第三 軍政機關

盛京全省の土著人民即ち旗民は盛京將軍の統轄する所にして軍政を以て之を統治し其行政機關としては各要地に副都統協領城尉守防守尉路記等の武職を駐在し旗民一般に關する行政事務を管掌せしむ原と是れ軍隊の配備に基き設置せしものに



して一面には各八旗兵を統督し地方防備の責に任するものとす左に其統屬を表掲し以て各官の連繫を明にす



今前表により將軍以下の職責及び管掌事項を記述すること左の如し  
將軍(従一品)

盛京將軍は副都統以下の旗官を節制監督し全省の旗民に關する一切の行政事

務を統理す又盛京總督を兼任し道府以下の各地方官を總轄せる事は民政機關の部に詳かなるを以て茲に之を畧す將軍にして總督を兼ねる者支那全國に於て唯た盛京將軍あるのみ亦是れ異例なり

副都統(正二品)

副都統は將軍の節制に歸し兵部の奏請により任命せらる、者にして城守尉以下の旗官を督し八旗を統轄す盛京省管下には奉天、興京、金州、錦州の四個處に之を置く然るに金州副都統は該地方の露國租借地となるに及び現今は遠く奉天に移駐し復州、蓋平、熊岳等の城防守尉を管轄せり

城守尉(正三品)

城守尉は副都統に屬し其管轄内の租稅捕盜其他旗民に關する一切の行政を管理す而して城守尉となる者は必らず宗室より任用するの例規なり若し其人を得されは滿洲出身の官吏を以て代理せしむ

協領(従三品)防守尉(正四品)

協領及び防守尉の職責及び管掌事項は城守尉に異ならず亦必らず滿人より任用す而して副都統を置くの地には總て協領を置くの制なり路記の職掌亦同し



唯た官等に於て稍單きのみ

又各地方旗署には防禦驍騎統領催等の屬僚を置き旗人に關する行政事務を分掌せしむ又事務の繁閑により固より一定せざるも地方旗署には大抵左の三科若くは二科を置き而して各科に總辦を置き事務を分擔せしむること恰かも州廳縣に六房を置くに異ならず

一兵科 専ら軍政軍餉沿道の防備一切の事項を掌とる

一戸科 主として壯丁徵稅戸口婚姻田産旗人漢人の交渉及び撫恤等に關する事項を掌とる

一工科 城壁廳舍橋梁等の營繕修復の事を掌とる

以上は盛京省に於ける軍政機關の大要なりと雖とも露人占領後は各地方官の如き漢と旗との別なく常に其制肘する所となり其秩序も亦大に紊れ或は其名あるも其實を存せざる者あらん殊に金州副都統の如きは其他の露國租借區域となりしより其管下なる金州水師營の二協領の如きも副都統の奉天移駐と同時に撤去するに至れり

第四 行政改革の端緒

支那各官衙に種々言ふへからざる弊害の存するは既に世人の知る所なり殊に盛京省に於ては度々の外患により官紀も一府紊亂し積弊の極めて多きは本編之を詳にせり新任將軍趙爾巽は夙に之を熟悉し行政の刷新官紀の振肅を以て善後處分の一端と爲せり故に彼の任に就くや第一著手として管下僚屬へ對し服務に關する訓令を發し服膺すべき大體の方針を示し以て從來牢として破るへからざる習弊を一掃せんことを期せり此一事即ち行政改革の端緒を開きしものとして見るへし其訓令左の如し

一清國開基以來國初の衣服皆利便を取れり其後務めて寬博となり尙武の精神之に因て振はす今練兵處旨を奉し軍服を改定す嗣て奉省は營官より以下皆北洋陸軍に倣ひ短衣佩刀し舊式の號衣を用ひす前後の隊號は唯た肩章袖誌を以て識別することとせん各營何項の軍服何式の肩章を用ゆべきか速かに調査し復命し以て調製に備ふへし

一旗營各官の服も亦應さに改定し俱に短衣を著し長衫を著するを准さす凡そ武官は必ず馬に乗り車に乗るを禁す

一迎送の場合には全隊を出すを准さす又道に跪くを准さす官兵は舉手注目整銃



垂刀し陸軍行營の禮節に遵照すへし旗刀に至りては拙物なり概して用ゆるを  
准さす

一文武の各官祭祀慶典には舊に照し朝衣服を著し其餘は便服を著すへし  
一本軍督就任後屬員の公事公言あらは隨て到らは隨て見え事畢れば直ちに退出  
すへし又迎送せず

一各屬の公文但た簡明を主とし裝點修飾不便を感せしむるを得ず

一命盜の犯罪に關しては尙ほ上申簿冊を用ゆるを准さす横幅四寸を限るへし其  
外の申請には概して簿冊を用ゆるを准さす

一各屬の公事を稟申する場合には請安垂鑒等の文字を用ゆるなかれ其餘皆之に  
倣へ

一紅夾單帖を用ゆるを禁す總て白紙の長さ八寸なるを用ひ行書にて認むへし

一各項の錢價糧價は應さに一表となし申文詳冊に封入し差出すへし

一其餘例規の文書は冊に製するに及はす別に書附けとして差出すへし

一訴訟審斷は新頒せし日記冊式により別に申文を添へ重輕罪犯を送るへし

一各屬の要事に關する稟申の封書には俱に檢印を捺用すへし

一各屬より提出する簿冊には別に紅紙を貼付するに及はす白紙を用ゆへし

一文武各官著任の際は先づ出身履歷を差出し稟帖を用ゆるを准さす

一年節朔望の祝賀及び賀壽等は總て之を免す

一奉省の衙門繁多なり一時の調査も近きは十日遠きは數月を要す向後一城の内  
に在る者隔離するも三日以内に復命すへし遲滯するを准さす

一上官は三箇月毎に部下の功過を考察し書面を以て密送すへし文體は行草に拘  
はらす必ず直筆を要す

一上官に禮物を送るを准さす又門丁に禮物を送るを禁す各道府亦之を受納する  
を准さす

一書記若し外間に於て事を生ずる者あらは地方官の取押へ處分することを准さ  
す

一文武各官の職を得る時は單に報告に止め謝辭を呈すへからす

一地方官の出張五日を逾ゆるを得ず道府に赴く者は三日を逾ゆるを得ず口實を  
設け淹留せしむること勿れ

一凡そ旗民兩署の公文亦必ず旗民會合して取扱ひ兩處に分送するの手續を省く



へし

- 一 凡そ旗界の各官は訴訟に干與することを准さず違ふ者は直ちに地方官の處分するを准るす
- 一 地方を整理する一切の新政は地方官をして實行の責任を負はしむ
- 一 各地方官は疲累難達の隱情あるか爲めに民風土俗に至ては其性質の如何目下疾苦の有無等を調査し俱に詳陳することを准るす
- 一 本軍督は從來門丁を用ゆるを准さず門丁に因て訴へらる、者あらは事實を調べ處分す
- 一 檢屍に用ゆる小屋は奉天に於ける最大の積弊たり以後各地方官は橋に乘し地方に至るを准さず又代人を用ひ及び小屋を建造し地方に煩累を及ぼす等を准さず違ふ者は處分す
- 一 本軍督は奉省に於て適當と認むることは一般に遵奉せしむるも其適當ならざる者は亦申出るを准るす但し戦地の州縣は姑く之を見合はすへし
- 一 戸口調査は必要なり紳民に委任し三箇月を限り左記の條項を守り調査を了すへし

一 擾累を許さず

二 專符を許さず

三 費を索むるを許さず

郷長をして印を携帶し一定の用紙に鉛筆を以て書寫し手数を省くを要す本件は州縣の熱心と否とに關すれば各努力あるへし

- 一 各州縣は先つ訴訟を清霽し戸口を調査し速かに學校を設け巡警を置き勸工習藝局を設立し習造自新し以て本土の殖産を謀るに力むへし此の五箇事は命に遵ひ速かに著手すへきものとす
- 一 各屬に於て戸口調査に關し若し難を畏れ或は累を百姓に及ぼす者あらは實を査へ寛假せず又緊要の公務あり身を分つこと能はざる時は代人をして調査せしむることを准るす
- 一 各屬の地方に至れば必ず先つ何人か德望あるか才能あるか奸譎なるか匪類なるかを考察し以て之れか分別を爲し忽視するを得ず
- 一 本軍督の事を處する若し虛妄過失謬戾窒碍等のあるあらは各屬宜しく直言相告げらるへし唯た願くは互に熱誠を以て相見え共に時艱を濟はんことを

### 第五 下級行政機關

往昔保甲のあるは會典に記載しあり其法戸毎に印章を給し其姓名等を書す十戸を



牌と爲し牌長を立て十牌を甲と爲し甲長を立て十甲を保と爲し保長を立て城市より村郷に達す云々尙ほ其細則方法の見るべき者は即ち福惠全書に在り近くは盛京將軍の查辦保甲委員を置く如きは固より下級行政機關たらんことを謀るに外ならず然るに滿洲に在ては其名稱の相似たる者あるも其執る所は自ら異なり唯た其複雜を見て其連繫を詳にする能はず暫く故老土人等に就き其聞知したる處を左に掲げんとす

俗諺に旗人に旗色あり民人に甲社ありと云ふ旗色とは正黃旗、廂黃旗、正白旗、廂白旗、正紅旗、廂紅旗、正藍旗、廂藍旗の八旗なり甲は即ち組合の義にして社は單に地理上の名目に過ぎざるなり而して其屯村の事務を取扱ふ者とす凡そ地方下級行政區畫を大別して社となし更らに之を小別して村屯となし毎村屯に守堡、郷約等の役員を置き官民の間に立ち上情下達、下情上達の任に當り或は官府の命令を傳達し或は徵稅事務を幫助し或は各郷の治安を保持する等恰も我が國の市町村に於ける公吏の如く郷民の公撰により地方官廳の認可を経て就職する者にして旗民の村屯に守堡と云ひ漢民の村屯に郷約と云ふ

守堡或は首堡と云ふ其初めは各旗の防禦より揀放して漢民屯村の郷約と共に村内一切の事務を辦理し大屯には五名小屯には二三名あり又別に牌頭と云ふ者あり即ち屯中の會首にして各地より公舉し地方官は敢て之に關係せず

漢民の村屯には郷約あり保正あり郷約は一郷内に於ける百般の事務を辦理し地方官廳の補助機關となり命令布達の傳達租稅の徵收爭鬭詞訟の勸解人命案件に關する報告等は皆な郷約の任する所とす保正は副郷約なり春秋二季には郷約保正の名簿を作り州縣の禮房に送呈し地方官の點檢を受くるを以て本則と爲すと云ふ

又會首と云ふ者あり元は同姓同宗の相集て其祖宗を祀る時に當り其會の首長たるに起因するも後世は單に村屯中に於て稍事理に通する者即ち會首と爲り郷約と共に空しく其名を留め其實は一賤役に過ぎす而して各地方に大會と云ふ者あり其地域の大なるは二三十村屯を合せ小なるは二三村屯のものあり

甲は一社に就き數甲あり又十甲あり甲長は即ち丁長にして専ら丁銀の事を掌る其上に社差と稱する者あり或は歷社差人と云ひ村民の選舉する所に係る其來由は例へは往昔山東より姓孔なる者移住し一地方を開拓し其後同宗の者愈多く其地益廣まるに當て初めて此甲あり現今に至ては滿人亦甲長を置くと云ふ



州廳縣に在ては郷約に交附し以て郷村一般へ傳知せしむ此時城守尉の領催と縣の兵房より出張する差役は即ち配付の手数を該村屯より徴收するを例とす  
 要するに以上は盛京省管下に於ける下級行政機關にして其當初に在ては即ち保甲より起る名稱なるを知る然れとも後世に至り政令全く行はれず下級行政の如きは  
 一に各地方の便宜に任せしを以て其機關の如きも地方により小異あるを免れず  
 又守堡郷約保正甲長は稍公吏に似たるも會首の如きは全く私設にして官より認む  
 へき者にあらず又都邑城市には公議會なる者あり地方の名望ある紳商を以て組織  
 せる商業團體にして恰かも我が國の商業會議所の如きものなり然れとも一面には  
 官民の間に介立し市會の如き行動を取るを以て固より下級行政機關の一部に屬す  
 るも商業の部に詳かなるを以て茲に之を略

一 團練會

團練會は地方自衛の必要より起りし者にして數屯の聯合組織より成る或は之を以て地方自治の發達せる結果と爲す者あるも大に然らず畢竟警察制度の普及せず官の頼むへからざるに由り自衛上已を得ずし一此設立を見るものとす其方法たる會首を選擧し會勇を招募し武器を備へ郷村を防衛し安寧を保持する者なりと雖とも

主なる目的は馬賊防禦に在り故に平時に在りては幾んど有名無實の觀あるも一朝事あるに際しては武器を提げ防備の任務に就く而して地方官廳とは毫も關係なしと云ふも會首等の員數は必らず官廳に報告せざるへからず會の經費は各戸の負擔にして所有地の多寡に依り按分せられ其平時に於ては可成經常費を節約し居れり又會首は無事の日には郷約屯長等に協力して地方自治の職務を補助せり  
 又各地の團練會をして其行動を敏捷にし任務の周到を謀らん爲め更らに數個の團練を聯合し相互氣脈を通し呼應救援し自衛上遺憾なきを期せり  
 會勇の手當金は地方により固より同しからざるも大抵一箇月六圓を給し食料を會より支給するものと食料自辦にて八圓乃至十圓を給するものとあり一定せず而して會勇は村内の壯丁を以て組織せる者と又地方より招募せる者との二種に分たる其招募せる者に至ては往々無賴の惡徒多く己れの管轄區域に於ては敢て非行を爲さ、るも以外の地方に至ては馬賊と相摺はざる行動を爲す者尠なからず  
 會勇を直接指揮監督せしむる爲め別に會勇頭練長とも云ふ一名又二名を雇用す即ち馬賊(紅鬍子)防禦の爲め郷村市井の無賴漢にして平素會勇及び馬賊等に多少名聲を博し慄慄にして死を怕れざる者を選擧す原來無賴遊食の徒たるを以て一朝意に



満たさるや直ちに去て匪群に投ず故に一利一害其間弊害の伴ふを免れすと云ふ練長の手當は一箇月約十五圓内外とす

練長、會勇等は其手當の僅少なるに拘はらず日常の衣食調度等常人の生活に勝る所以の者は他無し彼等は恰かも民間は警察を以て目すべく苟くも不正の行爲ある者は大小を論せず少しも假借せず捜査摘發して之れを引致し脅迫鞭撻を加へ後來を戒むると稱し出來得る限りの手段を盡くし科料金を勒索し其一半は練長之を收め一半は會勇に分配す是れ多年の慣例として人亦敢て怪む者なしと清國の如き司法警察不備の地に於ては些少の不正行爲ある者に斯る習慣的制裁を加へ將來を戒むるは事實已を得さると認むべきも其弊や延て往々無辜に及ふこと尠なからず

又會勇の如きも郷村の壯丁を以て組織せる者は稍可なるも其他方面より招募せし者に至ては無頼の徒若くは馬賊出身多く故に今日は來て會勇たるも明日は去て復た馬賊の群に入る者あり遼東地方剽盜強賊の根絶せざる宜なりと云ふへし然れども若し約束を嚴にし練長其人を得るに於ては自衛上裨益なしとせず盛京管下に於ては唯た徐貞の統率せる吉洞峪團練の如き最も著名にして稍觀るべき者とす其自衛の區域岫巖、海城、遼陽の三州縣に跨り防衛範圍に在る村落百數十箇村の多きに及

ふと云ふ

## 附紅鬍子(馬賊)

團練會の設置は地方警察の不備なる爲め自衛の必要より起るものにして一郷一村の治安を保持するにあるも其實紅鬍子と號する名稱の下に出沒横行する剽盜を防禦するに在りては其團練に直接關係あるを以て茲に之を附記し以て少しく述ふる所あらんとす

紅鬍子一に馬賊と云ふ又單に鬍子とも稱せり古來支那東北邊外に横行跋扈せる數群の剽盜にして猶ほ南清地方に於ける土匪のことにし其何に因て紅鬍子若くは馬賊と稱するかに至ては諸説一ならずと雖とも稍意義に近似せる者を舉げんに彼等は其初め假髯を用ひ狀貌怪異一見人をして恐怖せしむる如き粉裝を爲し以て掠奪に便せり是れ紅鬍子の名ある所以なりと又其馬賊と稱するは騎馬の賊と云ふ意にして彼等の掠奪を爲すや其行動を迅速ならしめんと欲し常に騎馬にて來るに因ると聞く往昔支那東北邊に響馬強盜なる者あり行動極めて快速にして其來るや迅雷耳を掩ふ能はず其去るや疾風の如く郷民遙かに馬鈴を聞き強盜の來れるを知り逃れて其爲す所に任かすと東北地方に馬賊ある其由來久し蓋



し南清に海賊多く北清に馬賊あるは所謂南船北馬地勢上自然の結果と謂ふべきか

紅鬚子名稱の由て起る所上來述ふる如しといへとも現今に至ては假髯を用ゆる等の如き事なく東三省に於ける剽盜草賊の普通名稱となり之を呼ふに皆な紅鬚子を以てせり然れとも馬に乗るの遺風は今猶ほ存せり馬賊の稱ある所以なり是等の強賊は東三省中吉林黑龍江等に最も多く横行出沒せり盛京省の如きは其往時に在ては甚た少なく其多きを加へしは全く近年にして昨今漸く多く終に紅鬚子を以て著名なるに至れり

滿洲には何か故に如斯く剽盜草賊の多きや今試みに其起因を釋するに直接の源因とも見るべき者凡四事あり即ち(一)一定の住民を有せざる地方は滿洲内に非常に廣漠たること(二)軍政の下にある地方統治の寛にして警察制度の普及せざること(三)冬季長く其間氣候嚴峻にして生活の困難なること(四)犯罪者を邊外に配流し地方官吏監督の下に驛路に勞働せしむるに彼等は賄賂によりて容易に之れを免れ惡業を恣にするを得るに至れること是れなり以上の四事の相合するありとせば滿洲の茫漠たる平原に此の奇異の人物を發生養成する亦毫も怪むに足らざるなり

なり

盛京省に於て最も馬賊の跳梁跋扈を極めしは咸豐の末年我々が萬年間により同治の初年に互れる間とす其最も甚たしきは五百の馬賊山東の一回教徒に率ひられ興京廳を襲ひ官吏を殺戮し鹵獲の物品を滿載し悠悠として退去せしことあり實に此年代に於ては馬賊の滿洲に於ける掠奪は恐くは其極に達せる者と謂ふへし蓋し當時清廷は中部支那に於て長髮賊の大變亂あり意を滿洲に傾くるに遑まあらず加ふるに滿洲旗軍の大部を移動し揚子江地方に送りしか爲め東三省に於ける中央政府の統治は益弛緩となり地方官憲の威嚴全く墜ち勢力微弱にして衙門の外に出る能はざるに至れり殺戮掠奪の案件日として是れ無きはなく何人と雖とも武器を携帯せずして其家を出る者なし田野に耕す者亦常に銃器を背にし鋤犁を手にし以て其業に従ひ群盜横行して官吏或は富紳を捕へ之を要して價金を求め閭里鄉曲の間幾んど寧日なきのみならず遂に延て都邑城市に及ふことあり牛莊市街の如き常に其脅迫を受くるを以て當時の英國領事は此地に戒嚴令を布かんとするに至れりと是れ咸豐末年より同治初年に至る數年間國家多事に乘し馬賊の猖獗を極めし情形なり



後も同治九年<sup>我か明三年</sup>に至り時の盛京將軍馬賊勦討を以て任とし銳意之に従事し一時に數百を捕へて斬に處し連て其分子たる市井無賴の博徒に及び併せて之を斬首し爾來馬賊に對しては死刑を勵行せしを以て漸く跡を斂め或は遠く國境に竄し地方稍小康を得たるも而かも根絶する能はず今日に至り尙ほ出沒徘徊し閭里の害を爲す者或は前記の如き原因あらんも要するに警察制度の不完全なるに歸せずんはあるへからず

近來盛京省に於て馬賊の日に漸く多きを加へし近因は今より數年前露人の滿洲を占領し鐵道を布設せしより始めり當時外省より多數の鐵道工夫を轉入せしか工成て後ち彼等は忽ち業を失し歸るに資なく留るに食無き者盡く相率て馬賊の群に投せり之に庚子以後裁撤せし散勇の加はる、者ありて俄に多數となり劫掠横行至らざるなく金復兩管下の如き從來馬賊の害を被る極めて稀なりしか近來其被害を被る者日に絶えざるに至れり而して露人は馬賊に對しては其處置寛にして斬首に處する等のこと無きを以て益々跋扈を極む然るに其後日露開戦に及び彼等の多數は復た苦力と化し多少の業を得たるを以て暫く影を潜め其數大に減せしか我軍の前進と共に後方に在る者又々業を失ひ茲に再び紅鬍子となり掠奪

を恣にするに至る

馬賊には首領ありて其部下を統御す部下の數少なきは十數人より數十名に至り多きは二三百人より七八百人に達する者あり各々一方に割據し掠奪範圍を定め互に相侵害せざるも時として他の範圍に侵入し之か爲め戰鬪を開始し終に弱者は強者の爲めに掠奪範圍を縮少せらる、ことあり其部下多くして勢力の強大なる者に至ては官廳の力能く之を制すること能はず團練も亦之を防ぐこと能はず官より和を講し或は金銀を給し或は官職を授け以て一時の無事を謀ることあり前任盛京將軍增祺の如きは馬賊首領と契約を締結して其部下を收用し歩兵二大隊を編成し以て官兵と成せしことあり昨官に抗するの賊今は賊を捕ふるの官兵と爲る何そ位置顛倒の速かなるや是れ以て將軍の無力を示すに足ると同時に彼等の如何に猖獗なりしやを知るを得へし

馬賊の携帯する武器は概ね露國銃多く又一般に最近式の「モーゼル」自動拳銃を携帯せり其器械の卓越且つ單純なるを以て喜て之れを用ゆるもの、如し此拳銃の密賣は數年間に巨額の取引を生し營口外商の計算に據れば是等武器を備ふる馬賊は已に數千人に達せりと亦以て滿洲に於ける馬賊の多數なるを知るに足るへ



し

馬賊は種々なる分子の集合團體にして之か種別を爲すときは飢寒に迫られ匪群に投ずる者あり市井無頼の惡徒亦固より多し採金の鑛夫流刑の徒あり父祖より既に馬賊たる者あり或は慷慨の士一時身を馬賊に投し滿胸の不平を漏す者亦無きにあらず或は郷曲に武斷し任俠を以て自ら任ずるの徒あり所謂善にも強く惡にも強き者あり概ね一群の首領たる者は慄悍の質を有する大膽不敵の輩若くは好漢豪傑を以て自ら任ずる者多し現今盛京省管下に於ては最も著名なる者中部なる遼陽附近に多し濼麟閣杜立山田義木楊二虎等有名なり各々數百の部下を有し一方に雄視せり就中濼麟閣は最も多數の部下を有し勢力強大にして覇を稱するに足るも彼本來の惡徒にあらず所謂善にも強く惡にも強きもの性質を有し將來改善の見込みある者目下已に歸順し部下を戒め掠奪を爲さしめす分に安し己れを守り徐に官の處分を俟てり

以上は盛京省管下に於ける馬賊大略の情形にして僅に著名なる者二三を擧ぐるに過ぎず其數十の部下を有する小團體に至ては各州廳縣到る處是れあり未だ悉く記するに遑あらず馬賊は實に滿洲に於ける禍根なり宜しく全力を注ぎ之れか勦滅を謀るべきものとす若し之を不問に置かんか永く地方の安寧秩序を保持する能はざるのみならず將來或は外交問題を惹起するの端緒たるを保し難し馬賊盡く是れ無頼の惡徒にあらず當局者若し義を以て之に諭し利用の道を講ずれば一彈を費やさずして其大半を解散することを得んか

## 二 戶籍法

戶籍法は夙に清國に備はるも後世に至ては他の法例と共に實行せざるを以て空しく其簿冊を存するのみ今八旗に就て言へば其戶口は三年を以て調査の率と爲し其期に至れば盛京省の戶部より將軍に移牒し都統副都統の所屬たる佐領に命じて壯丁名簿を作らしむ

其書式は各戸に某氏某官と書し原籍住居及び寄留等を記す未だ仕へざる者は閑散某氏と云ふ旗民の戶籍に登録する者を正戸と云ひ僮僕にして其主人の別居を許さる、者を開戸と云ひ官より印を給し票記せしむることあり  
旗人の相續法は嗣子無れば兄弟の子を先きとし其次きは從兄弟の子と爲し又其次きは昭穆相當する者と爲す是等の事ある時は旗長佐領の保證を要する等の規定あり



男子生れて十八歳以上を丁年と爲す故に八旗にして男子三四歳に至れば必ず界官に稟報して戸籍簿に登録す其八旗兵と爲るの義務あればなり尤も自ら進て兵と爲る者あり又官の採用に出る者あり若し其兵たるを喜はされは必ず銀或は丁錢なる者を納む毎年一人に就き銀一錢五分なり

漢民の戸籍に至ては漢八旗に入らざる者は旗兵の資格無きを以て男子生る、も稟報せず又戸籍簿に登録せざるなり故に戸籍の不整頓は清國全體の各省と異ならず

### 第六 土地地域の稱呼並に賣買變換の概要

大清一統志に凡そ滿洲と稱するの地は東西五千清里餘南北六千八百三十清里にして南は渤海及び黃海に瀕し西は興安嶺に界し東は日本海に至り北は外興安嶺に界し其東北は鄂德斯克海に抵る是れ此の茫茫漠々の地方を統治する固より容易の事業にあらざるなり

今調査するに清の祖宗か滿洲を開拓したる方法は旗人の無力者には牛種を官給し又外有より漢人を招徠して甲に入れ又徒流の囚人にも開墾を許可する等の事あり其墾下年期は水田を六年と爲し旱田を十年と爲し今に至る迄變更せず其丈量に用ゆる者は戸部より下付する所の弓尺に依れり廣さ一步と縦二百四十歩

を一弓と爲すと會典に載す一弓とは五尺平方即ち一步なり故に二百四十歩を一畝と爲す我か六千平方尺に當る十畝を一頃と爲す我か八段十六畝餘に當る一頃の稱は多く吉林省に用ひられ亦多く民間に用ひらる者は六畝を一日と云ふの稱呼なり

一日といふ稱呼は又一天ともいへり今其由來を聞くに六畝即ち一千四百四十弓を分ちて時刻と比較計算すれば一弓を一分に配し一日は十二時にして一時は八刻なり尙ほ其一刻を十五分と爲すときは即ち一千四百四十分と爲り恰も六畝の弓數に適合すればなり

其行政區域に二名稱あり社と云ひ屯と云ふ後世に至り又廠と云ふ者あり店と云ふ者あり村あり寨あり名稱一にして定らざれとも別に意義あるにあらざるなり其地籍に於ては即ち四種あり其種類を左に掲げん

**旗民餘地** 旗人の開拓耕耘したるものをいふ餘地とは太祖時代既に官給したる外に在ての剩餘地の義に取る

**民戸餘地** 漢民の開墾既成したるものなり

**陞科地** 旗民を論せず墾下年期を過ぎ既に地租を納むべきものを云ふ



**紅冊地** 旗民を論せず讓與賣買變更等の事あるとき官衙に届出れば銀糧賦課等の公書を下付す此時の官印は紅色なるを以て紅冊と云ふ是れ無届の契約書を白契と稱するに對するなり

或は往昔旗民か給與せられたる土地を紅冊地と稱し其紅冊地以外に在り開墾したる土地を除地と稱し歛下年期を過ぎ地租を賦課せらる、者を陸科地と稱すと云ふ此説また取るへきか如きも支那官衙の二三老吏は飽まで前説を主張す故に暫らく此に附記して以て後考を俟つ

然れとも今日に在ては是れ此の四名稱は大體土目の順序に稱呼して其地租の輕重を表明するに過ぎす此外復た伍田地牛倉地及び三園の稱あり更らに左に其解説を掲げん

**伍田地** 清初勦功ある王族の護衛兵に給する所の土地名稱の存する者なり

**牛倉地** 綠青豆類の收穫ある地にして牛莊に倉庫あり收穫後は之に儲藏するを以て牛倉地と云ふ

**三園地** 屋敷地を房園と云ひ自家用の畝を菜園或は欄園と云ひ墓地を塋園と云ふ此三園地には地租を賦課せず但た賣買讓與の際は税契を徵收す

又莊賦といふ者あり内務府會計司に屬し専ら皇室費目に入る者にして乾隆年代には盛京の莊を八十四處と爲し分つて一等より四等に至る一等は每莊毎年の徵糧は二百八十二石にして四等は百九十二石なりと云ふ

今聞く所に據れば内務府莊頭の分は一万四千四百三十八畝にして戸部莊頭の分は六千八百六十七畝なりと云ふ是等一般の土地取扱ひの方法は如何各城の界官は先づ等一に冊案即ち土地臺帳を備へ置き之れを根據と爲す故に地籍坐落四至丈尺を登録し賣買讓與等の時は詳かに年月を記載するは勿論とす又賣買したる土地は必ず印契即ち登記證書を附與し以て他日の證據と爲す若し兵燹等に罹りたる時は直に同郷隣保の保證人を立て戸部に届け出て、新印契を請求す

因記す我二十七八年後米國の「リチアバイ」なるもの意見書を軍務處王大臣に呈したることあり其内に東三省の開墾には宜しく英米兩國の法に倣ひ新器械を購入し又農學校を興し専ら滿漢蒙人をして田園の樂みあるを知らしめは非望の意を消却し無限の財を得然るときは則ち三省の公益實に多大なりと論せり他日滿洲の農政を講究し我か北海道の如くならしめは豈に獨り「リ」氏の志を達するのみならんや



第七 租稅徵收の概要

盛京一省の賦稅總額は額徵地丁銀三万八千七百〇八兩と米五万八千五百八十二石六斗七升及び官莊徵米三万二千三百九十一石なり  
納租の法は夏秋の兩期なり二月に開始し四月に至り其半額を納め五月に閉鎖し八月に至り復た開始し十一月に至て完結す此の法古より今に至て改めす他釐金稅及び雜稅の如きは其條項下に至て解説する所あるへし  
其地租徵收の手續及び種類は先づ其村内を簡閱し五戸或は十戸を合はせて一枚の證書を作る名つけて滾單と云ひ納租者の姓名を其上に書す又三聯のものを聯票と云ひ一は官廳に留め一は簿冊に貼付し一は戸部に送る又一木造の匾を署前に置き其納租者の封銀親投を許す之れを親輪と云ふ今は乃ちなし毎年開征の時は旗人に在ては八旗より各々領催一名と兵四五名を出張せしめ各々其界に赴き守堡と同く催促徵收し若し期に違ひ及び未納者あるときは訊追杖責を行ふ又民人に在ては州縣の戸房より差役を派遣し其地の郷約と共に徵收に従事す  
往昔の稅目は甚た多からす稅契牙稅行舖稅馬牛稅猪羊稅落地稅あるのみ然るに咸豐の釐金稅施行以後は新稅を増すこと尤も繁雜を極め以て今日に至る

各府州廳縣に於ける地租及び雜稅の稅率は地方により多少の差あるも大抵同一なるを以て其繁を省かん爲め今左に蓋平縣の稅率を擧げ以て其一斑を示すへし

一 地租の部

旗民餘地 一畝に付

上等征銀八分

中等征銀七分

下等征銀六分

最下等征銀三分

陸科地 一畝に付

征銀六分

別に等級を分たす

紅冊地 一畝に付

征米四合四勺二抄五撮

此地租を稱して半征半銀と云ひ一半は米納にして一半は銀納と爲す者あり

伍田地 一畝に付



征銀四分

牛倉地 一畝に付

黑豆四合四勺二抄五撮

尙ほ此の五科目の外に人丁銀なる者あり乃ち古の所謂畝を報するを地と云ひ人を報するを丁と云ふ是れなり

人丁銀 一人に付

銀一錢五分

二 雜稅の部

牛馬騾稅 賣買代價銀一兩に付銀三分なり若し錢を以て賣買するときは六吊百文を以て一兩に換算す

尙ほ此の稅目に付假りに一例を舉れば賣買代價百兩に付銀五兩を徵收し此五兩中より三兩を以て奉天へ上納の分と爲し残り二兩を留用の分と爲し更に此二兩を七分三分に兩割して其十分の七たる銀一兩四錢は稅務委員に其十分の三たる銀六錢は城防守尉に歸す城防守尉は尙ほ銀六錢の半を以て油紙の公費に充て其半を經手の手數料とす

驢馬稅 賣買代價銀一兩に付錢七十文

山羊稅 賣買代價銀一兩に付錢十五文

猪稅 賣買代價銀一兩に付錢三十文

此三稅目の差引手數料は牛馬騾稅に同じ徵收期は陰曆の三月九月の兩期にして其期に至れば毎年豫め定めたる出張徵收所に官吏を派出して徵收せしむ又若し漏稅を謀る者あるときは其一半を罰金として官沒に歸し他の三分は出張員の賞與に充つ

當舖稅 當舖即ち質屋營業は年稅にして一箇年銀五十兩なり

店舖稅 通常の各商店を大店中店の二種に分ち大店は年稅銀五兩と釐銀錢三十吊と爲し中店は銀四兩と錢四十四吊と爲す

契稅 又田房稅契と云ひ南清に在ては契尾稅と稱す地所家屋賣買代價銀百兩に付三兩と爲す毎年春秋二季に徵收す

以上の稅目は古來より施行したる者なり是れより後に列舉する稅目は咸豐の釐金稅に引續き見出したる新稅目なるを記憶せざるへからず

雜貨稅 賣買代價銀百吊に付二吊なり雜貨とは蘇城錠藥材香料皮毛燠炸煤炭木



綿山貨の類なり山貨とは山より産出する者にて木耳の類を謂ふ

雜穀稅

即ち稷石稅とも云ひ高粱を始め都ての雜穀にして一石に付納銀二百四十成と納釐銀は錢百文なり成の事は貨幣の部に詳かなり

斗秤各捐の徵收法は先づ雜穀を市に集めて約量し一斗に付き賣買主より各々二文を徵收し其秤捐は舖商に取扱はしめ又外城に在て買辦する所の雜穀或は雜貨にして州縣所在に至る時は其地方の主任者の報告せる錢數に依り百吊に付錢一吊を徵し毎月初旬に其收入の錢を時の相場を以て銀兩に換へ一割を公費に引き去り其餘は奉天の斗秤總局に交送す六箇月を以て一期と爲す又釐金稅取立法は毎月三六九の日に市上に集りし稷石賣買の時は官斗を使用し一斗に付錢一成を徵收し其内五分を公費に引き去り餘は戶部に報告す

阿片稅

各州廳縣所在地に斗秤土藥捐局あり其初めは斗秤のみなりしを更に阿片を加へたるなり

阿片膏一斤に就ては捐銀四錢なり

罌粟花を植付けたる土地一畝に就ては銀二錢なり

土莊即ち阿片膏賣捌所に就ては一箇年額銀二十四兩なり苟も土莊の看板を揚れ

は直に其店に就て年稅を課す別に免許狀等を下付するにあらず

右等の徵收に就ての勘定法は何れも一兩に就て九十五錢は都て奉天の洋葯總局に送付し残り錢五錢を以て取扱ひ費に充つと云ふ

入港稅

凡そ船舶入港し糧米一百石を陸上げするときは旗民兩署會同し捐錢百四十五吊を徵し内六十八吊を報告して残り七十七吊は兩署に於て留用す又貨物は目方四十斤を以て一斗に算し每一百石に付錢百十五吊を徵收す會同留用は都て糧米に同じ

漁船稅

一艘に付年稅額銀三兩五錢なり

漁亮稅

亮は即ち築なり年稅額銀一兩なり地方により此稅目無き所あり

船店稅

年稅額銀八兩なり毎年十月徵收して戶部に送付す

剪子稅と絲蠶稅

柞蠶稅に就ては二回徵收するなり其初め山林に在て徵收するを剪子稅と云ひ剪一丁を一把と云ひ每把徵稅錢三吊五百文なり剪一丁といへば柞樹株四十にして土地廣さ六畝許り内五百文は公用紙油等の雜費に引き去り三吊を公稅收入と爲す又既に絲に成したる者即ち絲蠶稅は一包即ち百ポンドに付光緒二十八年は銀八錢なりしを二十九年より更らに二倍して銀一兩六錢と爲す徵收期は毎年九月に



結了し城庫に貯存して戸部に報告す

鹽 稅 一石に付洋銀四元三角なり抑も奉天一省は元來官鹽にあらすして私鹽なりしか光緒二十年頃に至り鹽稅を以て軍需に充んと爲し當時は一石に付捐錢十吊七文即ち洋銀一元七角八分なり二十九年十二月十五日より二元五角に増加し三十年七月に至り北京商務部載振貝子の奏請に據り東三省の鹽務を整頓辦理せしめたり

以上の租稅にして盛京省の戸部に送納する者は

牛馬 土藥 斗秤 當舖 商店 漁業 鹽業 伍田

又各州縣城庫に貯存して奉天よりの命令を待て處分するもの

旗餘地租 紅冊地租 陸科地租 牛倉地租 剪子稅

鹽業の如きは素と戸部に送納すへきの部に屬すれとも近來に至ては其收入中より支辦することを准されたり

因に記す世に支那の地方官にして其年俸と養廉銀のみの少額に拘はらす其收入の多きは實に非常にして知府一年在勤すれば子孫三世の富を成すを得へしとの俗諺に見ても推知すへし然れとも是れ一に賄賂のみに依るにあらす其在職中に

於て自ら他に收入の途あるかを疑ふも其疑を解く者鮮し今此に其因由の一隅を舉げ以て他の三隅を察知するに便せんとす凡そ城守尉及び州縣か租米を取立るの樹を倉升と云ひ又官斗と云ひ倉斗と云ふ故に納租を倉賦と稱す而して倉升の一斗は即ち市斗俗に細間斗六升四合に當り市斗の一斗より三升六合を減す

又租銀二分五釐は市價東錢一吊二百六十文に換算す故に地方官は下人民より徵收するときは市斗と東錢を用ひ上政府に申報するときは銀兩と倉升を用ゆ今例へは蓋平縣知縣か専ら取扱ふ所の紅冊地の半征半銀に就て言はんか征米のみにても暗黙中に於て既に一箇年に七十石以上の收入あり尙ほ此外に賑恤祭祀等の儲蓄米五六百石を合はせて左右し得る者と爲す

此他銀錢は固より時の相場一定せされは今確算する能はずといへとも其銀錢の差に於て又得る所は決して少額にあらざるを知るへし故に州縣か一箇年の收入は優に銀一萬兩以上に至るへし

又征米といへは米にあらされは上納を許さず故に人民は自家收穫の高梁等を賣り米を買ふ若し否らされは時の米價に照して銀兩を納めしむ此間又當局者に幾多の收入なしと謂ふへからす是れ一に知州縣のみならず城防守尉及び各局委員



の徴收も大抵此の類なり

### 三 捐銀取立法

清國財政の一大源たる釐捐等徴收即ち取立法の如き滿洲が我主權の下に屬すると否を問はず尤も研究すべき價值ありと爲すも當局官吏は詳かに語るを喜はず又商民は漫に知らずと答ふ因て今牛莊、海城の土藥斗秤局委員黃某と海城知縣楊某が合同告示の文に據り以て其一端を擧ぐることに左の如し

斗秤捐銀を添設したるよりの後は大抵其地方の豪商に命し捐銀の額を定め包捐即ち捐銀請負ひを爲さしめ一定の納期間に地方官廳に納入せしむるなり然るに我が二十七八年戰役以後は益々國庫の缺乏を告げ釐錢も多く收入せんことを謀り則ち彼の包捐を廢し官衙より直接徴收の法を講す此に於て委員を設け取扱はしめたるあり亦其法の一進歩を見るへし其手續は即ち左の如し

一 原來設置しある捐局は舖首即ち店主より柜夥即ち伴頭を捐局に出頭せしめ捐務を經理せしむ

一 今迄の如く不必要の雜貨に課せず以後は其重なる貨物に就ての納捐は都て委員と柜夥と立合ひ經理し其他遠隔の各小村鎮に至つては舖首代納せしむ

一 各色の糧石は買主より一斗に就きての釐金は制錢二文と爲し一石に就き四十文と爲す捐銀八錢にして錢二百五十文と定め順次遞増し賣主の捐銀は買主より代納して差引する者とす

買主と舖首は毎日買ふ所の糧石若干、捐銀若干を帳簿に詳記し捺印運署の上其翌日早朝迄に捐局に送り帳簿に引合はせて收領す

一 南來の貨物にして營口に於て納捐し牛莊、海城地方に運搬し來る者は小賣卸賣を論せず營口の領收證あれば重複徴收せざることを、す

一 北來運搬の菸油、蘇錠、木耳、元莫、土城と本地產の蘇稱條、粉條等並に棉花、山蠶、蠶絲、皮張及び東山出產の荊果、蔞材等の物は各店舖より發賣し又外城より自ら買ひ運搬して柜に到る者は專賣と自買とを問はず買主より捐銀を差出すこと都て前項に同じ

一 委託販賣を受けたる車載の物品及び本地產出にして或店に持込み出賣する時は其店より捐銀を加へ置き代賣の物品若干、捐銀若干を開寫捺印の上其翌日捐局に送る若し未だ發賣せざる時は店棚の在荷等と毎日到著の荷數若干も其翌日直に届け出つへし



或は其店にして外城外屯に賣らんとする時或は賣主も顧客も屋號無き時は其間屋より捐銀を加へ開寫捺印して其翌早朝届け出つへし  
 若し外客にして捐銀支拂ひを要する時は直ちに捐局に出頭すれば其捐銀受領證を與へ途中蓋捐局等の発捐に供すへし  
 一未だ捐局を設けざる地方は總局より捐銀表を以て舖商に發交し置き若し糧石雜貨等の間屋にて外より運送し來る時は毎日買入れたる物品目錄と捐銀は既に差引したる等を開寫捺印し翌早朝届け出つへし  
 一城鎮の燒鍋か其地に於て買收したる各種の糧石竝に外より買ひ入れたる糧石の到達するも其參票課銀あるを以て其納捐を免る、事あり此場合に於ては賣主に勸めて捐銀を納めしむ牛莊、海城境内に在る一切の燒鍋の收買する各種糧石は其賣主捐銀若干を開寫し翌早朝捐局に届け出つへし  
 一各色糧貨にして牛莊、海城境内に在る者は何れの處に輸出するに拘ばらず都て未納者は必ず一度は納捐すへし是れ重捐にあらず  
 仍ほ兵を派して嚴査せしむ或は兵にして商人と通謀し多きを以て少く捐する等の事あれば必ず嚴罰するなり

其外何れの條項に於ても時日を過ぎ届出を怠る者は偷漏に心ある者と爲し檢査嚴罰する者とす

右列舉したる各條を通讀すれば即ち捐銀取立法の一進歩したるを知るに足るへし然れども各州縣中尙ほ未だ包捐を廢せざる者ありと云ふ要するに包捐の法たる敢て不可なるにあらず若し地方官にして清廉の人を得れば先づ其徵收の手續を省き而して國庫の收入は其納期に至り未納少くして且つ早く決算し得るの便あり之に反し其人を得ざれば種々なる弊害の之れに伴ふて免れざるへし

#### 四 釐金稅

清國に於ける釐金稅は近世長髮賊の叛亂に際し財務困難軍需を濟ふの目的を以て之を創めしものにして其意商賈は利を追ひ贏を争ふものなれば之に課稅するも物價を昂貴して其捐を填すべく民の物を購ふものは多くは市民に屬し農戸にあらず其物價少しく昂貴するも其害田租を加ふるに愈れりと云ふに在り雷以誠先づ之を揚州に行ひ次で會國藩釐金局を漢口に設け胡林翼湖北巡撫に任するに及び益之を率勵するに至れり降て現今に至りては其用途全く創始の時に反し一般の政費に充用するに至れり從て釐金局の設置は皇室總督道員等より各地に濫置し各課稅の方







記入するも原符には少額の記入をなし以て差額を判する等の奸策を施すものありと云ふ

### 五 河防稅

河防稅の創始及徵收の目的 河防稅は遼河に於ける商船の航行を保護する爲め各所に兵員を屯在せしめ置くを以て其養兵及ひ之に關聯する諸費に充つる目的を以て徵收するものにして光緒二十八年奉天將軍增祺の創むる所なり  
徵收管區 奉天將軍は遼河に於ける徵稅管區を新民府及海城縣の二區に分ち之を管轄せしむ甲は通江口より三叉河に至る間、乙は三叉河より營口に至る間なり各一の總局あり河防糧貨船捐總局と稱す其下に分局及び支局あり  
河防稅の種類及び稅率 河防稅を分ち左の三種とす營口より各地に至る稅率左記の如し

- 一、船 捐
- 二、糧 捐
- 三、貨 捐

左記

管轄廳	地名	稅率				摘要
		船捐	糧捐	貨捐	貨捐	
新民府	通江口	一元二角	四角	六角	一角	一、船捐は船一艘毎に下り船に對しては往復に付一回船頭に課す 二、糧捐は穀數十石に付往復共積載しあれば荷主に課稅す 三、貨捐は貨物千二百斤に付右同 四、營口より田庄臺へは課稅せざる爲め稅率の定めなしと云ふ
	英守屯	一元一角	三角	四角五分	一角	
	三面船	九角	二角五分	四角	一角	
	老民屯	七角五分	二角五分	三角	一角	
海城縣	老民屯	六角	二角	二角五分	一角	
	遼陽	五角	一角五分	二角	一角	
	三叉河	五角	一角五分	二角	一角	

總局及分局の位置 現時多くは撤去しあるも高力屯の下流に於て三箇所あり又間く所によれば上流に於て通江口、馬蜂溝に支局ありと高力屯より下流の分左の如し

- 總局 馬廠 田庄臺
- 支局 下口子

捐局に於ける事務 總局の管轄たる新民府並に海城縣を監督するものは奉天の交



渉局なり總局及支局は毎日通行の船舶を臨檢し納税の有無を詳にして若し未納者等あるときは規定の額を納付せしめ之か處分を上司に要求するものなり而して事務の最も輻輳するは西端に於ける捐局なるもの、如し徵税の方法等は釐金局に於けると大差なし唯た收領を證明する爲めに三聯票を用ゆるを異なりとす三聯票は我が納入告知書に類似したるものにして甲號は控として備ひ置き乙號は受領證となし丙號は徵税を證明する爲め報告の用に供せり現金は毎年の終りに於て奉天に於ける糧餉局に納付すると云ふ各船主は交付されたる領收證により各捐局所在地に提出證明して通過するなり即ち領收證は一の進行證明をなすものなり執務人員は釐金局と大差なし

捐局附屬の兵員 沿岸防備の爲め總局及び各支分局に兵員を置く大約一箇所に付五十名を下らす毎日河川に沿ひ警備區域を巡視すへき筈なるも多くは屋内にありて賭博等に耽り殆んど巡邏せしを見ず彼等は何れも各府縣河防營の兵員なり時々交代するか如し現在河防局の設けなき箇所に於ても尙ほ兵員のみ屯在するものあり高力屯の下流に於ては老達房の如き是れなり

### 第八 訴訟の概要

凡そ旗人の訴訟は其地方の理事官即ち城防守尉の裁決を仰ぎ漢民に在ては理事官と其州縣官の立合裁判を爲す罪の輕き者は直ちに判決を下し其重き者は奉天府に稟申送付す此時に當り奉天將軍は更に又刑部侍郎と立合裁判を爲し終りに省の刑部に送るは古より今に至るまで變更することなし唯た近來將軍をして刑部を兼ねしめたるは亦其手数を省かんか爲めにして審問上の一進歩と謂ふ可し今旗民か起訴せんとするより裁判言渡までの順序を逐ひ略敘すれば即ち左の如し

凡そ民事と刑事を分たす將に起訴せんとする者ある時は先づ縣署内の刑房に至り格式紙即ち訴訟用紙一枚を受領す其一枚の代價は錢二吊より四吊に至る固より一定せず原告は此格式紙を持ち更らに轉して官代書即ち免許代書人に至つて出訴狀を作らしむ之を呈詞と云ふ字数は三百字に過ぐるを得ず罪の重き者は錢八吊或は十吊を支拂ひ又外封の上には必ず其地方官の親書を刻したる官代書の印即ち戳記なる者を押すものとす

因に記す格式紙の帖尾に印行したる要則は上下二段に列記す其取扱はさる條項を推知するに足れば左に掲ぐ

一年逾七十又有癡病無抱告有不准



- 一 告婚姻、無媒證婚書者、不准、
- 一 告借貸、無缺券子證者、不准、
- 一 現監人犯、呈控他事者、不准、
- 一 年未及歲、無抱者、不准、
- 一 呈詞書寫、雙行者、不准、
- 一 無代書戳記者、不准、

以上の七項は上段にあり

- 一 紳士生監、無抱者、不准、
- 一 宗室覺羅、無抱者、不准、
- 一 婦女貝呈、無抱者、不准、
- 一 原案不錄前批者、不准、
- 一 于名犯義、挾制官長者、不准、
- 一 呈詞越格者、不准、

以上の六項は下段にあり

原告は此呈詞を門政に提出す是れ亦定規の手數料を支拂ふ其金額少なき時は遷

延して敢て刑房の主任に轉送せず金額多き時は即時進達の手續をなし一應知州或は知縣の閱覽に供す知州縣は更に班房に擬律することを命す而して原告を班房に押留す之れを看押と稱す凡そ州縣衙門内に小牢獄を設く之を封と云ひ封に東西あり罪の輕き者は東封に入れ其重き者は西封に入れ尙ほ別に牢獄あるは人命律を犯したる重罪犯を入る處と爲す

原告の押留せらるゝや看押即ち見張番に定規の手數料を支拂ふ之を借錢或は褒賞と稱す其金額多き時は相當の保釋人を立てしめ原告を其家或は旅店に歸住するを許し唯た遠く其地を離るゝを許さず

知州縣か原告を班房に看管を命するの後更に簽票即ち召喚狀に代るへき長さ一尺幅一寸許の小木板を快役に交付し被告を拘引せしむ此快役の出張路費を盤費と云ふ原告より支辦す其多寡は原告の貧富と快役の善惡に因て一定せず快役既に被告を拘引する時は必ず先づ鎖を以て捕縛す若し被告にして銀錢を與ふる時は其鎖を脱して後ち封に入る

被告の牢内に在るや又其取締の差役に銀錢を與ふること多き時は罪を受くるこ



と軽く然らざれば輕からず是れ知縣等の命令あるにあらず一に差役の存意に出るものとす

又原被兩造に對し掛官に申報するに就ての手数料を要す若し兩造にして其要求に應せざれば何れの日に過堂即ち開廷裁判するを知る能はず且つ此差役は毎月頭班、二班、三班と交替するを以て其交番ことに再三手数料を支拂はざるを得ざれば兩造は大抵早く此支拂を爲す

既にして開廷の期日定まるとき原告の快役は其趣を原告の家或は旅店に通報す此規定の入費を鞋錢又脚步錢と稱す

對審の時に臨み原告は又私かに賄賂を掌刑者に使用するときは被告の刑を受くること重く若し兩造ともに争つて賄賂を與ふれば其輕重は一に掌刑の手心奈何を待つのみ若し或は被告にして巧みに奇計を運らし掛官に賄賂せんか掛官は原告を以て捏造誣告と宣言す若し又原告にして同手段を用ゆれば掛官は衙役に内命して藥を被告に與へ牢死せしむる事等あり

又民事訴訟中に於て商人間に起る賣掛代金の請求或は貸借等の事件に至ては苟も其成立たん事を思へば其請求金高に因り賄賂を使用する益多額に上り結局其

使消したる金額は請求する金額と差引して殘らざるものあり寧ろ起訴せざるに如かすと爲す

若し或は此手数料を支拂ひ賄賂を使用せざるときは民刑原被の別なく其屈辱侮慢を受くること甚しく實に堪ゆへからざる者あり而して各地方の知州縣と其門政の収入は實に此訴訟事件の多ければ多き程に其丈け収入増加するなり

### 一 法廷の狀況

法廷は知縣衙門内の正堂に設く一卓子あり上に官印の袱包みと筆立て様の者あり簽票を其中に立つ地方長官は其正面の椅子に倚り衙役數人其後に列す刑事と民事とを論せず其呼出しに應し被告人は其卓前に跪く長官は其豫審狀を披き逐次訊問す其訊問の様は我邦往時町奉行所の取調へに異ならざるか如し又長官は間々水烟を喫し烟管を弄するなどの事あり甚だ嚴肅ならず況んや傍聽人の如き固より制限を加へされは蜂擁蟻集傍觀傍聽し被告の陳述の聞取れざる事あり其不規律不體裁は復た我か邦往時にも見る能はざる所ならん又犯人の白狀せざる時は律に所謂板(タケヘラ)を用て手掌を打つ等の拷問を爲す又殺人犯の如きは地方長官親ら其地に臨檢して豫審調書を作り然る後其罪蹟の判明を待て擬律して奉天に送り秋審を待



て處断する者とす支那に於ては人命犯の處決は秋期に於て之を爲す之を秋審と云ふ

## 二 斬罪の刑

凡そ斬罪の刑に處せんとする時は其日の早天を期し先づ二三發の炮即ち爆竹のなる者を放ち城廂居住の人民等に是れより死刑を施行することを知らしむ而して該犯人は馬牛車に乗せ其罪狀を書したる布片を竹竿に掲げ彼の背後に立て地方衙門より大道を引き廻はし衆に示し一定の刑場に赴かしむ此時地方長官は其後に從ひ臨檢す

犯人の刑場に臨むも別に申渡等の事なく臨檢の地方長官は馬上或は馬車の内に在て檢視す其首を斬る者を狩手と云ひ刃の幅廣き大刀を把り他の一人は犯人の腰を押へ付け又他の一人は彼の頭髪へ長さ六尺許の熊手の如き者を引き掛け力に任せ彼の頭を引き延はしたる所を一刀に斬り下すなれば十人二十人の斬首も寸時間にして畢る

此時斬る者も斬らる、者も腰より以上は都て衣服を著せず裸體なり是れ其血の爲めに汚さる、を恐るればなり又斬首の後は死骸は都て其邊に埋むること我が假埋

葬よりも疎略にして其殘酷の狀は熟視するに堪へすと云ふ尙ほ此外に枷(クビカセ)紐(テカセ)鐵索(クサリナツ)鑊(手)シヨウ、足(シヨウ)の獄具は都て律例に載する者の如く今も使用しつゝ、ある等は敢て此に説かす要するに三四十年前に於ての我が邦と大差なきを知る可し

## 三 判決の例

今判決の一例として蓋平縣知縣か審問の結果與へたる判決を左に掲げ以て其一例を示さんとす

我が軍隊の備苦力に何永考と云ふ者あり城内の油衣舖王栢祥の店頭に於て軍票五圓と大小銀貨合せて七十八圓六十錢を失ふ此時店頭に居りたる者は店主王栢祥と壬德祥王栢楨の三人のみなるを以て取調へありたしと我が軍政署憲兵部に訴へ出たり其情狀實に憐むべきものあり乃ち之を知縣衙門に移照したるに數日を閱して復照を得たり其判決に曰く何永考は素と貧乏の苦力なり縦ひ王栢祥の關知せざる事といへとも其出來事の店頭に起るを以て栢祥は宜しく其半額即ち三十九圓三十錢を出す可し又何永考も其不時の禍とあきらめ半額にて承服す可しと支那地方官の裁断概ね如此何そ我が近古大岡越前の亞流に似たるや



第九 兵備の概況

庚子以後滿洲に兵備なしと云ふも敢て過言にあらざるへし蓋し全く無きにあらず有るも露國の掣肘符制を受け地方防備の任務を遂行し能はざるに因る庚子以前盛京に於ては八旗兵あり綠兵あり旗兵は土著の滿人より編成して八旗兵と爲し郡邑城市に配備し其地の副都統城守尉等に屬し盛京將軍之を統轄し以て地方防備の任に當らしめたり從來將軍の下には

盛字軍

旗兵一萬人

奉字軍

綠兵五千人

を置きたりしか光緒二十年<sup>明治二</sup>奉字軍の統領左寶貴は平壤の役に戦死し盛字軍の統領定安は逃走せしを以て之を裁撤せり嗣て八旗兵より選抜して練軍を編成し其他仁字育字の二軍を置けり其兵數即ち左の如し

八旗練軍

二千人

仁字軍

五千人

育字軍

五千人

之を以て盛京全省の守備として各要地に配置したりしか光緒二十六年<sup>明治三</sup>庚子

の亂後露國の滿洲を占領するや其反抗を恐れ種々なる口實を設け力めて其兵力を減殺せんと欲し且つ痛く掣肘を加へたり其哈爾濱以南より旅順に至る鐵道布設權を強得し其布設に著手するや線路の安全を謀ると稱し線路兩側の距離六十露里即ち百二十清里間は清兵の駐屯を許さ、る條約を締結せり是に於て沿道守備の清兵は撤退の已を得ざるに出て前記の三軍も此時に於て大半を裁撤せりと此の結果として鐵道線路區域内の安寧秩序を保持するは露國の自ら正當爲さ、る可らざる責任ある固より論するを待たず然るに露國の杞憂は前記清兵の反抗にありしか實事は全く反對の結果を來たし清兵を遠ざけたる爲め反て屢馬賊の襲來を受け其煩に堪へざるも而かも自ら保安の任に當らす前任盛京將軍增祺に交渉し巡警隊を組織せしめ鐵道保護の任に當らしめたり之を盛京に於ける巡警隊設置の顛末とす巡警隊は盛京將軍部下の馬歩各隊を酌留して編成せしものにして司法警察と地方防備の任に當るものとす總局を奉天に置き全省を六管區に分つ曰く中路東路西路南路北路之に南路遊撃を加へ共に六路とす每路に統巡を置き之を督率せしめ盛京將軍の統轄に歸す其府州廳縣に派駐する者該地方官に屬し一般警察衛生等の事を掌るも時として馬賊討伐に従事することあり







著手すると云ふ

以上は盛京全省に於ける兵備の大略とす其實數を知らんと欲するも現下の情況之を詳にするに山なし既に上來記する如く庚子亂後露國の干涉掣肘により屢々軍備を縮少せしを以て爲めに舊來の兵制に一大變更を來せしも未だ之を整備するに及はずして日露開戦となり随つて尙ほ軍務の整頓に遑まなく遂に其弛廢に任かすに至れり而して此の間に於て僅かに一縷の脈絡を保ち地方防備の任に當りし者前記巡警の一隊あるのみ今盛京兵備の確數と實況を舉げんとするも事情既に如此なるを以て幾んと之を得るの便なし暫く二三の報告に據り一斑を示せり將さに他日を俟て大に補正する所あらんとす

## 第四章 殖産興業

### 第一 緒言

誰か云ふ滿洲の野荒茫千里滿目淒涼一物の稱するに足るものなしと何ぞ知らん斯の山斯の水亦以て富源の藏するなきを保し難きを是れ其今日に於て講究の必要ある所以なり古來滿洲の特産として有名なるは即ち東珠、貂皮、人參の三種とす而して此三種の爲めに特に戸部より採捕局を設け以て之を監理せり今尙ほ盛京省城に烏拉總管衙門なるものあり即ち採捕局の變態なりとす然れども是等の産物は多く滿洲北部僻寒の地に屬し其滿洲南部にあつては年々歳々人種の繁殖興業の發達と共に農に礦に漁鹽牧畜に於て各種の利源は漸次開拓せられ各種の産物は次第に世人の注意を拂ふに至れり農産に在ては即ち豆類を第一とし高粱、包米、青稞、阿片等の種類あり礦務に在つては即ち金、鐵及石炭等を産出し其他柞蠶なり製鹽なり漁業牧畜等亦皆な之を管内の需用に充て、餘りあるのみならず之を海外に輸出するの量亦實に少なしとなさ、るなり今其各種の事業に就き概要を記述すること左の如し

### 第二 農業



滿洲の地勢は自ら南北二大部に分れ地味肥瘠大に其趣を異にするものあり北滿洲の如きは沃野千里坦々として殆んど際涯なく開墾頗る能く行き届き耕作地の廣大なる約四千里の面積を有し農産物の豊富なる北清中に於て此地に過ぐるものなし稱して東洋の小米國と言ふも亦過言にあらざるなり之に反して南滿洲は山岳起伏し土地亦饒沃ならず之を北滿洲に比すれば殆んど見るに足るものなし然れども遼河沿岸一帯即ち奉天より遼陽海城營口蓋平に至るの間は稍土地平坦且つ膏沃にして農作亦盛に行はる岫巖鳳凰城に至れば山岳連互殆んど耕地を見ること少なし金州半島の如きに至つては只丘陵の蜿蜒たるのみならず地味亦礫確にして野に生色なく民皆な漁農を兼ねて以て漸く糊口に資するのみ農業上の價値に至つては殆んど論するに足るものなきか如し金州の土人曾て語て曰く日本は大師を興して金州半島を占領する前後二回知らず此瘠地亦何の要をかなすと嗚呼土人は無心なり若し此無心を以て之を見れば幾萬の生靈を賸して此瘠地を求むるの要なかる可し而して尙ほ且つ之を要する所以の者は何そや曰く言ひ難し矣今只農産上に就て見聞する所を敍せんのみ

### 農産物の種類

農産物として尤も産出額の多量なるは豆類にして之に次くは

高粱、小麥、粟、玉蜀黍、陸稻、藍、麻、青麻、阿片、蕎麥、煙草、及び蔬菜類にして其種類は我が邦と殆んど異なる處なし又其種子は古來一轍にして別に改良の法を講ずるものあるを聞かず

### 耕種の方法

滿洲は氣候互寒なるを以て毎年清明の節に至りて始めて耕種に著手す其方法は先づ耕作地内に分布したる肥料幾堆を筐中に移し平均に墾溝に散布し然る後犁を用ひて耕地を鋤き起す即ち墾は變して溝となり溝は變して墾と爲る肥料は全く墾内に埋没す更に又鋤起したる後は馬匹に小木碌を挽かして墾頂を壓平ならしむるを要す既に谷雨の節に至り又馬騾を用ひ懷把即ち一種の小鋤様の者を挽かして一條の小溝を墾頂に開き一人其後に從ひ種子を小溝中に播下す又懷把の後方には拉板と稱する者あり是は彎曲せる木版を拴き懷把の前進と共に播種せし小溝を合墾せしむるの要に供す然る後一頭の馬を用ひ大木碌を挽かして墾上を壓下し透風を防ぎ種子の發生を容易ならしむ又立夏の節に至れば苗長一二寸となる此時鋤を用ひ墾土を鏟す是を第一次と爲し五月六月の間に於て如此すると兩次にして耕作の事全く畢りて白露秋分の節百穀收穫となるなり

### 肥料の製法

毎年春季耕種の後に於て翌年使用の肥料製造に著手す其法は春



耕後に至り各自適當の地を住宅近傍にトし多量の生土を集積し天候の溫暖を俟ち人畜の糞尿を其上に參合して窪坑内に入れ十分水氣を含ませしめ大約十餘日を経て腐變す此に於て更に坑内より取出し數次交換し置き翌年立春の頃に至り車載して耕作地に運搬す大約一日地(一日地は清國の六畝にして一畝は我が邦の二百餘歩即ち一日地は我が邦の五反内外に當る)に對し百十二堆の肥土を分布す一堆は凡そ二百五十斤にして一日地に約三萬斤を要すと云ふ

**播種及收穫** 農産物の各種に就て其播種の時期及び收穫の量數を異にするものあり今左に各種に別つて之を記述すへし

- ▲高粱(キビ) 又高粱と書す一日地に就き種子五升を要す成熟の後は鎌を用ひて刈り束ねて捆となし其穂を上方に向け太陽に乾すこと六日許更に穂のみを切り束ねて牛馬車に積載し農作場に運び磨子に因り壓下脱粒せしめて倉庫中に收藏す播種より收穫に至る迄一日地に就き約二十人を要し上年には收穫大約五十石なり中年には四十石、下年には三十石なり其稈を秣と稱し我の所謂「キビガラ」にして柴薪の代用をなす一日地より得るもの通常七百捆許なり
- ▲穀子(アヲ) 又俗に谷子と書す其外皮を舂き去りなるものを小米と稱す一日

地に付種子四升を要す播種耕收等は高粱に異らす其收穫時期は稍早し又二十人を要し上年には六十石、中年には五十石、下年には三十石なり谷草即ち「アヲガラ」は牛馬の料秣と爲すべく通常一日地に就き五百捆を得へし

▲包米(モロコシ) 三月穀雨前七八日の頃約二尺の間隔に播種す苗の長するごと二寸許に及び一本を留め其餘を去り其間に大豆を種ゆ七月に至り成熟す一日地に付收穫は一石乃至二石に過ぎず包米のみを播種することなし

▲秘子(モチアヲ) 其外皮を舂き去りたる者を黄米又元米と稱し製酒の原料と爲す立夏の節に播種し七月暑節に至り成熟す先づ刈倒し其後穂を切り布袋に入れて農場に運ぶ其粟粒の落ち易きを以てなり磨子に因り脱粒す各家ともによく播種せず僅かに二三畝に過ぎず種子は一畝に付一升を要し其收穫は一石餘なり其稈は一百捆許なり又馬料に供すへし

▲小麦 春分の節に播種し六月頃に至り成熟す都て刈取らすして其根と共に抜取り車載して農場に運び其穂を切りて太陽に乾すこと四五日を経て磨子に因り壓下脱粒して貯藏す一日地に付種子一斗を要す上年には三十石、中年二十石、下年一石位の收穫あり而して一年二作の利あれとも地味に適せざるを以て一回



に止むと云ふ又收穫後は直に蕎麥或は綠豆等を其地面に種ゆるなり

▲元豆(ダイズ) 黃豆、青豆、大豆等の稱あり多くは包米と相交へて播種す然れとも亦元豆のみを種ゆるも少からず其大豆のみを種ゆるに就て言へは一日地に付種子一斗五升を要し人工は約十八人なり上年には五石、中年四石、下年三石の收穫あり而して大豆は滿洲南北を通して皆な産せざるなく實に滿洲に於ける産物の大宗なりとす

▲綠豆 綠色の小豆なり六月中伏の交に播種し九月中旬に成熟す之を刈倒して太陽に乾すこと三四日にして車載して農場に運び磨子を用ひ壓下脱粒して貯藏す一日地に付種子八升を要す上年には三石、中年二石、下年一石位の收穫あり

▲黑豆 一日地に付種子一斗五升を要す其種耕等は大豆に同じく磨石豆と共に馬料に用ゆ

▲小豆 大抵高粱畑の空隙に播種するを常例と爲し小豆のみを種ゆることなし故に産額僅少にして每家多きも三四斗に過ぎすと云ふ

豆類累年平均産額

黃豆	豐作	約	二三〇〇〇〇石
青豆	凶作	同	一二〇〇〇〇石
白眉豆	豐作	同	三〇〇〇〇〇石
白眉豆	凶作	同	一六〇〇〇〇石
黑豆	豐作	同	一四〇〇〇〇石
黑豆	凶作	同	六〇〇〇〇石
綠豆	豐作	同	一三〇〇〇〇石
綠豆	凶作	同	七〇〇〇〇石
白小豆	豐作	同	八〇〇〇〇〇石
白小豆	凶作	同	三〇〇〇〇石
紅小豆	豐作	同	七〇〇〇〇石
紅小豆	凶作	同	三〇〇〇〇石
花小豆	豐作	同	三〇〇〇〇石
花小豆	凶作	同	一〇〇〇〇石
花小豆	豐作	同	五〇〇〇〇石



▲蕎麥 綠豆と同じく六月に播種し九月收穫す一日地に付約二石に過ぎず

▲地瓜 我の所謂「サツマイモ」なり其耕種は我が國に異らす蔓の長さ二三尺に及へは五六日毎に其蔓を翻す八月に至り成熟す即ち掘り出して家中に貯ふ一日地に付一萬三千根を種えて約七八千斤の收穫あり百斤に付市價大抵銀一圓内外とす

▲地豆、我の所謂「ジャガタライモ」なり清明の節に萌芽する種薯を二三寸の間隔地に栽培す五月末に成熟するものと七月に成熟する者との二種あり一畝に付一千餘斤の收穫あり

▲香瓜 即ち「アマウリ」なり三月穀雨の節に播種し其植付の間隔は二尺位にして一株一本となす苗の長さ二三寸に及へは蔓先を切り支蔓の生長を容易ならしむ六月の初に至り結實を見る立秋の節に至れば乃ち又結實せず初時は百個に付我が一圓五十錢の市價なれとも後には五六十錢に低落す一日地に付一萬三千株を要す人工は六十人許なり上年には我が八十圓を得へく中年は六十圓、下年は四十圓なり

老農の言を聞くに香瓜は砂を含みたる地面を最上となす又其播種後の地は他の穀類を種ゆる時は生育甚た良好なり蓋し立秋の節に至り總て香瓜の蔓を取去るを以て日光を地面に受くること多きに因るならんか

▲落花生 我の所謂「ナンキンマメ」なり立夏の節播種し九月に成熟す即ち掘出して鐵篩を用ひ土砂を去る一日地に付種子百三十斤を要す人工は約八十人許なり其收穫は上年には三千斤、中年二千斤、下年一千斤許となす百斤の市價三十吊文内外なり元來砂地に非されば適せざるを以て各地一帯に之を産するもの少し只熊岳城地方之を産する尤も多し其熊岳城附近より産出する年額は一百萬餘斤なりと云ふ

▲棉花 即ち「ワタ」なり立夏の節に播種し七月成熟し十月に至りて完收す今其方法を略敘すれば種子に糞灰を交へて植付苗の長さ一二寸に及へは鋤を以て鏟鬆すること一次又長さ五寸許の時再び朧上を鏟鬆し更に棉花の葉先を摘み採り傍枝をして生長せしめ七月成熟を見て隔日採取し十月に至り完了す一日地に付種子一斗五升を要す人工は二十人なり收穫は大約去子の棉花二百斤許となす然れとも遼東一帯棉花を産する南清の盛なるか如くならず且つ品質も



亦佳ならず

▲青麻 即ち「アサ」なり穀雨の節播種し苗の長さ二三寸に至れば其枝葉を去り七月處暑の節に至り鎌を以て刈倒し車運して水坑内に浸すこと五六日を経て其皮を去りて糠となす一畝に付約百斤を得へし一斤の市價我か十五錢より二十錢に至る

▲罌粟花 又大烟と稱し即ち鴉片烟なり春分の節に播種し苗の長する一二寸の時に苗の配置を平均ならしめ三四寸の間隔に一本宛を存置す耕耘二回にして五月より漸次收穫に著手す今其採收の方法を略述すれば一疇毎に一人あり先つ小刀を以て罌粟坊子に淺き切傷をなせば他の一人は其切口より流出する液汁を指頭或は竹片にて掻き取り洋鐵罐に入ること毎日一二次にして八九日を経て收了するなり大抵植付地は三四畝に過ぎず一畝に付約五六十兩の鴉片烟を得ると云ふ税銀は一畝銀二錢なり

附菓物

遼東一帶は其地味及び氣候の度よりしても頗る菓物に適するものあり其産出せる菓物其成長せる菓樹によつて之を見るも亦頗る好適地なることを證するに足る而

して其尤も好適地にして産出額の尤も多きは蓋平海城遼陽地方なりとす其種類の多くは梨葡萄等にして其品質も亦頗る好良なり然れども是等は皆な多くは農家の副業として庭園若くは田圃の間に僅かに二三株或は五六株を栽培するに過ぎされは未だ菓物園として稱するに足るもの、如きは殆んど之を見る能はざるなり若し將來菓物園を此地に設置するものあらんか其收益亦實に少なからざるものあらん今其菓物に就き見聞する所を記述すること左の如し

一 種類 遼東一帶に産する菓物の種類は種々あるも其尤も多きは梨葡萄なりとす梨は白梨沙梨紅梨酸梨恬梨等の數種あり内、白梨は其形上部小下部大にして外皮黄色を帯ひ肉の白きこと白雪を欺く可く水分亦多く其味の美なる甘露も骨ならざるなり稱して梨中の王と云ふも亦過言にあらざるへし之に次くは沙梨にして其形圓にして大なり水分多く味の美亦白梨に譲らす而して以上の二種は山東直隸の産尤も有名にして遼東一帶亦之を産するもの少なからず、紅梨は外皮少しく紅を呈し水分頗る多し酸梨は味酸なるも香氣頗る佳能く熟するを待つて之を食ふ時は酸味化して恬味を帯ひ又言ふ可からざるの味あり外人の多くは常に好んで食卓の用に供す、恬梨も亦形圓にして水分多く味は其名の



如く頗る恬味を帯ひ梨中の銚々たるものなり其他各種あり又地方によりて其名を異にするものあるも一々之を列擧するの要なかる可し

又葡萄は紫葡萄、白葡萄、長葡萄等の別あり、紫葡萄は其色紫にして形圓く且つ大なり味頗る恬し、白葡萄は白色にして形は紫葡萄に比し稍小なりとす然れども其味は却て勝れるものあり、長葡萄は紫色あり白色あり形長く土人之を稱して馬奶葡萄と云ふ外皮少しく硬にして味も亦少しく劣るものあり

二、栽培法 梨及び葡萄其他各種の菓物多くは農家の副産として庭園若くは田圃の間に二三株若くは五六株を培植するも未だ別に園を設けて之を栽培するものあるを聞かす従て其栽培法に就ては何等の講究をも加へず又別に肥料を施す等のことなく殆んど其成長に放任せり然れども此等の植物は自然に地味に適し成長頗る順なり又不思議にも虫害の患ひに罹ることなく風害亦少なし唯、梨は結實の法として往々樹幹の皮を剝く事あり又葡萄は冬季には其株根を谷草其他にて包み以て凍死の患なからしめ其他何等の豫防を用る事なしと

三、熊岳城の梨園 東清鐵道線の熊岳城驛より南約三千米突の地に正黄旗村を稱する一村あり即ち正黄に屬する旗人の住する所なり村内に戚氏梨園と稱す

る有名の梨園あり故奉天將軍戚某の故宅なりと云ふ今を距る五十年前戚將軍骸骨を乞ふて郷里に歸養するや同地にありて田圃約五町歩を買收し各種の梨樹を植付たり其數約二千株而して今尙ほ存在するもの一千五百株葱々として林をなし其大なるものは口徑約七八寸の大樹となり居れり聞く其一箇年の收穫は一萬五千圓乃至一萬七千圓其尤も凶年に於て尙ほ且つ六七千圓を得ると而して戚氏の子孫は皆な之に困て以て衣食するもの數十口ありと云ふ又園内の手入其他に使用する爲め人夫四十餘人を使役し居るも只樹下の草刈をなす位にて樹木に對しては何等の手入をなすことなしと

附氣・候

從來滿洲に遊ぶもの滿洲の氣候を評して曰く寒威凜冽曰く朔風肌を裂く是等は總て是れ滿洲の氣候を代表する文字なりし日露開戦以來我が軍の最も注意せしは滿洲の氣候にして防寒具の準備の如きは最も意を用ひたる所なりし出征せる將士の多くは其目撃せる寒威凜冽の狀を手信に認むるものあり且つ従軍せる新聞記者の如きも亦皆な滿洲の寒威を説き我が軍の苦心慘憺の狀を紹介し以て國民の同情を喚起せり之を以て我が國民の腦裏には已に滿洲の氣候を以て寒威凜冽なりとして



印象せられ出征者の父兄妻子の如きは其寒冷の状を聞く毎に日夜傷心せざるなく其慰問の言は皆な寒氣を厭ふへし氣候に注意すへし等の文字ならざるはなし噫何ぞ滿洲の氣候を説くの苛酷なるや勿論滿洲の氣候は寒冷なり或は寒威凜冽朔風肌を裂くの日あらん然れとも亦春風駘蕩秋意清涼花間春を弄し月下涼を追ふの候なきにあらす見よ滿洲の野青草茫茫樹木繁茂し田園遠く開け農作豐熟禾穀種々として殆んど我が邦と異なるものなきを其之を我が邦の關西地方に比すれば稍寒冷を免れざるも之を東北地方に比すれば大差ながらん況んや北海道の寒冷を知るものは滿洲の氣候の恐るゝに足らざるを知るへし

只滿洲の北部即ち吉林、黑龍江にありては夏冬の差稍極端より極端に達するものあり黑龍江にて冬季華氏零度以下四十九度に下り夏季九十度に上りしことあり又吉林にて冬季零度以下三十四度に下り夏季には九十五度に達せしことあり盛京一帶の如きは頗る大に異なり其中央部とも云ふへき遼陽にありては冬季の最低度は攝氏の零點以下二十一度に下り夏季最高度は攝氏の三十度に過ぎず然れとも是れ唯其極端と極端を示すのみにして其平均數を擧げんか吉林、黑龍江未だ必ずしも此の如くならざるものあらん左に掲ぐる所のものは即ち遼陽にて實査せし氣溫表なり

以て其氣候の一般を知るに足る

自明治三十七年十二月遼陽に於ける氣溫及雨天日數表  
至同三十八年十月十日

年 月	毎月一日氣溫 (攝氏)	毎月十五日氣溫 (攝氏)	毎月最低氣溫 (攝氏)	毎月最高氣溫	毎月平均氣溫	毎月雨天日數
明治三十七年 同三十八年 一月	(二) 三、	(二) 三、	(二) 二〇、	(二) 二、	(二) 二、五	
二月	(二) 八、	(二) 一五、	(二) 二〇、	〇、	(二) 九、二	
三月	(二) 八、	(二) 一〇、	(二) 二二、	(二) 四、	(二) 四、四	二日
四月	(二) 三、	(二) 一、	(二) 二五、	(二) 七、	(二) 四、六	六日
五月	八、	一三、	四、	八、	二、一	六日
六月	一五、	一八、	一、	一九、	一〇、二	七日
七月	一九、	二三、	一五、	二五、	一七、八	六日
八月	二四、	二四、	一八、	三〇、	二〇、四	六日
九月	二〇、	一三、	六、	二四、	一六、〇	一日
十月	一三、	一、	一、	一六、	一三、三	一日
迄十月十日						二日

備考 一、毎月の平均氣溫は三十日間の氣溫を平均したるものなり  
二、本表の氣溫は毎朝八時に於て測定せしものなり



結氷時期 滿洲に於ける結氷の時期は各地にて異なるものあるも一々之を調査するに由なきを以て唯遼河鴨綠江の二地に就て見聞する所のものを掲ぐ

一、遼河 遼河は南北によりて其結氷時期を異にし鐵嶺以北は大抵毎年十月二十五六日頃已に氷結し船舶を通せざるに至り解氷は翌年四月初旬なりとす營口、田庄臺間は毎年十一月初旬に結氷し翌年三月下旬に至つて解氷す而して其解氷後一週間は氷塊流下して舟行に便ならずと云ふ

二、鴨綠江 鴨綠江は大抵十一月下旬小雪前後に結氷す然れとも同時期に大潮なれば小潮に至りて結氷するを常とす解氷は翌年三月春分前後にして已に啓蟄の節に至れば薄氷となり春分前後の大潮の爲めに龜裂して流下し去らる

三、其他内部の諸河川も亦皆な前二河と大抵相前後し其結氷の時期は約四箇月間なりとす而して其期間は水上馬車を通行せしむへく水上を利用して運輸の便を得ること少なからず

耕種時期 滿洲に於て耕種し得べき時期は南北によりて稍差異あるも大抵毎年四月晴明の節前後なりとす春寒長くして解氷の期遅る、時は稍遅緩することあるも穀雨を過ぐることなし其收穫は九月白露秋分の際にあるを以て敢て霜雪に冒さる

るの憂ひなし唯我か邦の關西地方の如く冬季の耕作をなすを得ざる者あるも冬季の氷雪は却て夏秋期の收穫に利益を與ふること多く殆んど收支相償ふものあらん降雨期 滿洲の降雨期は毎年大抵七八月の間にして約二箇月に互る恰も我か邦の梅雨と同一なり而して降雨の際に於ては道路泥濘頗る深く交通最も不便なりとす然れとも其時期は農作物の最も成長期にして一年の收穫は其降雨の如何によりて豊凶を決すと云ふ

之を要するに滿洲の野は冬季に於ては或は寒威の嚴冽なるものあらん然れとも夏期の如きは好個の避暑地たるへく春秋の如き亦實に愛すべきものあり見よ我か幾十萬の將士か二箇年に互れる大戦争を繼續して而して時症を患ひ凍傷に罹るもの幾何そ其疾病死に至るか如きものは殆んど寥々たるのみ是れ軍事衛生の周到なる結果なりと雖も一面亦氣候の好良なるを證するに足る戦後の滿洲經營に志あるもの世の悲觀説を聞ひて敢て躊躇するなかれ

### 第三 蠶業

蠶絲は南滿洲に於ける特種の産物にして其出産額は滿洲の産物中豆類を除かは之に及ぶものなき程の多額なりとす而して其蠶種は柞蠶一に野蠶と稱するものにし



て其多く柞樹(一名不落樹)に成長するを以て柞蠶と云ふ今其業に關し詳述すること左の如し

**産出地域** 南滿洲中殆んど柞蠶を産せざるの地なし其最も多きは蓋平、海城、遼陽、岫巖、鳳凰城、安東縣、寬甸縣、大孤山等にして之を専業とするものあり又農家の副業とするものあり山村僻地の各部落皆な之を養成せざるものなし聞く十數年前迄は重に南部の一地方に限りしも近年以來海外に輸出するの量漸く増加し従て絲價も亦好況を呈するに至りたるを以て漸次北部に蔓延して柞樹の栽培野蠶の飼養頗る増加し其出産の量も亦昔日に數倍するに至れりと近年以來清國當局者か重きを此に措き剪子稅、絲繭稅等の重稅を課して國庫財源の一位に置くに至りたるも亦宜ならずや

**柞樹の種類及び栽培法** 野蠶を飼養する樹は總て之を柞樹と云ひ俗に之を不落樹又は薄羅樹と云ふ又大葉柞、小葉柞、尖葉柞、胡科樹等の區別あり土俗又大葉柞、小葉柞を總稱して青楨子と云ふ柞樹を培養するは多くは種子よりす其種子を相子と稱し黑土、黃土若しくは砂石を含める山地に播付けけるを可とす大約秋季に於て山上の土中約一寸許の深さの内に播付け置くへし翌年春季澂雨節後に至れば必ず發

芽す其土地沃饒なれば七年を経て初めて蠶を飼養すへし又一株に付約八尺四方の地を要す

年を経ること久しければ其葉硬く養蠶に適せず故に冬間に於て伐採し新芽の發生を期す大抵老樹一株より八本乃至十本にして幼樹より飼養力多きを以て毎五年輪流伐採を行ふ其最も高きも六七尺に過ぎざるなり一年樹、二年樹を上等となし三年樹を中等と爲し四年、五年を下等となす下等樹は四眠後の老蠶にあらされは放養せず其蟲質も亦甚だ美ならず

**蠶兒の飼養法** 柞蠶は春秋兩季に之に飼養す春蠶は前年の秋蠶より種子を取り秋蠶は春蠶より取る春蠶は澂雨の節に蛾出て卵を放ち立夏に至りて孵化するを常とす蠶兒の始めて孵化するや其形極めて小にして其色頗る黒し春蠶は屋内に孵化せしめ嫩葉繁茂の柞樹枝中に放置し繩を用ゐて樹枝を束縛し以て暴風の吹落を防ぐ蠶兒葉を食ふこと六七日を経て其黒皮を脱去す之を起青と云ふ則ち初眠なり此時蠶兒漸く成大なれば風の爲に吹落さる、虞なきを以て則ち樹枝の束縛を解く初眠より食せさること二三日猶ほ普通蠶の如く二眠にして頭體勝大となり全く外皮を脱し三眠、四眠の後ち復た眠らす大抵孵化後三十日以内に至り上簇す可し春蠶



は夏至の交に上簇し小暑に至りて終る。秋蠶は秋分前後に上簇し寒露に至て終る。春秋二蠶の別なく蠶兒の柞樹に居るや此樹を食ひ盡せば彼樹に移り又他に轉す故に此間最も生育に注意し看守するを要す。野蠶飼養に就ては雨を防ぐの方法なく故に雨多きときは病を發し斃死す然れども亦早して雨少き時は則ち病を生ず故に降雨適順と否とは豊收凶作に關係すること大なり。春季に在りての暴風と秋季にありての降霜は最も養蠶家の憂慮する所なりと云ふ。

**蠶種の貯藏法** 凡そ蠶種を貯藏せんとする時は毎秋寒露節後を期し繭を柞樹上より摘取し各家に持歸り棚を廣庭に作り繭を安排し置き小雪の交に至れば寒氣のため繭中の蛹蛾を凍死するを以て更に棚上より屋内に移し之を筐中に貯藏し冬至の交に至り温度を興へされは又凍死す可し此に於て坑上に木板を敷き繭を其上に排置し大約九日を期し手を以て繭を上下轉動すること一回にして寒暖共に均和ならしめ又板上に放置し翌年清明の節に至り細麻繩を以て串連し珠數繋きと爲し適宜の處に掛け以て蛾の出つるを俟つ此に於て繭中の蛹は化して蛾となり一種の酸液を吐き繭の大なる一方の端を濕して膠質を溶解し繭絲を害することなく穴を穿て出て來る蛾の出つるは大抵日没時分を以て常とす既に出来れば夜半を期し雌雄

を配交して筐内に入れ翌日筐を開き雄蛾を取り去り雌蛾のみを殘留して蛾卵を産出せしむ雌蛾の體は肥大にして雄蛾は瘦細なり故に一見識別し易しと云ふ又蠶卵は貯藏して穀雨節の後に至り孵化す之を春蠶の種となす即ち秋蠶より產生するものなり

秋蠶は小暑後に至り春繭を柞樹上より摘取し細き麻繩を用ひ串連すること春蠶の如くし風透し善き屋内に掛く盛夏初伏のときに至り蛾即ち出て、雌雄配交等の如き亦春蠶に異ならず只翌日午後雄蛾を棄て雌蛾を山上に持ち行き細き草線を以て柞樹の上に繋ぎ雌蛾をして樹上に産卵せしめ産後約十一日にして孵化す是を秋蠶となす即ち春蠶より産出するものなり

又繭中の蛹を殺すの法は春蠶にありては夏日に晒して乾殺し秋蠶に在ては嚴寒に因て凍殺し別に他の火力等を用ゐず

**蠶病の種類及び害毒の豫防法** 蠶病に三種あり其一を出々と云ひ蠶體の處々に黒點を生ず重きものは生育に害ありて繭を成す能はず輕きものは又妨なし其二を黄亂斑と云ひ腐亂して臭怪あり此病に罹れば忽ち斃死し傳染激甚なり故に該病一發すれば獨り收穫を減するのみならず時に收穫絶無の慘狀を呈することあり



り其三を薄尿と云ひ兆候は清水を吐瀉するにあり重き者は死し輕きものは死せず繭を製するに妨なし而して是等の病症發生期は岫々は初眠の頃に在り薄尿は二眠若しくは三眠の時に在り黃亂斑は大抵四眠後にあるを以て上簇結繭の間際なれば養蠶者は尤も此病の發生を恐る、こと甚し然れども復た別に豫防の法を講せず一に運命に任せり

又野蠶は晝夜の別無く常に山中樹上に放飼するを以て害蟲害鳥の患あり故に紅研と名くる毒藥を豆粉に參合炒熟して樹根に散布して害蟲を驅除するは一般に施行するもの、如し又害鳥に對しては鳥銃を放て射殺し或は時に銃聲を用ゐる驚散飛遁せしむ又柞蠶業に至大の障害をなすものは牧羊業なり若し群羊を野外に放飼するときは群羊柞林中に入り忽ちにして其嫩芽を食ひ盡し大に柞樹の生育を害し甚しきは枝葉の枯死するものあり故に地方に依ては各村協議の上牧羊放飼を禁止することありと云ふ

一個人の飼養量 養蠶家一人の飼養量を俗に一把剪子と云ふ繭を樹上より採取する時に當り剪子を用ゆると剪子一把に付三吊五百文の科税あるを以て此稱起るなりと云ふ而して一把剪子の地面は大約我が國の一反餘にして柞樹四千株を

培植すへし故に養蠶家一人は先づ之に對し準備をなす其割合は種繭五千個なり此五千個より母蛾二千疋を得へく又母蛾一疋より産卵約二三百を産す可く而して母蛾二千疋より蠶卵四十萬乃至六十萬を得へし是れ此四十萬或は六十萬の蠶兒は一把剪子の地域即ち柞樹約四千株に放飼する者なり然れども其上簇結繭に至るの間は病死等のことあれば全然收穫する能はず平年約十萬個豐收の年と雖も十五萬個に過ぎず然れども其利益や實に大なり之を以て俄に巨萬の富を致す者あり又是か爲に損失して貧困に陥るものあり柞樹四千株の賣買價格大抵五百圓許なりと云ふ繭の收穫高 盛京省内に於ける一箇年の收穫額は固より統計の據るべきものなれば之を確知するに由なしと雖も當業者の推計する所に據れば平年一千萬圓豐收には能く一千四五百萬圓を得へしと云ふ一柞は即ち山繭一千個にして山繭の賣買は皆顆數に依り一千顆を以て單位となすなり而して其内三四百萬圓は安東縣大孤山莊河等の南方沿海地方より年々生繭の儘にて山東省に輸出するを常とし其他は大抵絲に製し蠶絲貿易の中央市場たる蓋平海城の兩地に輸出販賣すと云ふ製絲の方法 滿洲の製絲場は之を匡絲房と稱し重なる養蠶地方に於ては何れも多少の製絲場の設けあらざるはなし就中蓋平縣尤も多しとなす其製絲方は先づ



麵糠と稱する土産の曹達を水に溶解し之を大鍋の中に入れ火に焚て熱し然る後繭を其中に投し能く之を攪き交せ以て殺蛹を行ひ次に其繭を蒸籠の中に移して鍋上に置き麵糠の水を離るゝこと二寸許ならしめ鍋下には尙ほ火を焚き日没頃より夜半に至る迄絶へず之を蒸す但し初には小火を用ゐる中頃に至り火力を大にし鍋中の麵糠水をして漸々沸騰せしめ蒸籠中にある繭を濡はさしめ後又小火とす而して鍋中の水は次第に減少して鍋底に至るも決して之を乾かさしむ可らず蓋し水少く乾燥甚しきに失すれば製絲に害あるを以てなり即ち水の適度を量るは製絲上大に巧拙の存する所とす此の如くして繭既に蒸し了れば出して外皮の屑絲を剥き去る之を大挽手と云ひ又は大絲頭とも稱す多く海外に輸出せらる次に外皮を剥き去りたる繭より絲頭を搜り出して之を卓上に置き絲の細粗良否を分別し以て框に掛け絲を繰す絲は大抵繭十個を以て標準とす又框は大小二個あり大は直径二尺四寸小は一尺六寸なりとす繭より絲を繰り終りたる後残りたる屑絲は之を二挽手と稱し又其蛹に密著する部分を別に蛹青と名け最劣等の絲とす而して普通職工の繰絲力は一日一人に付二千二百個にして其製絲高は一十個の繭より少なきは九兩多きは十二三兩を出すと云ふ又其職工の賃錢は繭一千個に付一吊二百文即ち我が二十錢内外なり

外なり

**春繭と秋繭との比較** 秋繭は春繭に比し飼養期に於て凡そ十五日間長きを以て其結果として成繭に至ても秋繭は其形大にして絲量多く春繭は形少にして絲量も亦大に減す故に春繭は蠶種として之を飼養するに過ぎざるなり今試に其生繭及び空繭各千個に對する重量及び絲量に就き春秋兩繭を比較するに大略左の如し

重	量	
	春	秋
生繭	千個 六斤乃至七斤	千個 七斤乃至八斤
空繭	千個 一斤内外	千個 二斤内外
製絲	量 五兩乃至六兩	量 八兩乃至十二兩

又製絲後の優劣を見るに春絲は大抵春繭の空繭より製し彈力弱く節多く品質秋絲に及はず只色稍白く織緯稍細く且つ柔軟なる點は春絲の秋絲に優る所となす

**繭絲の輸出額** 滿洲に於ける柞蠶繭の產出額は前述の如く年々一千萬柞乃至一千四五百萬柞にして其内安東縣方面より生繭にして輸出するもの三四百萬柞なりとす其他は產地一帶にて繭紬(ケンチュウ)を織る等に消費するの外は皆な絲にて



營口を経て輸出せらるる今茲に一箇年の數量に付牛莊稅關の統計を見るに

種	類	量	數	價	額
柞	蠶	絲	六三四、三〇〇斤		八〇五、六三六兩
柞	蠶	絲	二二七、一〇〇斤		六六、七三三兩
柞	蠶	繭	二、七〇〇斤		九一七兩

即ち一箇年の輸出額は八十七萬餘兩に上る最多額を占む是れ只營口よりの輸出額のみにして其他の各地より輸出する總額を清算せば之に加倍するものあらん而して其輸出期は遼河の結氷期前に輸出するもの少からざるも其多數は翌年解氷期を待つて輸出せらる然れとも近年東清鐵道開通以後の如きは上海の絲況如何によりては鐵道より直に旅順に運出し同地より汽船にて直に上海へ輸出するもの少なからすと云ふ

蠶絲の取引習慣及び價格 柞蠶絲の集散地として最も盛なるは蓋平、海城の兩地にして蓋平は實に滿洲に於ける蠶絲の大市場たり今蓋平に於ける蠶絲の取引習慣を聞くに春絲は七月末に始めて市上に出て秋絲は十月末に至りて漸く市に

上る秋控絲と稱する秋蠶の空繭より製したる絲は翌年五月を以て漸く上市す之を以て其買買も亦其季節に於て行はる然れとも絲の最も多く運出せらる、は十一月以後にして遼河結氷前解氷後最も盛なる時期とす蓋平には其取引所として買付問屋及び賣込問屋の二種あり賣込問屋は即ち諸方より荷主の集合する所にして買付問屋は山東上海等の客商宿泊し買入方を該問屋に依託する處なり而して該問屋は人を派して賣込問屋間を奔走して買收に従事せしむ問屋の口錢は百兩に付銀二兩にして其中には絲の選み分方目方の掛合せ、荷造等の諸費用並に寄宿中の食料等を含む但し荷造りに要する蒲席油紙等は自辦とす大抵一俵約百斤の荷造りに油紙一枚半蒲席二枚乃至三枚、木綿袋一個麻繩若干とす其費用は油紙一枚銀一匁以内蒲席二枚乃至三枚にて銀一匁七八分、木綿袋一個二匁五分、麻繩約一匁位なり即ち一俵に付荷造賃銀六匁二三分を要すれば買客は絲價百兩に付都合銀二兩二匁餘の出費を要する割合なり又代金の支拂は總て現金とす是れ買付問屋及び賣込問屋孰れも資本少なき爲め此間の融通をなす能はざるによる

絲の價格は毎に高低ありて一定せず其取引の繁閑によりて高低すること一般商品と異ならざるものあり其尤も騰貴するは遼河の結氷前と解氷の初にして此際取引

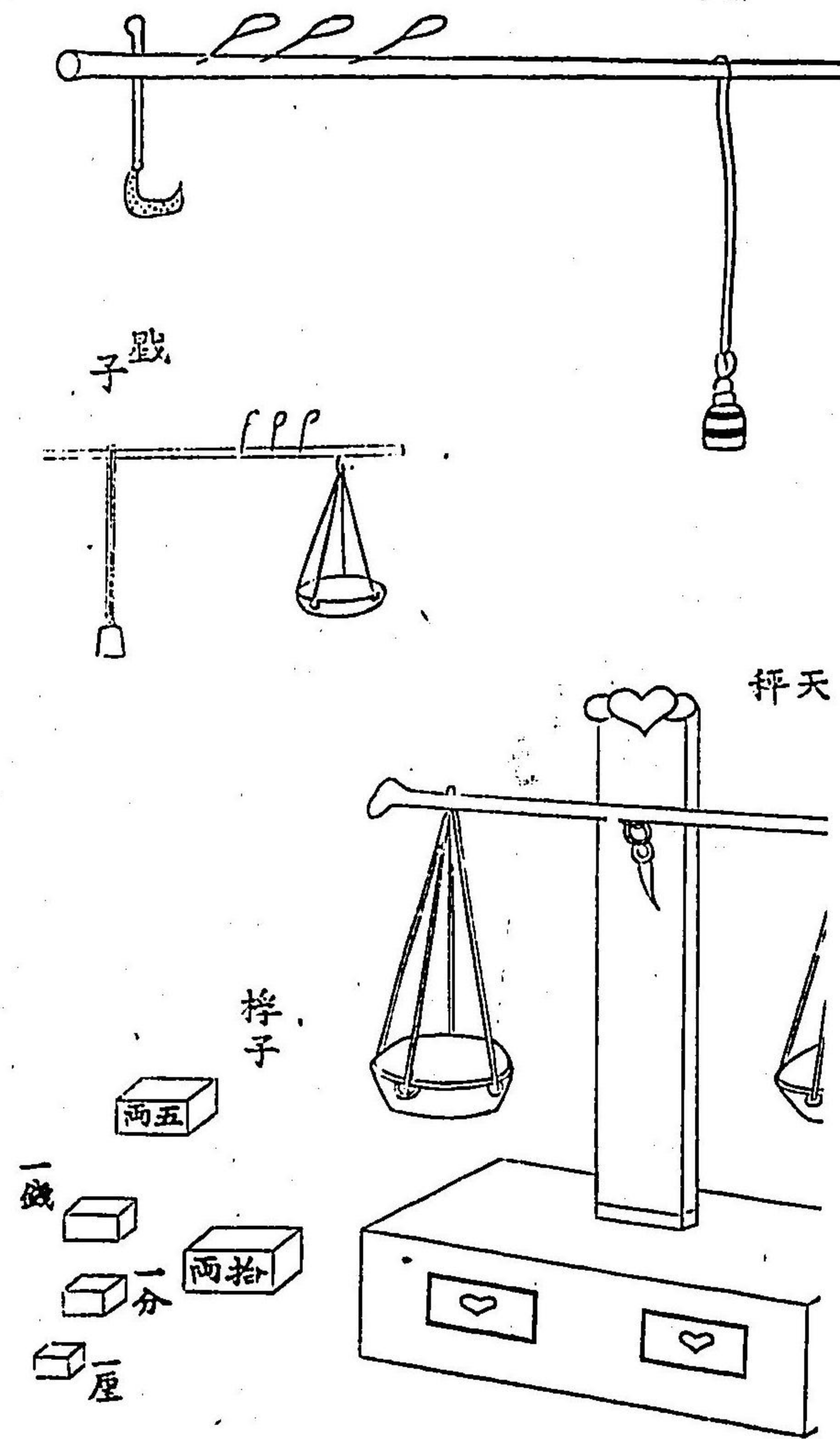


尤も劇しく絲價も亦之に伴ふて上騰するを常とす其明治三十七年十月十四日蓋平市場に於ける相場は左の如し

種類	斤	量	一等價額	二等價額
小框灰絲	一	兩	銀一錢八分五毛	銀一錢二分五毛
大框灰絲	同		銀一錢八分五毛	銀一錢三分五毛
大挽手	一	斤	錢二吊四百文	
二挽手	同		錢一吊二百文	

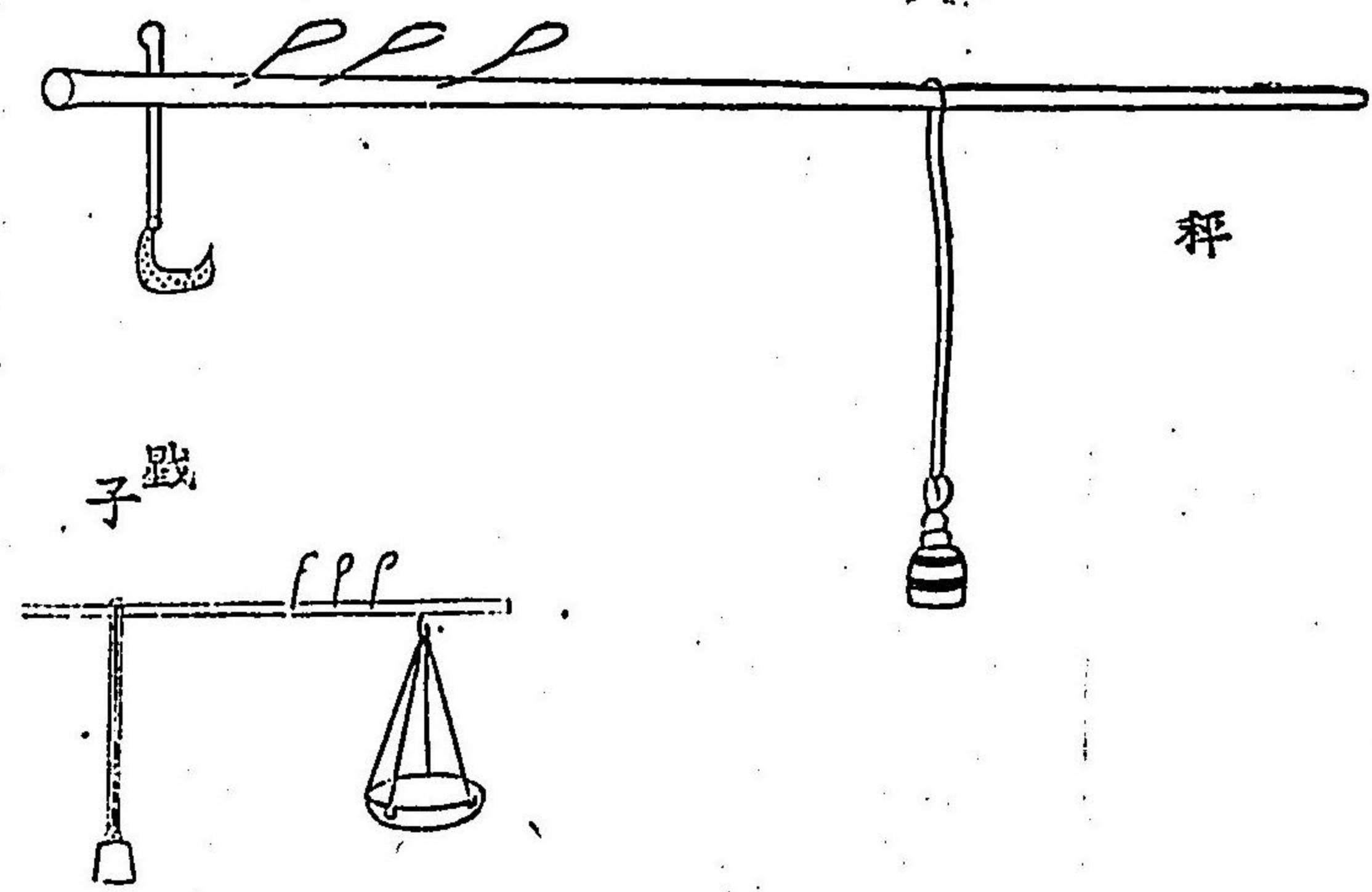
蠶絲の賣買に使用する秤を絲秤と稱し又萊陽秤十八兩秤と云ふ蓋し山東省萊陽縣より來るものならん其前文中蠶絲の斤量を擧げたるは皆な此秤によるものにして絲秤の一斤即ち十六兩は蓋平に於ける通常秤の十七兩三錢即ち一斤と十三匁に當る又蓋平の百斤は營口の百〇六斤に當る而して營口の百斤は我が十四貫目に當るを以て絲秤の一斤は我が國の百六十匁の一斤と大差なきが如し

又銀の比較は蓋平の百兩は營口の百兩五二八強にして而して營口と本邦との間には別に直接の爲替相場なく常に上海本邦間及び營口上海間の爲替相場に依り計算

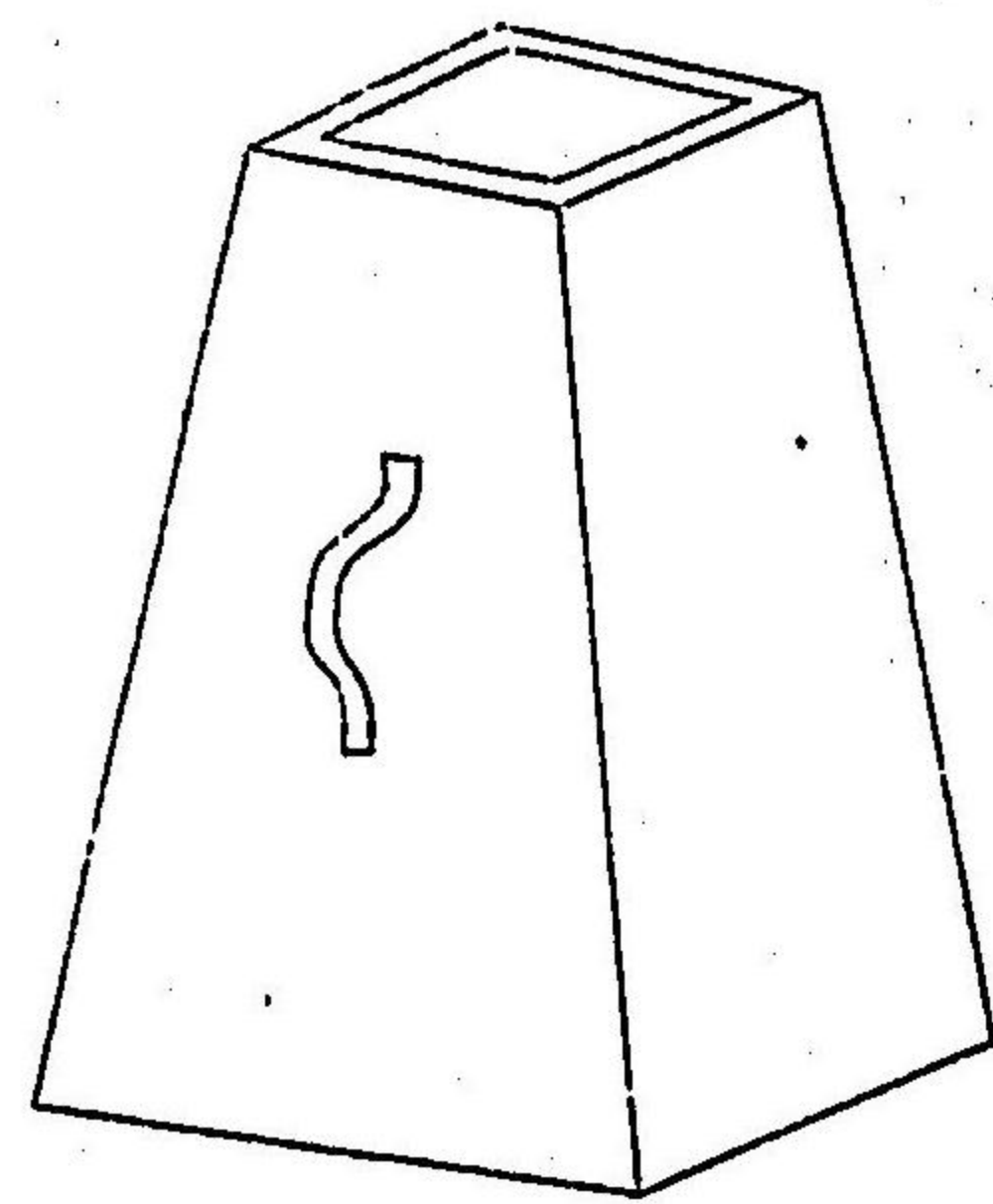




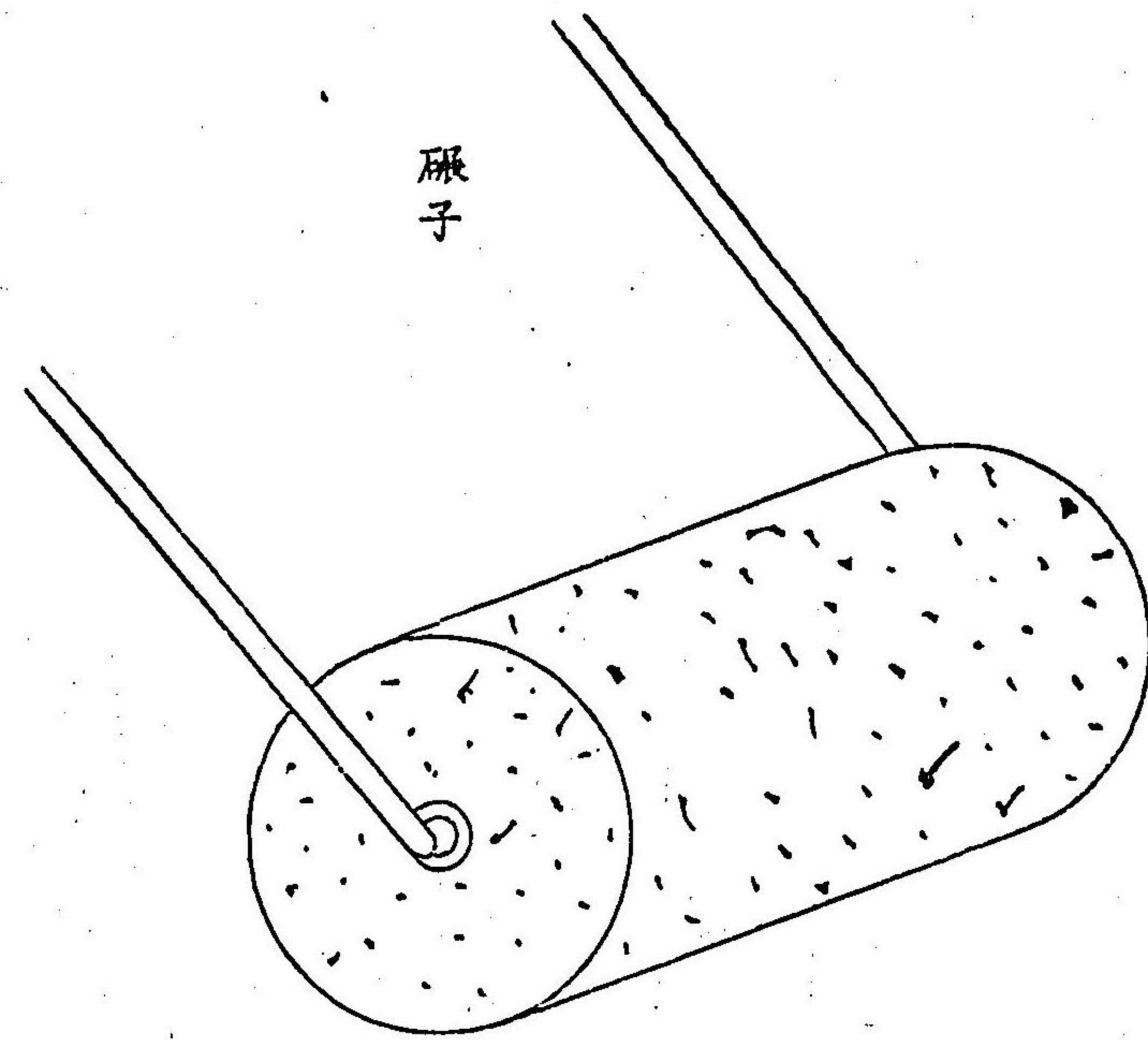
(二其) 略圖秤斗及具農



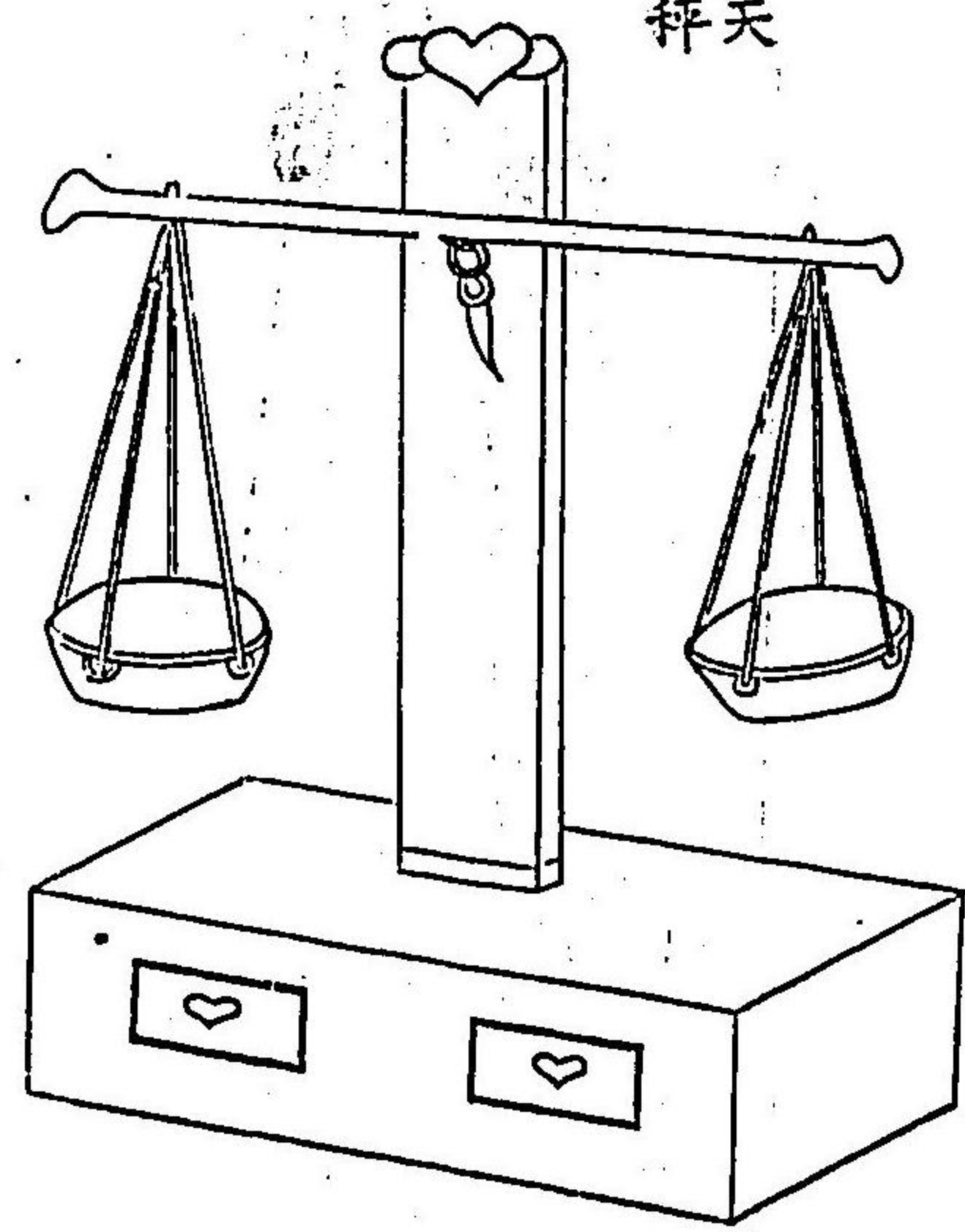
木斗



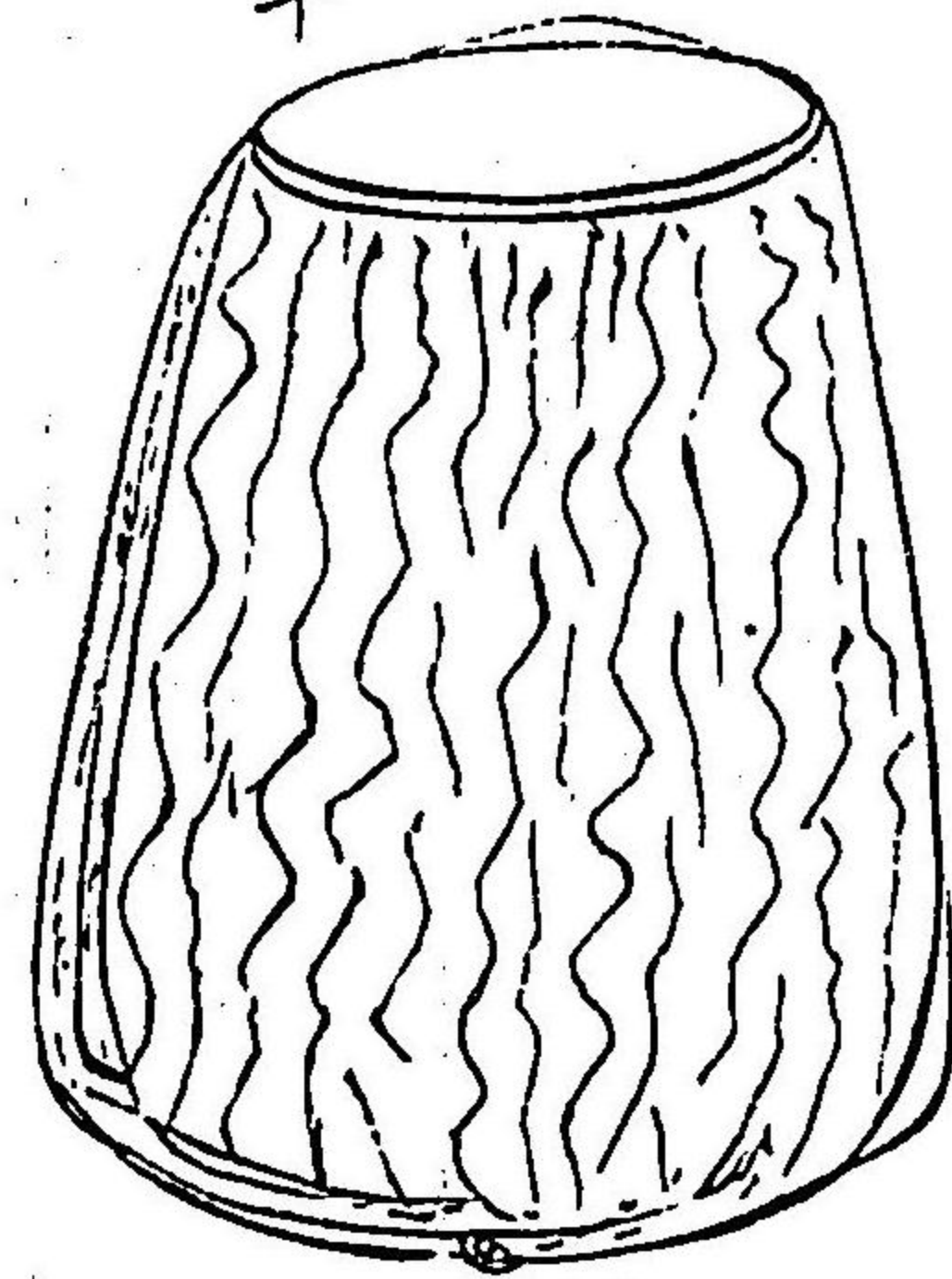
碾子



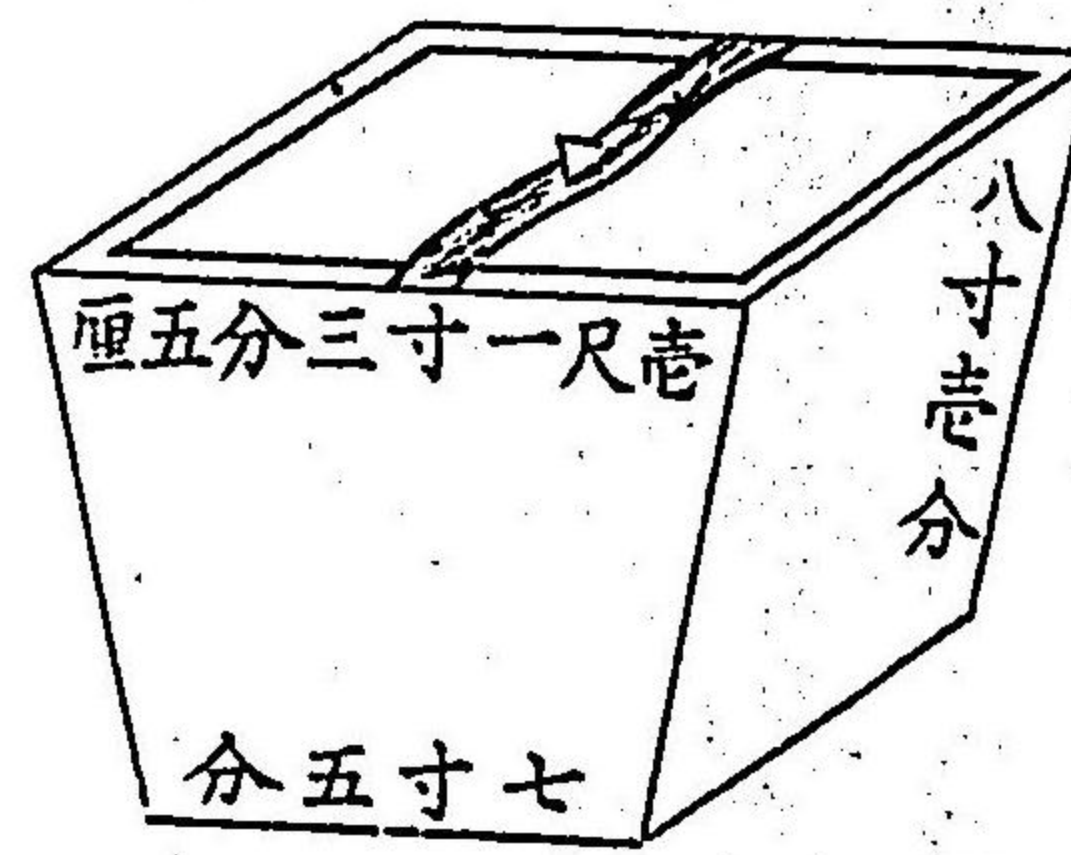
秤天



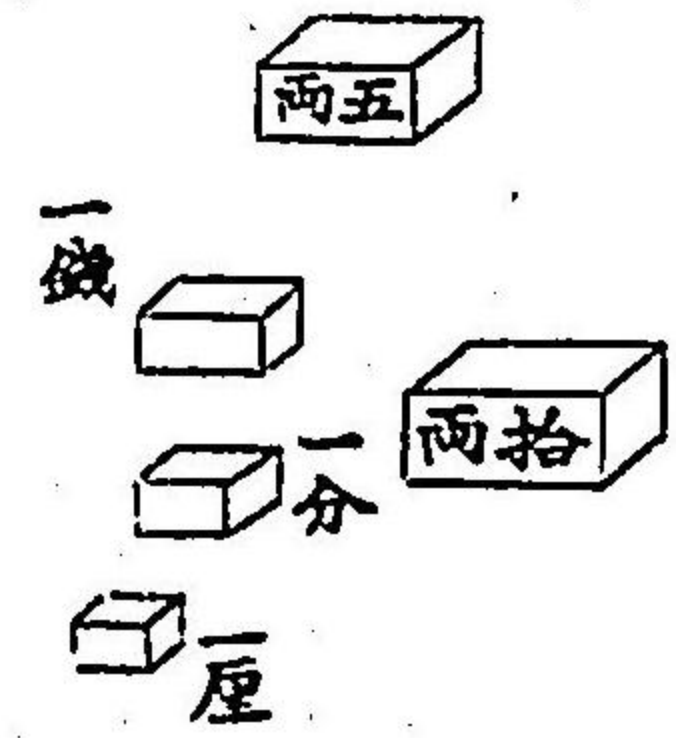
柳斗



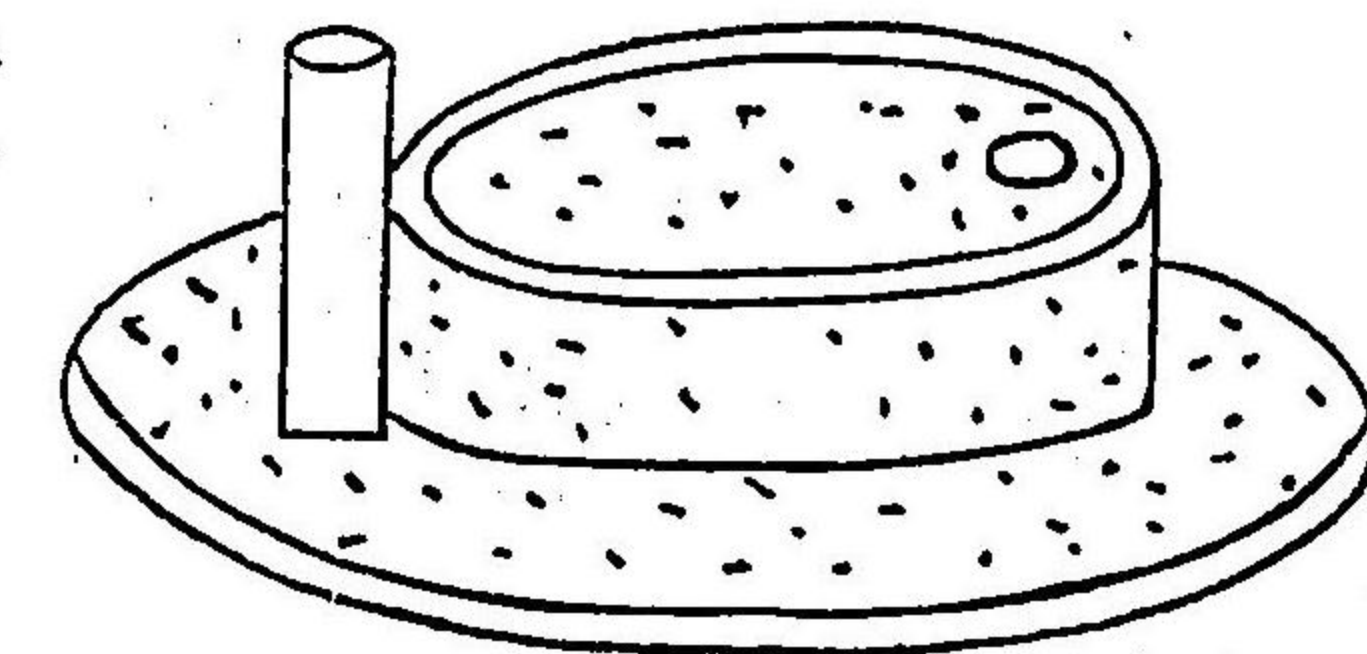
市斗



秤子

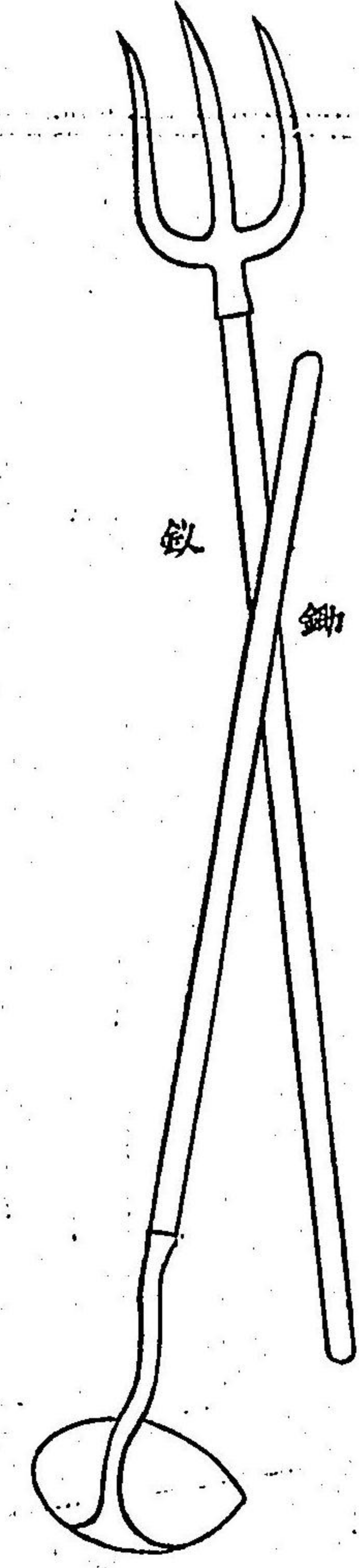
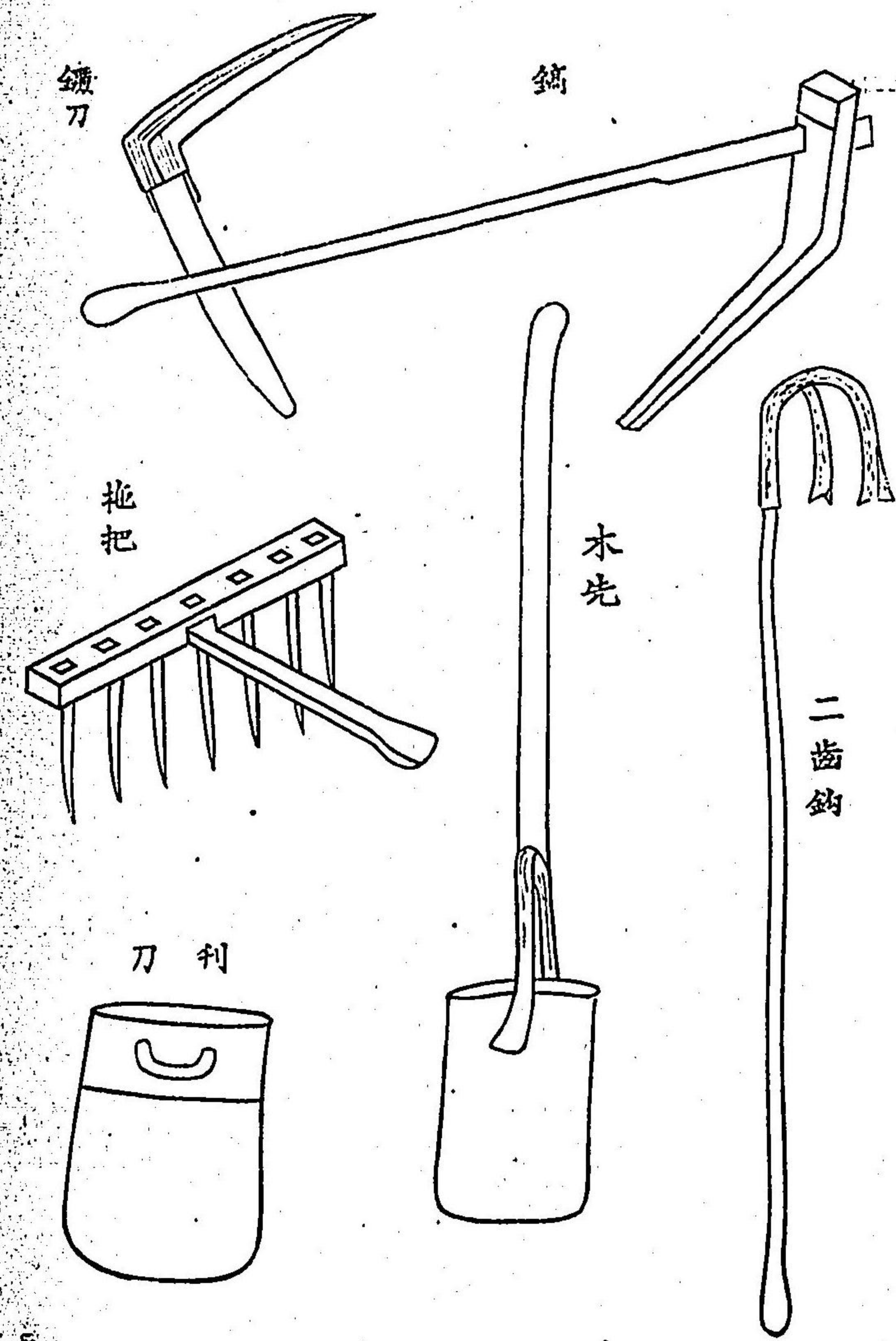
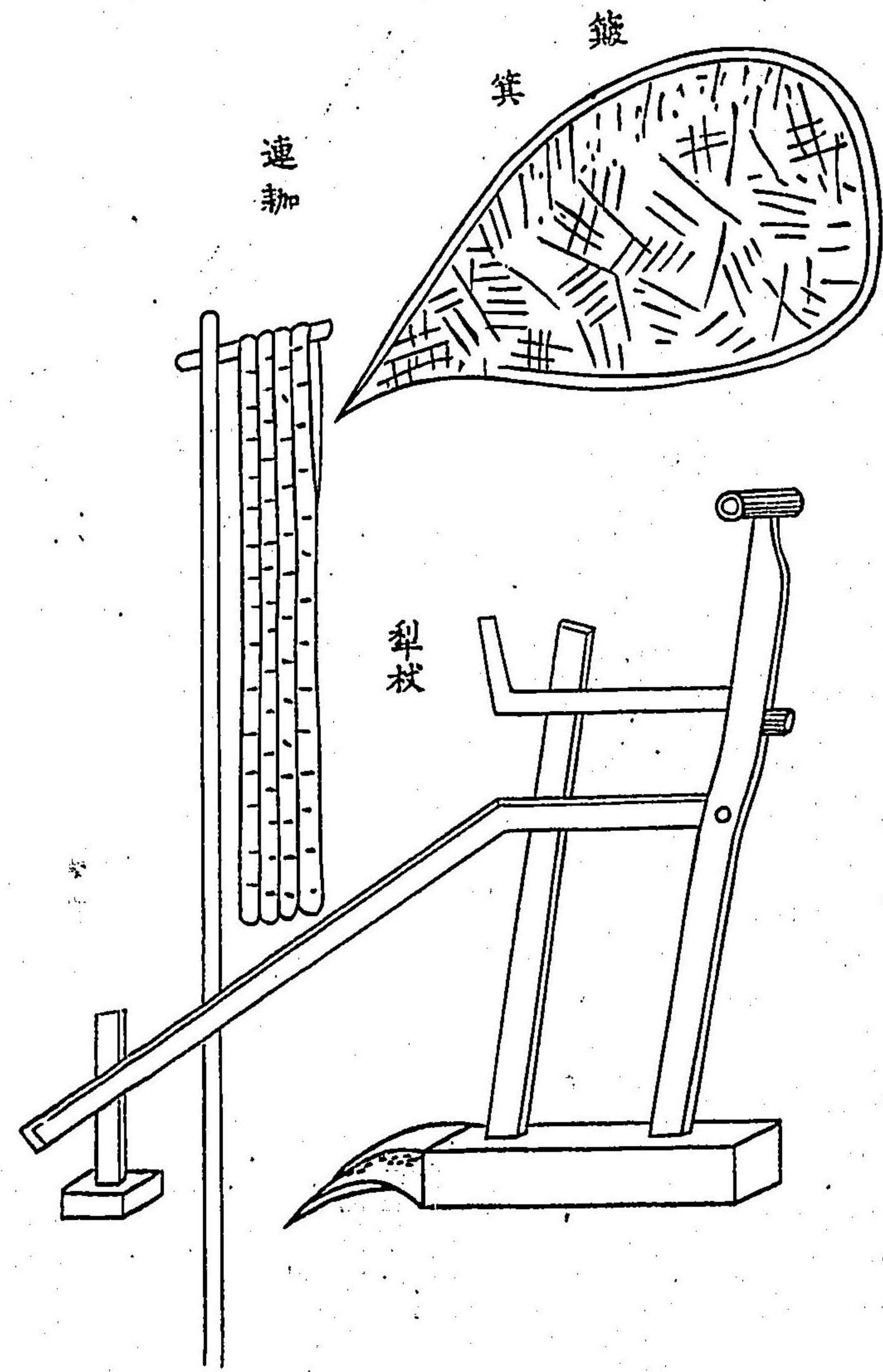


磨子





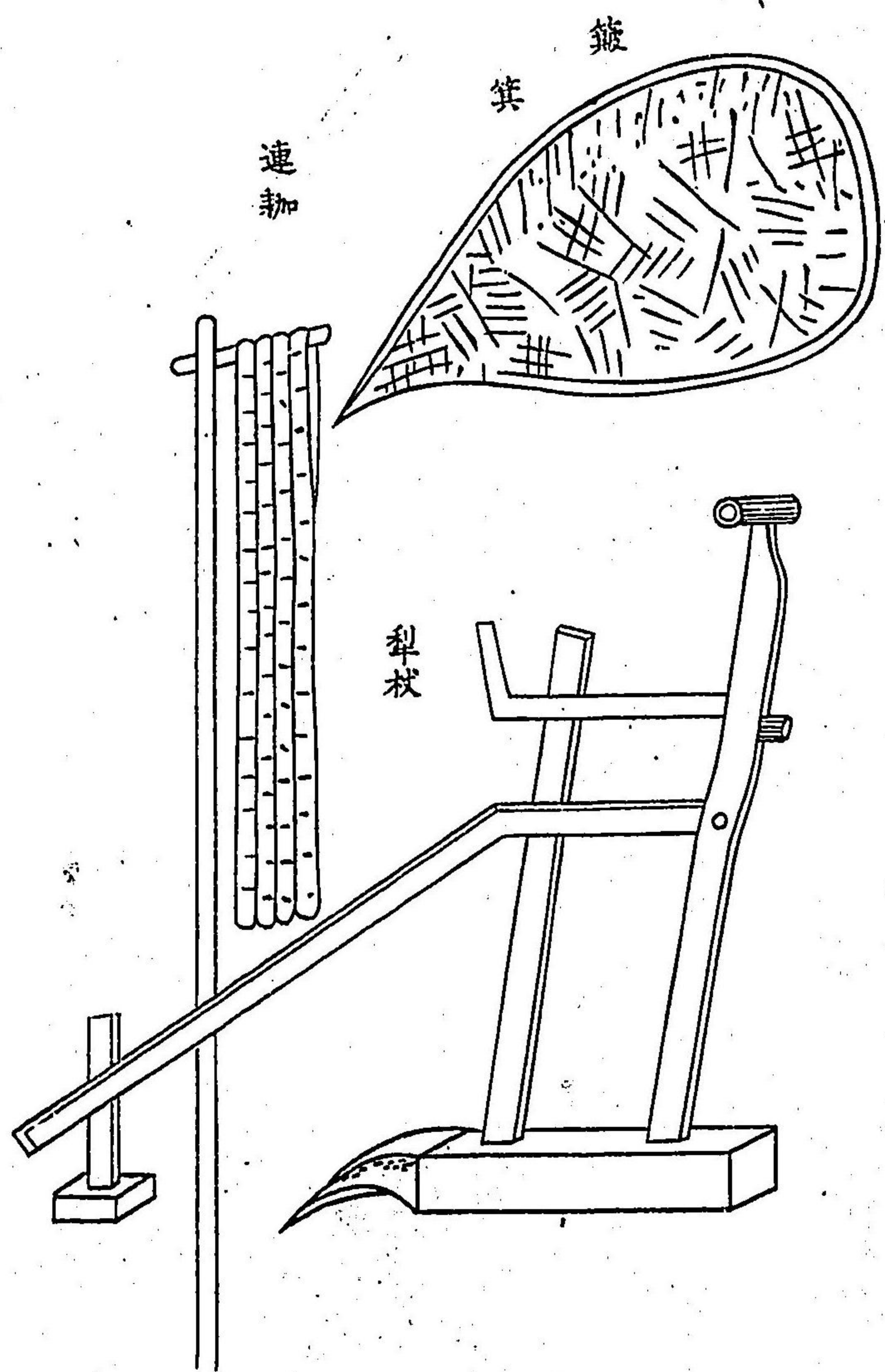
(一其) 略圖秤斗及び農具



●農具及び斗秤圖略

清國農商が日常用ゆる所の器具と其製造法使用法等の事は我が邦に翻刻したる天工開物と題する書籍に記載しあり尤も殖産等の参考に供するに足れり然かれともこの書は我れに存して彼れに傳ふるもの鮮なし又我が臺灣總督府に度量衡調査書あり尤も精査と爲す就いて見る可し今は只た親しく聞見したるもの數種を左に掲ぐるのみ





營口上海間の十五日目拂込爲替相場は營口の千兩に付上海の千〇五十兩を通例  
 とす又蓋平營口間の里程は我が十里餘にして其間に於ける荷馬車の賃銀は馬車の  
 多少道路の良否により差異あり甚しきは絲百斤に付銅錢にて一吊五百文より五六  
 吊文に至る差あるを見る而して其賃金の低廉なるは冬斯道路凍結せる間に於て夏  
 期は雨水多く車道泥濘となるか爲め概して高價なり又遼河の結氷前後は各商共に  
 寸刻を争ふを以て車賃最も高價を呈し甚しきは往々七八吊文に上ることありと  
 又繭の取引は重に安東縣大孤山莊河等盛なりとす而して其習慣に至ては絲の取引  
 と異なる所なし其明治三十七年十一月結氷前に於ける大孤山の相場は最上等の繭に  
 て一千個に付一圓四十錢次は一圓三十錢なり當時芝罘にての相場は一千個に付一  
 兩八錢即ち二圓九十錢餘なりし又繭の荷造は楡枝を以て造れる粗造の籠に入る、  
 を常とす其一籠の繭數は二萬五千乃至三萬個にして其重量三百五十斤乃至四百斤  
 なり又其芝罘に陸揚する迄の税金は一籠に付約銀一兩を要し其大孤山より芝罘に  
 至る運賃は繭數一千個に付二十五錢乃至三十錢なりと云ふ

#### 第四 礦業

滿洲一帶の地は礦物を含有する者多かるへしとは世人の想像する所なるも從來精



確の調査を遂けたるものなく且つ清朝發祥の地なるか爲め礦山採掘等の事を禁せられ居りしを以て如何なる富源の其中に包含するかは未だ世間に知らるゝに至らざりしか前に露國は東方經營の第一著手として滿洲方面に於ける各種の學術的調査を試み其結果として滿洲の礦山は頗る有望なることを世界に發表するに至れり其滿洲礦山地圖の如きは頗る要領を得たるものとして稱賛せらる。聞く滿洲の礦物は金を以て第一とし次は石炭なりとす而して金は吉林以北即ち北滿洲に尤も多くして南部には少量なりとす之に反して石炭は南滿洲に尤も大部分を占め金銀鐵等亦多少散在するものあるを見る今各地の報告及び調査書類によつて概要を記述すること左の如し

金 金は北滿洲即ち吉林以北に最も多く皆な砂金なりとす其南滿洲にありては鴨綠江の沿岸寨馬集懷仁縣方面最も多く殊に鴨綠江と佟佳江との中間に位する地は至る處の地皆な金を含有せり又旅順の黄金山附近にも砂金を出し老鐵山及び和尚山にも砂金を出すもの少なからず又橋頭細河沿南方の金礦一名金坎と稱する地にも昔時砂金を採取せし舊跡あり其他蓋平附近亦多少の砂金を産するの地ありと云ふ其北滿洲の産地は即ち牡丹江の上流岩河の豁谷に砂金あり三姓より百五十清里

を隔てたる松花江に沿ふ附近にも二箇所の産地あり又吉林の附近松花江の沿岸には豊富なる砂金脈あり已に土人にて會社組織をなし採取に従事し居ると云ふ又露國境界一帶に至れば三姓の東南二百三十露里寧古塔より東北二百二十里の處に砂金場あり即ち穆林河の上流牡丹江の支流ウーコン河の上流なり又三岔口附近ツンルニゴ一河に沿ひ砂金を濫採せし舊跡あり又小綏芬河附近にも一箇所あり又黒龍江畔烏伊河の河口より數里の觀音山とフアベル河附近にも二箇所あり又アルグニ河の支流根河の分流ウルガ河に沿ひスタロツルハイトイを距る十二里の所に砂金所あり又アルバジン域の傍に於て黒龍江に注入するクレーン河の支流チエルトーカ河に砂金坑あり會て清國人李鴻章が官民合同の會社を組織し其産出額の一部を軍事費に充てたることあり當時に在ては一箇年十萬八千兩の請負にて採掘せしめ尙ほ餘利ありと云ふ又其地より遠からざる漠河の金坑は有名なる砂金の産地なりしも北清事變の兵亂にて全滅せられ遂に廢坑となれりと元來滿洲北部は砂土又は粘土の地多く地質上より之を觀測するも金若しくは砂金を含有するもの少からざるへしと云ふ

銀 銀は南北滿洲共に頗る稀にして只吉林の北方トン、フアンシャニ府の附近フー



ラニ河の傍に産し又圖們江の上流、ボロヘトン河に沿ひ琿春より百五十里の所に産す之も亦李鴻章か吉林將軍及び珲春副都統と合同して採掘し一時は數百人の坑夫を役せしこともありしも今は廢坑するに至れりと又南滿洲に於ては賽馬集と熊岳城の兩地に多少の銀礦ありと云ふも未だ採掘せしものなしと云ふ

鐵 鐵は鐵嶺附近に産するもの最も佳良にして且つ其量多しと又金洲の西方海中に峙立せる鐵島は全島皆な鐵岩を以てなると蓋平附近、海城、復州、岫巖、賽馬集等亦多少の鐵礦脈を有する所ありと云ふ而して滿洲の鐵礦脈は常に石炭と相伴ふて現出せる状態あり然れとも石炭を出す所必しも鐵礦を産せず

石炭 石炭は南滿洲即ち遼東一帯に頗る多く其最も有名なるは即ち烟台、撫順なりとす其外本溪湖方面にも佳良の石炭を出す只惜むらくは同地は坑内出水烈しきか爲め採掘に便ならず賽馬集方面にも亦各處に石炭を出す其質も亦佳良にして無煙炭に近し只土地僻遠にして運搬に困難ならんも若し義瀋鐵道にして支線を同地方に延長するに至らば其便、其利實に多大なるものあらん又復州方面の袁家屯、炸子窰、五湖嘴、手心窰、王子溝、紅臉溝、馬家溝、椰子富等皆な炭脈あり殊に炸子窰、五湖嘴の炭礦は有名なりとす又烟台附近に土民の經營に成れる數個所の炭坑あり芦家屯、張家

溝、尾明山、茨山、大有溝、大窰瓦子溝等頗る盛大なりとす今左に烟台、撫順及び復州炭坑に就き更に詳述すへし

### 一 烟台炭坑

烟台炭坑は遼陽の東北にあり東清鐵道の烟台停車場より汽車にて約一時間にして達す可し同炭坑は目下横坑一箇所、立坑一箇所、枝山三箇所あり横坑、立坑は皆採掘に用ふる器械其の他一切の設備をなし東清鐵道會社の事業として露人の經營せるものにして枝山は即ち狸掘と稱し器械の設備なきものにして従來支那人の經營せるものなり明治三十七年九月三日我が軍の此地を占領せし以來は専ら我が軍の手を以て採掘に著手せられ居れり

▲礦脈 礦脈は磨臍山より尖山、次兒山を経て尾明山に至る南北一帯の山脈を貫き相連續せり其延長は一哩半乃至三哩にして其山脈の東西兩面より採掘せは到る處より石炭を採取せらるへし就中磨臍山上には著しく礦脈の露頭を認めらる又此山脈を隔て、大嶺溝より一小流を距る大窰と云ふ所にも既に採掘に著手せられたるものあり以て其脈の同地に及ぶを知るへし

▲地質 此地方一帯の地質は炭素を生ずる時期に屬し主として砂石岩、粘土岩



頁岩等より構成せらる而して磨臍山東方より老君窟尖山子を経て櫃子山までの間は凝灰より構成せらる而して磨臍山及び老君窟の南方は砂岩多く萃子溝老山溝馬家山の西方は黄土多く饅頭山附近には頁岩多し其一例を擧ぐれば磨臍山にては地面の上層は黄土にして第一層第二層は砂岩第三層は頁岩第四層に至り石炭に達す又其附近には煉瓦製造に適する粘土石炭岩鑄造工事に適する砂土を發見せりと又「コンクリー」に混和する砂石は太子河畔のもの最も良好なりと云ふ

▲炭層 炭層は十六層より成れり而して其内採掘に適するもの四層あり其上層は厚五尺第二層は四尺乃至六尺第三層は三尺乃至八尺第四層は五尺其以下は厚さ一尺のものを合し十六層となる其地平線面より第一層までの間は百五十二尺第一層と第二層との間は百七十四尺第二層と第三層との間は三百二十五尺第三層と第四層との間は十尺に過ぎすと云ふ

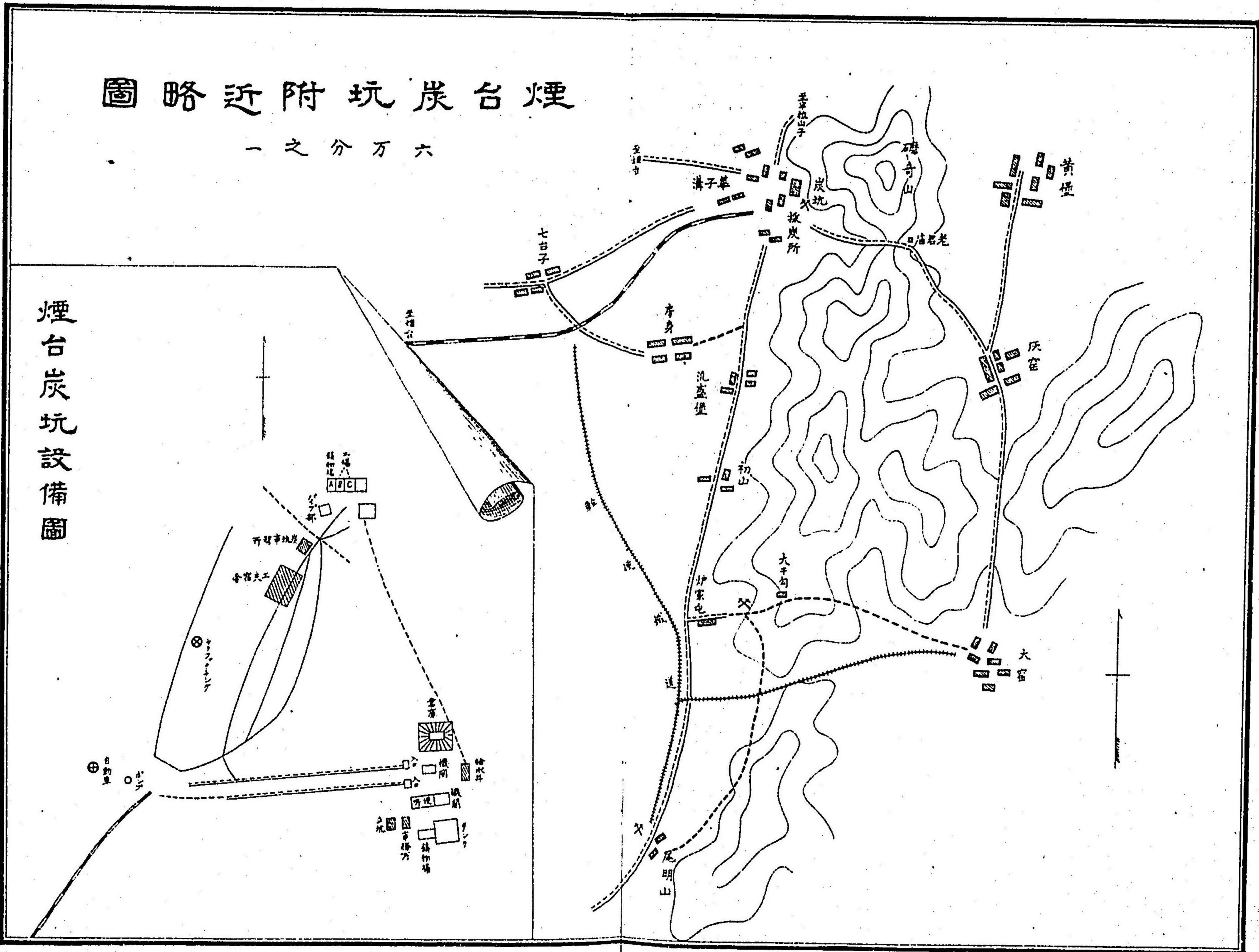
▲炭質 炭質は頗る軟にして塊炭も細粉となり易し且つ烟も至て少なく殆んど天草の無烟炭と豊前の田川炭との中間なり火付は最良ならざるも火力の割合に強くして且つ永きに堪ゆ一本の釜には二噸を要し「ボンド」の石炭にて水



# 煙台炭坑附近略圖

六万分之一

## 煙台炭坑設備圖





支那の炭産

八ポンドを蒸發せしむるを得ると云ふ

▲炭坑の設備 前華子溝にある諸器械据付の横坑及び立坑の二箇所を指して本坑又は本山と云ふ始め露國は光緒二十六年千八百九十八年次兒山の東北方に器械を据付たるか馬賊の爲めに破壊せられ千九百〇一年の今の位置に器械を据付けること、なし瓦房店の器械を此の地に移し來れり而して横坑を以て第一事業とし立坑を第二事業として諸般の設備に著手せり我が軍占領の際露軍は同坑の「ホイラ安全面」等重要な機關を破壊し去りたる爲め一時休止の止むを得ざるに至りしも直に其修理に著手し目下已に整頓して採炭を行ふに至れり

横坑は前華子溝の東端磨臍山の麓にあり鐵道に沿ふて採炭口あり其の傍に機關室、金工場、鑄物場、粘土工場あり採炭口の隣りにある家屋は即ち煽風室にして其裏手に事務室、倉庫あり是より少しく隔りて物置、馬小屋、職工室あり何れも堅牢なる石造なり採炭坑より通路を傳て約二町餘の處に給水唧筒室あり物置、倉庫、給水室、貯炭場と採炭口との間には皆な「レール」を布設し運搬の便に供せり貯炭場は採炭口より約三四町の所にあり其處に棧橋を作り汽車に積込む可き



十分の設備をなせり

立坑は横坑より約五六町の東南にあり即ち尖山の麓なり此處に石造の東西五間南北二十間の家屋あり之を五に區分し北端は巻揚機械を据付けける所なるも未だ器械の設備なし其次室に釜三本を据付け居り其次室に機關あり機關は「コルニッシュ」三臺あり「モートル」は五馬力を有す其次室は金工場にして南端の室は即ち鑄工場なり鑄工場より三四間を隔て又巻揚機械を据付け居れり此處に通風口あり而して北端機關室前は即ち採炭口なり目下坑の深さは直徑地平面より八十尺にして水に達し水下五十尺にして炭に達すと云ふ然れども未だ設備の十分ならざるか爲め採炭をなすに至らず

▲横坑の諸器械 巻揚器械は立坑に用ふる「ワインリングエンジン」とて羽車なき者を用ゐあるを以て我が軍の占領以來更に「ボーリングエンジン」を増加せり機關室は「ロコモチ」ブダイブ六臺を据付けあるを以て今後は更に二臺を増加する筈なり其「モートル」の馬力は五馬力なりと金工場の諸器械は始め頗る不完全なりしを以て都て本邦より取寄せられたり煽風器は米國式にて雙方に「パネ」のあるものなるか破壊し居たるを以て別に調製せられたり「ポンプ」は十六吋の「ウ

ォーシントン」三臺あり又機關部の給水用として小形の「ウォーシントン」四臺あり給水場の大「タンク」は一萬三千立方尺を入るゝに足るを以て給水に不足を生ずることなしと云ふ

▲横坑内の現状 横坑には採炭口と通風口との二道あり採炭口の入口は筑豊又は三池各炭坑と同様の組織にて坑口地面より坑道迄の距離三十尺坑内の道路は目下已に落成せるもの二千尺道幅二間主要坑道の高七尺「ブランチ」は四尺乃至五尺なり坑内は一條の坑道より左右に枝道ありて以て採掘所に至る其採掘せる石炭は支那人夫ありて楡樹を以て作れる籠に入れ本線坑道迄持出し「トロッコ」に入る坑道にある人夫は之を押し坑口底に送り信號をなせは巻揚器械にて一回に五六個を連接せる「トロッコ」を引揚げらる而して其坑道の傾斜は六十度の急斜なりと云ふ又其坑内にて尤も困難なるは炭質の軟かなるか爲め天井の堅固ならざるにありて而して之を支柱するに松の丸太を用ふるも此の地方松樹少なくて其供給に乏し僅に之を求め得るとするも一本八九十錢の高價を支拂はざる可らざるなり又坑内の點燈は安全燈に豆油を入れて之を使用す前に煽風器の不完全なりし爲め瓦斯に點火して火災を發せしことあり其坑内



の瓦斯の量は百分の一二位なりと

▲採炭量と勞働賃 此炭坑の採炭量は一日少なきは五十噸乃至七八十噸多きは百二十噸乃至二百二十噸にして目下人夫の不足なるか爲め殆んど一定の採炭をなす能はず又賃錢の如きも目下戰爭の爲め頗る昂貴して一日三食を給し尙ほ且つ七八十錢を給與せざる可らず然れども平和克復の後に至ては一日三四十錢位にて使役し得らるへし今一噸に就ての採炭費を計算するに一圓七十錢乃至二圓の勞働賃と其他の諸費を合して七圓乃至八圓を要すと然れども若し平和克復の後に至らば諸物價の低落と共に減少することを得へし

## 二 撫順炭坑

撫順炭坑は奉天の東方約十里即ち撫順城の南渾河の左岸にあり炭坑は渾河の支流を以て二區に分ち東區西區と稱す東區には老虎台楊柏堡の炭坑あり西區に屬するを千金寨龍眼坑と云ふ明治三十四年清國人某借區の許可を得て採掘に著手せしも資本缺乏の爲め其事業は微々として振ふ能はざりし明治三十六年に至り露國人「リウフ」露國御用商清人紀鳳台なるもの、手に歸し東區の老虎台楊柏堡の二坑區を經營するに至れり而して其經營として大立坑を修整し運

炭の坑路を開通し各種の採炭器械を設備し且つ東清鐵道の本線蘇家屯驛より直に輕便鐵道を敷設して以て炭坑口に至る等頗る大規模の計畫を以て著手せり又西區に屬する千金寨及び龍眼坑の炭坑は明治二十九年以來露國露清銀行の手により經營せられ清國人吳春田なるもの専ら其任に當り採掘に従事せりと其採掘は之を請負とし器械を用ゐず専ら舊來の習慣を襲ひ皆な土人を以て採掘せしめたり而して銀行は採炭百斤に付資本として錢三吊六百文(約四十錢)乃至四吊二百文(約五十錢)を請負者に貸與し其採掘せし石炭は百斤六十錢を以て之を銀行に買收し居たりと是れ土人の言にして其眞否は之を明にするを得ざるも兎に角く露人が清國人を利用して此大炭坑に著手し其實權を掌握し居たるは確實なりとす而して是等の大炭坑は明治三十八年三月奉天附近の大會戰に於て我が軍の占領に歸し今や我が邦の手を以て採掘せられつゝあるなり

▲炭脈 撫順の炭脈は渾河々岸に存在する所の煤田にして奉天の東五里の李石寨附近に起り千金寨楊柏堡老虎台を経て章堂石門寨に至り更に東して永陵及び英額城附近に連互し其延長東西二十餘里に達す然れども其南北は甚だ狹小にして二三十町の幅員を有するに止まり炭層は渾河南方山脈の北側一二合



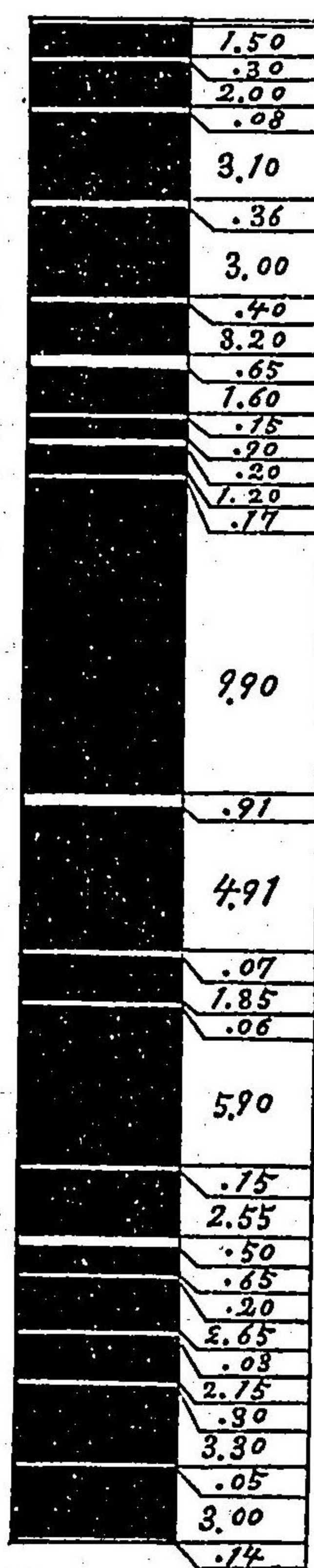
の處に露出し北東十度の方位に傾斜し渾河北方山脈によりて限らる

▲炭層及び炭量 撫順煤田に含有する處の炭層は世界無比の厚層にして炭量の豊富なるに至つては實に驚くべきものあり現に採掘に従事する千金寨第二坑内に於て看測せる結果は未だ其全豹を見るに至らざるも既に百尺に超過するの厚層たるを認定せり今其最要部分の炭層に就て之を調査するに其厚さ約百十尺にして内、雜層即ち挾物を含有する四十餘個なるも薄きは一二寸厚さは一尺餘に過ぎず内、二尺に超ゆるもの一個を有するのみ即ち左に示す所の略圖の如く其黒き部分は正味の炭層にして白き部分は炭層間に於ける挾物なり之に依て見れば其挾物は大小を合して十一尺餘に過ぎずして其純炭層は實に九十八尺餘に達す我か邦にて尤も厚層なるは北海道の夕張炭坑にして其厚さ二十二尺に止り長崎の高島炭の如きも僅かに十八尺に過ぎず以て其撫順炭か如何に廣大なるかを知るに足る而して其炭量の如きも今假りに其厚さを九十尺として推算するに平面一坪の地底に含有する炭量は實に百二十噸なりとす現に採炭に著手せる千金寨より老虎台に至る地區に就て其炭量を推算するに含炭地は長さ約三千二百間幅千間(渾河北南兩山脈の距離は二十餘町あるも假り

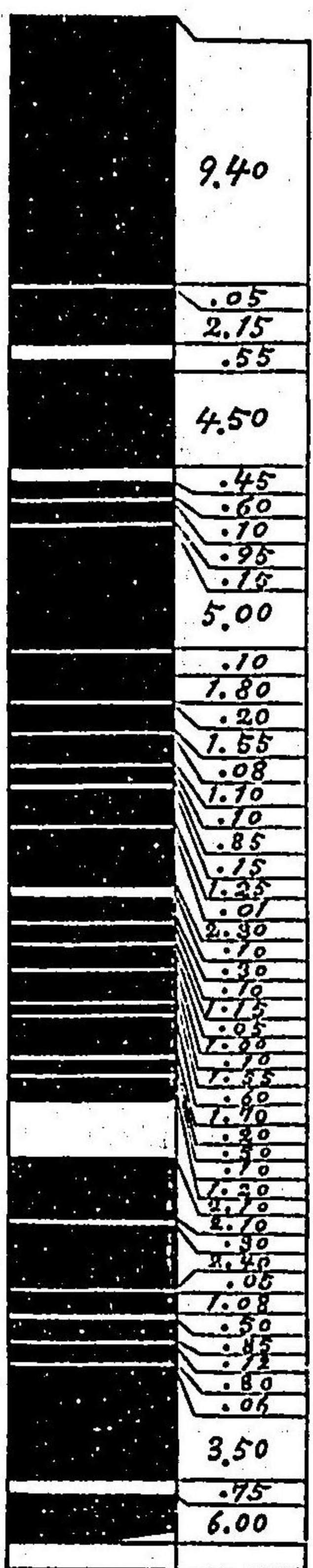
に千間を合炭地域と推算せり)にして其面積は三百萬坪其合炭量實に三億八千四百萬噸の多きあり然れども此の如き厚層に在ては其全部を採掘するは不可能に屬するを以て其實收炭を三分の一と假定するも一億五千八百萬噸あり一日三千噸を採收するとして一百十八年を要すへく五千噸を出炭するとしても尙ほ七十年を繼續すへきなり若し夫れ千金寨以西の李石寨に至り又老虎台以東章堂石門寨を経て永陵、英額城に至るの全炭量を合算する時は其十倍以上に至るへく其半額を採收するとしても尙ほ六七億噸の多額を得へきなり

●炭層略圖

其一







▲炭質 炭質は層中多少の差異あるも堅緻にして多く塊炭を得へし其上等は我が邦の筑前一等炭と相比肩するを得へく各種の需用に充て、盡く適應せざるなし只粘力稍微弱にして單獨燐炭を製すへからざるは遺憾とする所なるも瓦斯炭としては最も良好にして且つ瓦斯製造に因り得る處の燐炭は其質佳良なりとす今其分析せし成績を見るに左の如し

水分	揮發分	燐炭分	灰分	硫黃
四、一八	五〇、八八	四二、八二	二、二二	〇、七二

之に依て是を見れば其良炭の資格あるは言を待たざるなり其炭素、瓦斯等の揮發分及び燐炭分多くして灰分、硫黃等の忌むべきもの極めて少なきは本邦に於

ても其比類を見ざる所なりと云ふ今又千金寨の炭質に就き試験を行ひし結果は左の如し

撫順千金寨産炭分析表

水分	灰分	燐炭分	揮發分	硫黃	發熱量
四、四四	一、六〇	四三、四一	五〇、四五	〇、五九	七五、九〇
六、〇八	四、四〇	四三、五二	四六、〇〇	〇、七九	七〇、四〇
六、三二	二、〇四	四八、一七	四三、四七	〇、六四	七一、五〇

▲採炭法及び採炭量 露人の經營時代にありては其採掘頗る亂雜にして炭層の露頭より直に傾斜に沿ひ採掘を行ふ然れとも坑道次第に延長すれば運搬力を要すること多きを以て大抵僅かに六七十間を採掘すれば之を中止して更に新坑を開くを常とせり之を以て千金寨に於ける採炭區域中東西僅かに二百間



南北六七十間の間に於て十三個の坑口を開掘するか如き奇觀を呈するに至れり而して其採掘亦縦横上下の別なく任意之を採取したるか爲め炭柱崩壞地表陥落等の奇變を見るものあり然れども其採炭量の最も盛なる時は東區のみを以てして尙ほ且つ毎日坑夫一千四百五人を使役し百五六十萬斤を採取したりと又西區の如きも其盛時にありては一日二百萬斤内外を採掘したりと目下我が邦の採掘しつゝ、あるは千金寨にして炭層の露頭より傾斜に反對して坑道を開鑿し運搬排水の便を圖りつゝ、あり目下第二坑のみを以て已に一日二百餘噸を採收し居れり第一、第三、第四の各坑も已に著手したるも第一、第四は高麗行に出會し出水多く目下排水中なれば遠からず出炭を見るに至らん

▲石炭の價格 目下各種の物價及び工賃等非常に騰貴せるを以て其石炭の價格に就ては正確なる計算をなす能はざるも諸經費を合算して塊炭一噸三圓粉炭二圓を出てざる可し之を大連に輸送するとして撫順、大連間を三百哩とし九州鐵道の比較により一哩一噸の運賃を一錢二厘と假定し之を計算する時は大連著の價格は塊炭六圓五十錢、粉炭五圓五十錢となるの割合なり然れども是れ只概算を示すのみ其實際に於ける買價價格に至つては豫め之を算定すへから

さるなり

三 復州炭坑 (炸子窰五湖嘴)

一 炸子窰炭坑

炸子窰は南瓦房店停車場の東方約三十町の處にあり復州城を去る約六十浬里なり清國人李樹聲の祖先李麟なるもの乾隆年間於て朝廷に出願し龍巖即ち石炭採掘の許可證五通を受領し爾來百有餘年間採掘に従事し居りしか光緒二十四年十一月露國の技師長「ピートシン」丁抹人技師「ブリンコ」同上來り李を威赫的に強請して其炭坑を占領し自ら採掘を始めたり又同炭坑より南瓦房店即ち東清鐵道の本線に至る迄輕便鐵道を布設する爲め土地を買收し已に土工を完成せり且つ採掘に要する各種の器械も運來して之を据付たり然れども光緒二十六年義和團の事件に際し其採掘を中止し所用の機械及び雜品等總て之を烟台に輸送し去れり光緒二十七年露國技師「レデーフ」(蘭人)なるもの來つて再び採掘に従事せしも一年餘を経て其工事を中止したり其中止したる原因は之を明にするを得ざるも其石炭の不良なるか爲めに非ざることには現に採出せる石炭によりて之を見るも明かなり土人は皆石炭の不良なるに因ると稱するも是れ



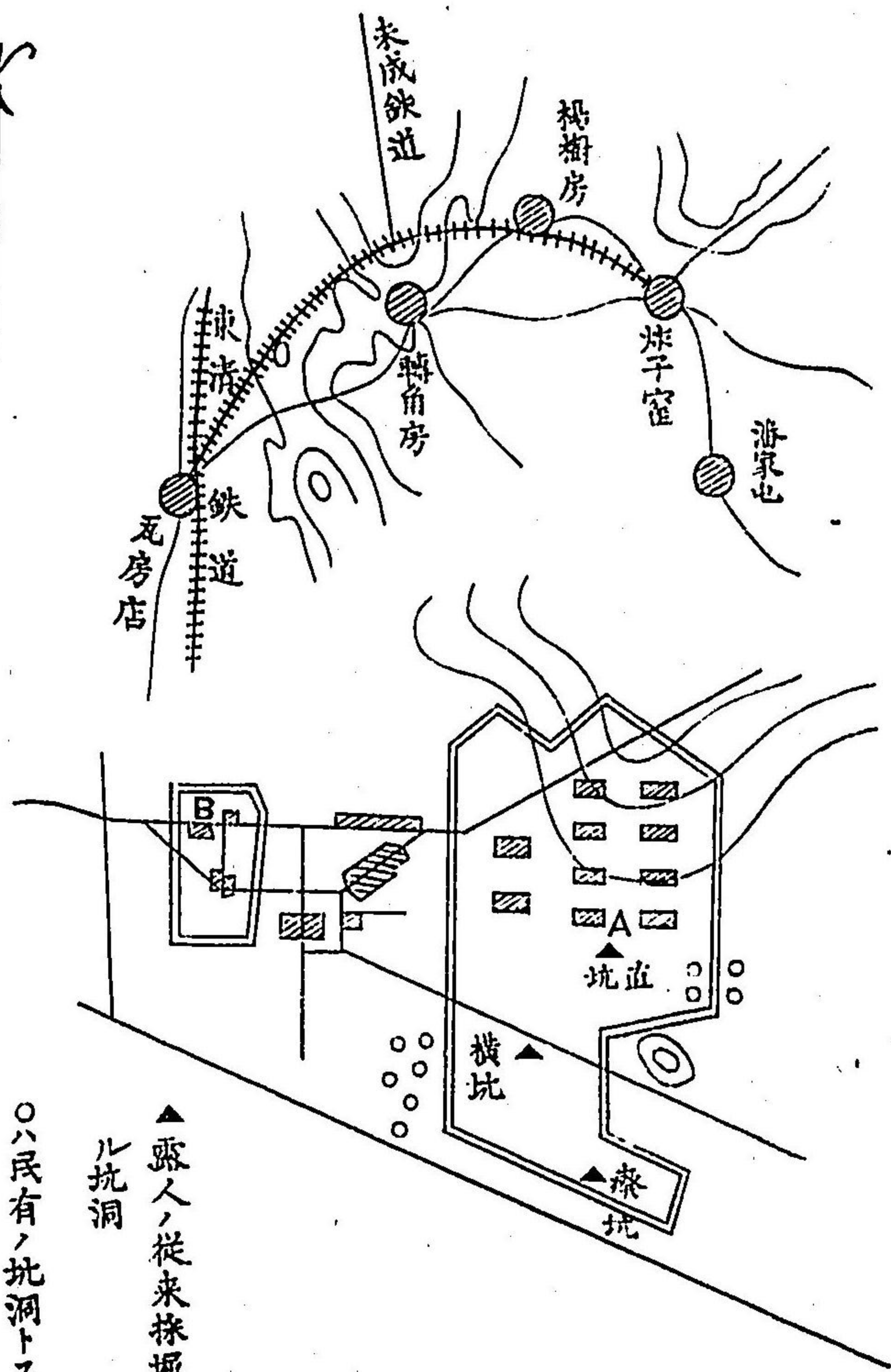
土人等か其利権の外人に移らんことを恐れて特に此言をなすものにして露人か之を中止したるは他に原因の存するものあらん

▲炭層及び炭質 同坑の炭層は五層より成り炭質は水分少なき塊炭にして土人之を出山貨と稱す出山貨とは坑外に炭あり裏面に入るに隨て出炭額少なきものなりとす其炭層の第一層は「カバリー」と稱し地下二三丈の下にあり臭氣頗る強し、第二層は立炸と稱し深さ四尺餘、堅に固まりたる粉炭なり、第三層は明煤と稱し深さ五尺餘、油氣多く汽車用として適當なりとす、第四層は明炸と稱し深さ一丈餘、油氣、火氣共に多く汽車用として最も適良にして同坑中の最上品なりとす、第五層は下二路と稱し明炸の下にありて其脈は殆んど無底なり之を要するに同坑の炭質は火力永きに堪へ汽車用としては最も佳良且つ其炭脈も相連續して數里に亙り頗る有望なる炭坑の一とす

▲價格 同石炭は戦前には毎千斤一等五圓二等三圓内外なりしも目下頗る騰昂して現に一等十二圓二等七圓三等三圓六十錢なりと云ふ明治三十七年我が軍の此地を占領して以來は其戦前に採掘せし者は尙ほ清人をして適宜に其賣買をなすことを許可せり而して清人の所有せる現在額は一等二十四萬三千二

百五十貫二等二十五萬八千貫三等四十六萬二千貫ありと云ふ

炸子窰炭坑附近略圖



▲露人ノ從來採掘シタル坑洞

○ハ民有ノ坑洞トス

A Bハ露國買收地



▲露國の建築物及び採炭坑 露國が前後二回に於て探掘せし炭坑は前掲圖面の如く第一回に著手せしは即ち舊坑にして第二回に著手せしは即ち横坑なりとす直坑は即ち吸水坑なり其東にあるは即ち土人の炭坑なりとす又露人は粗造の煉瓦屋大小十四棟を建築し事務所住宅及び其他の要に充て居たり

## 二 五湖嘴

五湖嘴は復州城を距る西南九十清里の處にあり同礦は東西二區に分れ東を東票と云ひ西を西票と云ふ東票は清人陳伯昌の祖先乾隆年間に朝廷より龍票五通を受領し西票は劉春補の祖先同年間に許可證五通を受領し爾來百有餘年均しく探掘に従事し來りしか光緒二十八年七月露國人「チウオキタヲスチ」リリウフの二人及び蘭人技師「レヂー」等來りて陳伯昌及び劉春浦と炭坑地借區の協商を遂げ遂に二十五年間の借租を契約せり而して其契約は陳伯昌に對しては出炭額の一割六分を給し劉陳浦に對しては毎年租借料一萬圓を支拂ふことを約せり此に於て露人は該地にありて石炭探掘を開始し隨意に人民の所有地に輕便鐵道を布設するなど頗る專横を極めたり然れども日露開戰の始めに當つて悉く逃遁し去りたれば其事業は徒に經費を消盡したるのみにして何程の利

益をも見る能はざりしなり

▲炭層及び炭質 同坑の炭層は淺きは四五尺なるも深きは殆んど無底にして一定せず又炭質は無烟無臭の粉炭にして油氣少なく火力亦薄弱なるを以て汽車汽船の用に適せざるも屋内日常の燃料としては頗る適當にして清國人間に於ける需用の量は實に少なからざる者あり加之ならず同坑は海岸に接するを以て船舶を以て各地に運搬するの便あり且つ探炭の如きも適當の方法を以てせば多額の資本を要せずして毎年數千萬斤を得るは容易の業なる可く却て其收益は大なるものあらんか

▲價格 同炭の價格は目下之を明にするを得ざるも戰前にありては上等三四五十錢、下等二圓五十錢内外なりしと云ふ

▲税金 以上三坑より戶部に納付すへき礦務税は一箇處に付毎年八十八兩〇四分にして總計二百六十兩十二錢の規定なるも實際は一箇處に付約百二十兩を上納せざる可からすと云ふ

左の契約書は五湖嘴の炭坑に關し清人陳伯昌と露國人の間に訂結せしものなり參考の爲め之を掲ぐ



露曆千九百二十年十一月十一日清曆二十八年十月二十五日清國人陳伯昌は清國皇帝より受領の龍票五通を證とし露國人「リーウフ」チウオキタオスチと復州炭礦探掘の契約を訂結すること左の如し

一、票主陳伯昌は復州五湖嘴の東、其四隣境界は票上に明記の出炭地を以て總て露國人「リーウフ」チウオキタオスチに貸與し探掘期限は二十五箇年とす出炭の後は百噸に付十六噸の歩割を票主に給し以て租借料に充つ著手後は出炭の有無に拘らず毎年二千噸を露國人より票主に補給す若し出炭多くして歩合二千噸に止まらるときは百分の十六の歩割に因て給與す其計算は一箇月毎に之を行ふ

二、露國人「リーウフ」チウオキタオスチは陳伯昌の票内に在る海濱の空地を占用するも租借料を給せず若し炭坑左右の地に家屋を建築し或は鐵道布設の用に供するときは陳伯昌票内の地には毎畝五十元を給與す其期限は二十五箇年とす

三、租借地に對する國稅及び龍票に對する諸入費は露國人と相干せず陳伯昌自ら負擔納入するものとす

四、「リーウフ」チウオキタオスチ若し株金を募集し或は更らに資本家を加へ協同探掘することあるも票主への歩割は此契約に準據す

五、茲に露清文契約書各二通を認め兩國文を証とす  
尙ほ炭礦探掘上の事は露國礦山技師之を擔當す

票主	姓名
證人	姓名

#### 四 通化、懷仁の礦山所在地

通化縣及び懷仁縣管下一帶礦物の豐富なるは已に記述せし所の如くなるか今其所在地に就き詳細を記すること左の如し

#### 通化縣所屬

大廟溝	(通化の南十五清里)	金礦
小廟溝	(大廟溝の東十清里)	銀
葦沙河	(通化の南徽西六十清里)	金
報馬川	(葦沙河の西二十清里)	金
霸王槽	(報馬川の西二十清里混江東岸)	銀



大梨樹溝 (霸王槽の東北二十清里混江東岸) 金  
 通天溝 (通化の西八十清里) 砂金  
 崗山二道溝 (通天溝の南十清里) 砂金  
 南崗山嶺 (三道溝の南二十清里) 銀  
 富爾江 (南崗山嶺の西三十清里懷仁の界) 金  
 (以上は通化縣の西南界にあるものなり)  
 三合頂 (通化縣の北東約百五十清里大小灘平河) 金  
 大灘平 (三合頂の東北十清里) 金  
 小灘平 (同東南十清里小灘平河の北岸) 銀  
 半藏河 (同西三十清里窩集河の上流) 石炭  
 仙人溝 (海龍の西南四十清里伊通河岸) 石炭  
 (以上は通化縣の北界海龍府の管界にあり未採のもの多し)  
 林子頭 (鴨綠江の東六十清里) 金  
 寶聚泉 (鴨綠江の東六十清里) 金  
 帽兒山頭道溝 (寶聚泉の北二十清里) 砂金

同二道溝 (鴨綠江の北東十二餘清里) 砂金  
 同三道溝 (鴨綠江の北東二十五清里) 砂金  
 同四道溝 (鴨綠江の北東五十清里) 銀及石炭  
 同六道溝 (鴨綠江の北東三十清里) 鐵  
 大粟子溝 (鴨綠江の北東十五清里) 鐵  
 四道溝 (通化の東北四十清里混江の北岸) 石炭  
 五道溝 (四道の東十五清里混江の北岸) 石炭  
 (以上は通化縣の東界四五道江以外は鴨綠江の北岸にあり)

懷仁縣所屬

老黑山 (懷仁縣の南東百清里混江と鴨綠江の合流點西北二十清里) 金  
 滾馬嶺 (老黑山の北東十五清里) 金  
 老爺嶺三道溝 (滾馬嶺の北東四十餘清里) 石炭  
 (以上は懷仁縣の東南界鴨綠江の沿岸にあり)  
 大雅河 (懷仁の西微南七十清里雅河の南岸) 石棉礦  
 小雅河 (大雅河の西四十清里雅河の南岸) 石棉礦